

第2期岩沼市地域福祉計画

(素案：未定稿)

令和7年12月
宮城県 岩沼市

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨・背景	1
2 計画の位置付け・計画期間	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状	9
1 岩沼市の現状	9
2 地域で支援を必要とする人の動向	13
3 住民意識・団体・事業者の意見	22
4 地域福祉の推進に向けて求められる視点・課題の整理	35
第3章 計画の基本的な考え方	37
1 目指す地域福祉の姿（基本理念）	37
2 施策体系	52
3 基本目標	53
4 誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けて	54
第4章 地域福祉施策の展開	55
基本目標1 周囲の変化に“気づく”きっかけと仕組みづくり	55
施策1-1 住民同士の関わりや顔の見える関係づくり	55
施策1-2 困りごと等に気づける体制の充実	57
施策1-3 地域の声や情報が届きやすい仕組みづくり	59
基本目標2 みんなで“担う”人づくり	61
施策2-1 福祉意識の醸成、教育・学習機会の充実	61
施策2-2 担い手の育成・継続支援	63
施策2-3 地域活動の活性化	65
基本目標3 困りごとを“つなぐ”支援づくり	67
施策3-1 情報提供・相談支援の充実	67
施策3-2 包括的な支援体制の充実	70
施策3-3 福祉サービスの質・量の確保	73
施策3-4 暮らしを支える生活支援・自立支援の推進	75

基本目標4 いつでも“安心できる”地域づくり	77
施策4-1 共生の地域づくりに向けた福祉環境の整備	77
施策4-2 防災・防犯対策の推進	79
施策4-3 地域でつながり、自分らしく暮らせる仕組みの推進	81
第2期岩沼市成年後見制度利用促進基本計画	83
第1期岩沼市再犯防止推進計画	93
第5章 第2期岩沼市自殺対策計画	99
1 計画策定の背景と目的	99
2 自殺対策に対する基本認識	100
3 岩沼市における自殺の状況	104
4 現計画の評価	110
5 計画の基本理念	116
6 計画の目標	117
7 自殺対策の展開	119
基本目標1 みんなが「関わる」地域共生社会の形成	119
基本目標2 困ったときの声や支えの「届く」体制づくり	124
基本目標3 自分らしく「生きる」居場所づくり	130
基本目標4 こども・若者を「守る」教育・支援の充実	135

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨・背景

(1) 計画策定の目的

近年、少子高齢化の進行や人々の暮らし方の多様化により、地域社会の環境は大きく変化しています。本市でも、高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が進み、地域全体の高齢化や孤立リスクが高まっています。また、こどもや現役世代の人口が減ることで、今後の地域活動を担う人材の不足が懸念されています。

こうした状況の中、住民同士の「つながり」や地域に対する関わりが薄れ、新型コロナウイルス感染症の影響で人ととの交流が減り、「つながり」の希薄化が一層強まりました。

また、地域で暮らす障害や認知症のある方への理解や支援、様々な理由からの孤独・孤立、8050問題、貧困、虐待、ひきこもりなど、地域の課題はより多様かつ複雑になっているだけでなく、制度の狭間にある人や悩みがあっても相談をためらう人など、様々な理由から支援につながっていない現状があります。

これらの現状を踏まえ、誰もが自身にも関わることとして地域の課題に向き合い、行政だけでなく住民や民間団体などと世代や分野を超えて多様な主体が協力し合うことが求められています。こうした協力を通じて、一人ひとりが孤立せず、安心していきいきと暮らせる「地域共生社会」の実現を目指すことが重要です。

令和7年度をもって第1期地域福祉計画が最終年度を迎えることから、「みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念とした現在の計画を見直し、「地域共生社会」を築いていくための「つながり」を再構築する新たな第2期地域福祉計画を策定します。

(2) 関連する法・制度等の動き

① 地域共生社会の実現に向けた包括的・重層的支援体制の構築

地域共生社会の実現を図るため、地域の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立しました。令和3年4月には社会福祉法が改正され、地域の複雑化・複合化する支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

図表 重層的支援体制について



資料：厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト

② 成年後見制度の利用の促進

成年後見制度は、認知症や知的障害、その他の精神上の障害などにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な制度です。しかし、現状では十分に利用されていない状況にあります。

こうした状況を鑑み、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年4月15日公布）が施行され、市町村が利用促進基本計画の策定や審議会等の設置に努めることが規定されたほか、令和4年3月には、国が定める第2期成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されました。

③ 再犯防止の推進

全国的に刑法犯検挙者数は減少傾向にあるものの、検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」は上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築するうえで、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていたことから、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が平成28年12月に公布・施行されました。この法律では、国に再犯防止推進計画の策定を義務づけており、平成29年12月に第1次計画、令和5年3月に第2次計画が策定されました。

また、宮城県においても、令和元年度に第1次宮城県再犯防止推進計画、令和7年3月に第2次宮城県再犯防止推進計画が策定されました。

この法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

④ 孤独・孤立対策

孤独・孤立の問題には、地域や家族間でのつながりの希薄化、健康問題や経済的な要因による社会とのつながりの減少、インターネットやSNSの普及に伴うコミュニケーションの変化、コロナ禍の影響など、多岐にわたる要因や背景があります。

こうした社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、令和6年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

⑤ こどもまんなか社会

少子化社会対策基本法や子ども・若者育成支援推進法等に基づき、政府を挙げて対策を進めてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況に鑑み、こども・若者の課題を解決し、「こどもまんなか」の社会を目指すため、「こども家庭庁」が令和5年4月に創設されました。同時に、従来は諸法律に基づいて国の関係省庁、地方自治体で進められてきたこども政策を総合的に推進する「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども政策に係る大綱を一体的に推進する「こども大綱」を閣議決定しました。

⑥ 困難な問題を抱える女性への支援

性暴力・性犯罪被害、生活困窮、DV・児童虐待により居場所がないなど、複雑で多様な問題を抱える女性の保護や支援が現行の法律では十分に対応できないことから、令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(困難女性支援法)が新たに施行されました。

⑦ 新たな視点による認知症施策の推進

認知症基本法は、令和6年1月に施行され、すべての認知症の方が個人として尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる共生社会の実現を目指しています。この法律では、「新しい認知症観」に基づき、認知症になっても「できること」や「やりたいこと」が地域で守られることが重視されています。

⑧ 2040年に向けたサービス提供体制等のあり方の検討

令和7年7月に開催された「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会のとりまとめでは、全国を「中山間・人口減少地域」「大都市部」「一般市等」に分類し、それぞれの地域に合わせた効果的・効率的な福祉サービスの提供体制を構築することが示されました。

また、人材の確保や定着、ICT・AIなど新しい技術の導入による生産性の向上を図り、地域全体で支え合う基盤を強化することで、高齢者だけでなく、障害のある方や子育て世帯など、様々な人が地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目指しています。

⑨ 持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は、持続可能な社会の実現に向けた国際的な目標です。貧困や飢餓、教育、気候変動など、地球規模の課題に対して、地球上の「誰ひとり取り残さない」ことを目指し、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む17のゴールと169の普遍的な目標が設定されています。



2 計画の位置付け・計画期間

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき市町村が策定する計画であり、地域福祉を推進していくための理念や総合的な方向性を示すものです。

(参考) 社会福祉法（抄）

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 第106条の3の包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉協議会を中心となって、「住民」「社会福祉を目的とする事業を経営する者」「社会福祉に関する活動を行う者」などが協力し、地域福祉計画と連携して策定する、地域福祉推進のための実践的な行動計画です。

なお、社会福祉協議会は、誰もが地域で安心して暮らせるよう、地域における課題を地域住民と一緒に考え、高齢者・障害者等のための活動や支援、災害時のボランティア活動支援等を通して地域福祉を推進することを目的としています。

(参考) 社会福祉法（抄）

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 分野別計画との関係

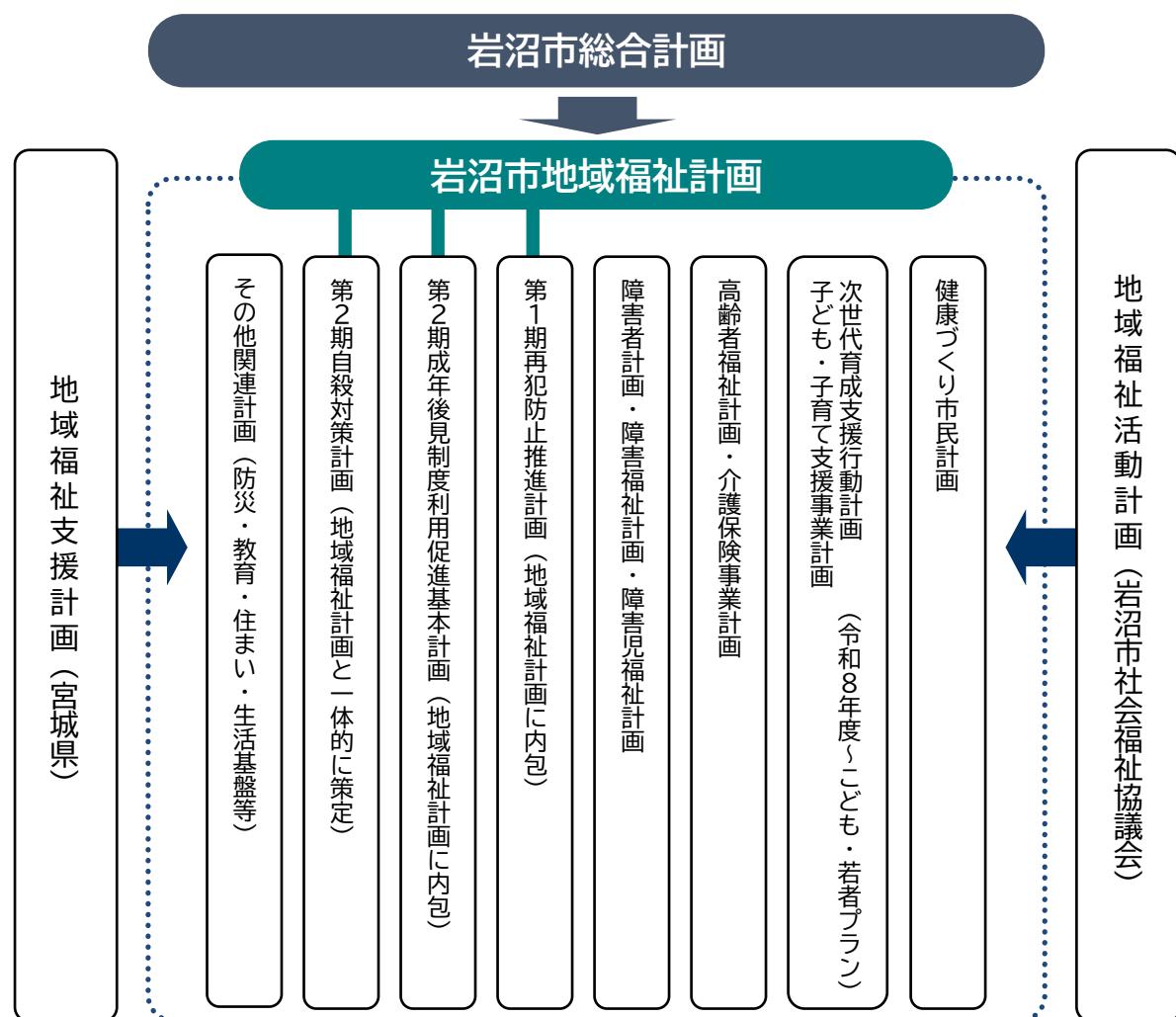
本計画は、「岩沼市総合計画」を上位計画とする個別計画です。本市における福祉分野の各種計画の上位に位置付けられ、保健福祉分野の個別計画に共通する地域福祉推進の基本的な考え方を定めます。

また、これらの個別計画を横断的につなぐ役割を担い、「岩沼市成年後見制度利用促進基本計画」や「岩沼市再犯防止推進計画」を内包する計画として策定します。

さらに、自殺対策基本法第13条第2項に基づく自殺対策計画については、精神保健の視点だけでなく、様々な分野の施策と連携することが必要であるため、自殺総合対策大綱の基本理念「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に沿った「岩沼市自殺対策計画」を本計画と一体的に策定します。そして、保健・医療・福祉分野の関連計画や施策との整合性や連携を図りながら、本市における自殺対策の基本的な方向性や、具体的な事業・取組内容を示します。

また、本市の地域福祉を推進するため、本計画は岩沼市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と車の両輪のように連携し、相互に補い合いながら取組を進めます。

図表 本計画と他の計画の関連図



(4) 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

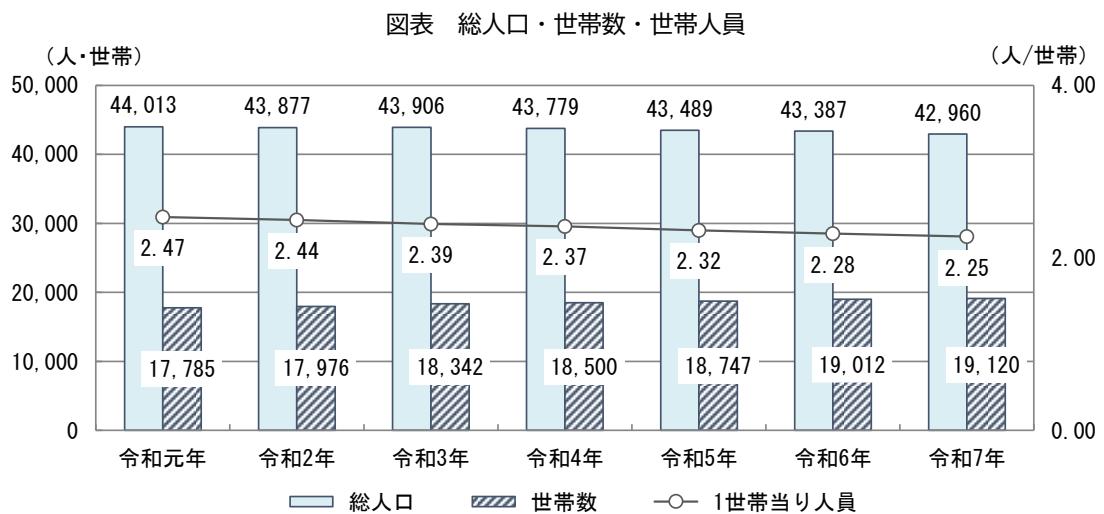
1 岩沼市の現状

(1) 人口・世帯の推移

① 総人口・世帯数・世帯人員

直近の人口推移として、令和元年3月末の人口44,013人に対して、令和7年3月末では約2.4%減の42,960人となっており、緩やかな減少傾向となっています。

世帯数の推移については、令和7年は19,120世帯と増加傾向にありますが、一方で1世帯当たり人員は減少推移となっており、令和7年では2.25人/世帯となっています。

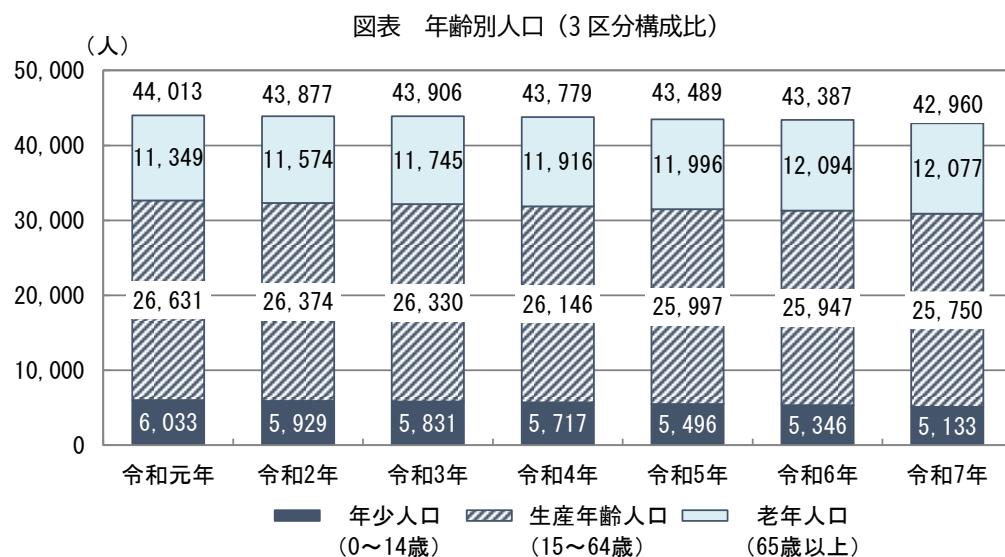


資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

② 年齢別人口

住民基本台帳による年齢3区分の推移をみると、特に年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著となっています。

令和元年と令和7年の各区分を比較すると、年少人口（0～14歳）は約14.9%、生産年齢人口（15～64歳）は約3.3%の減少となっている一方で、老人人口は約6.4%の増加となっています。



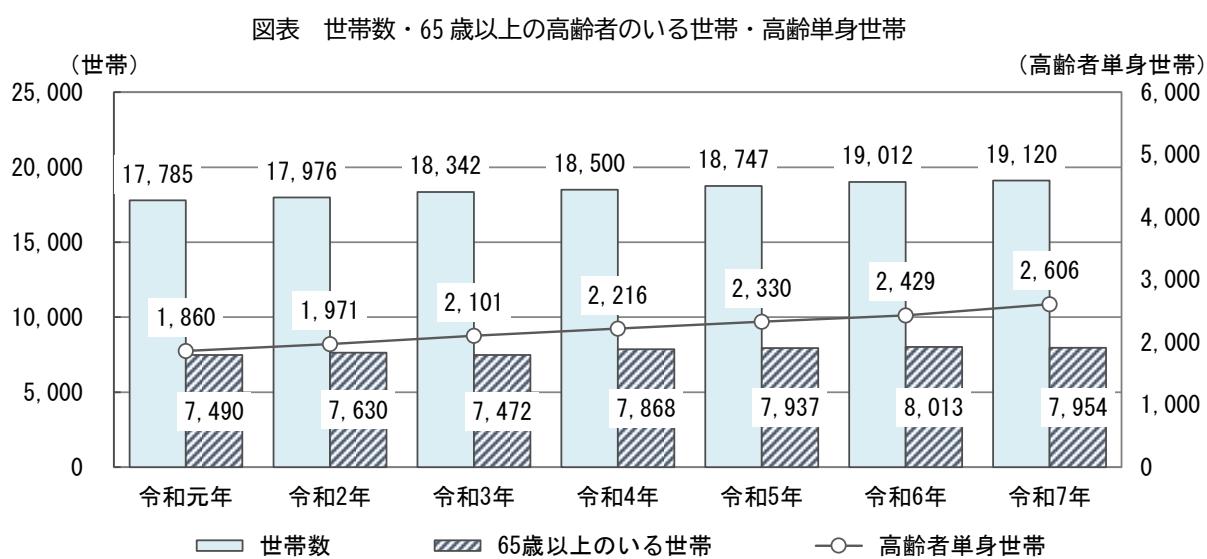
※総人口には年齢不詳人口を含みます。

資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

③ 世帯数・65歳以上の高齢者のいる世帯・高齢者単身世帯

世帯数全体をみると令和元年より増加が続いているが、65歳以上のいる世帯については、細かい増減を繰り返しながらも増加傾向で推移しています。

また、高齢者単身世帯についてみると、令和7年では2,606世帯と令和元年の約1.4倍の増加となっています。



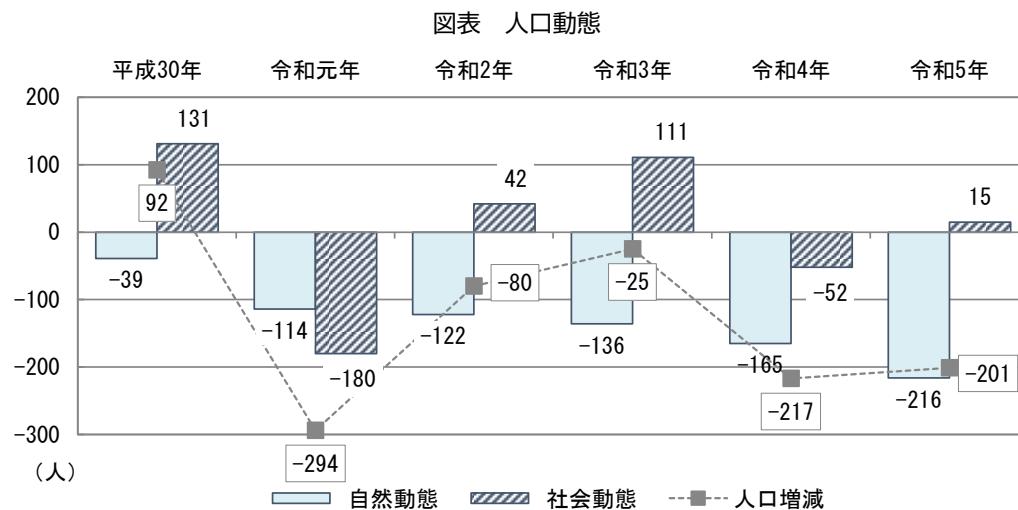
資料：住民基本台帳調査（各年3月末現在）

(2) 人口動態

人口動態全体では、令和元年以降の人口動態はマイナス値が続いています。

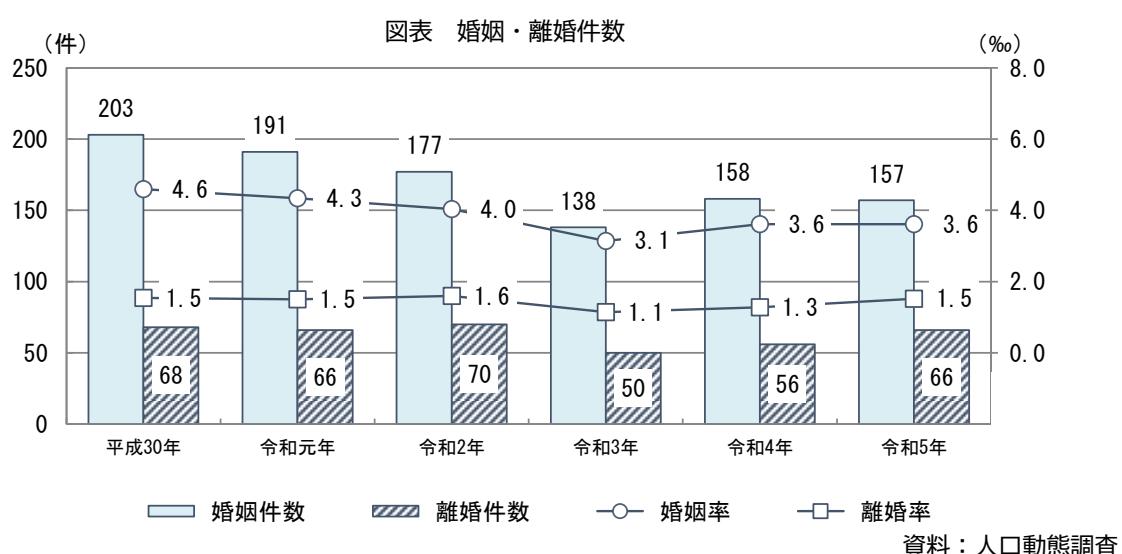
平成30年から令和5年までの各人口移動の状況をみると、自然動態（出生・死亡）についてはマイナス値が続いており、死亡者数が出生者数を上回っています。

一方社会動態（転入・転出）では、年によって131人の増加（転入）から180人の減少（転出）といった増減の幅が大きくなっています。



(3) 婚姻・離婚

平成30年以降の婚姻・離婚件数をみると、期間における婚姻数の平均は170.7件、離婚件数の平均は62.7件となっています。

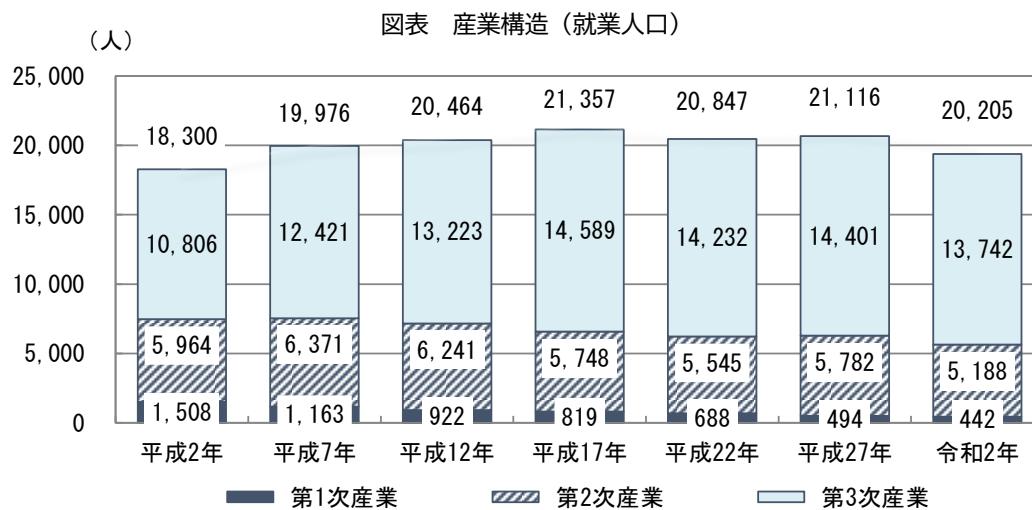


(4) 産業・労働力

① 産業構造（就業人口）

国勢調査による令和2年の就業者総数は20,205人となっています。

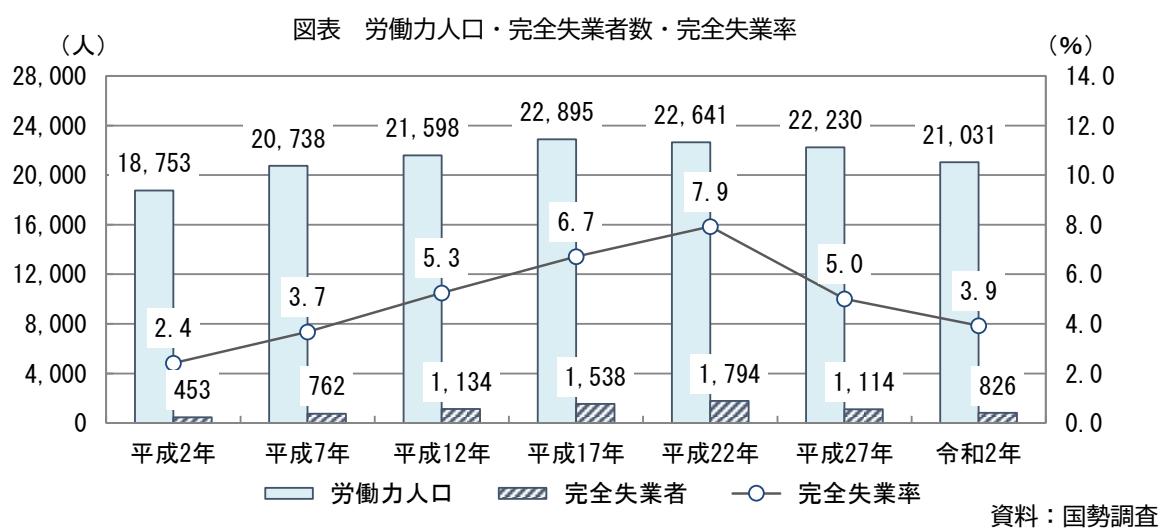
また、産業別では、第3次産業の就業者数が最も多くなっています。



資料：国勢調査

② 労働力人口・完全失業者数・完全失業率

国勢調査による令和2年の労働力人口は21,031人、完全失業者数は826人、完全失業率は3.9%となっています。



2 地域で支援を必要とする人の動向

(1) こども・子育て

① 就学前児童数

就学前児童数は減少傾向にあります。令和6年度の就学前児童の各年齢を比較すると、0歳児が最も少なく、5歳児の325人と比較しても100人以上少なくなっています。

図表 就学前児童数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童数 (人)	2,161	2,073	1,995	1,960	1,884	1,810	1,664
0歳児	334	313	304	298	256	235	204
1歳児	329	347	324	315	301	276	231
2歳児	358	317	349	319	318	303	276
3歳児	348	352	323	349	321	314	308
4歳児	396	341	352	328	355	326	320
5歳児	396	403	343	351	333	356	325

資料：子ども福祉課（各年度末現在）

② 教育・保育児童数（保育所（園）・認定こども園・幼稚園等への入所児童数）

令和7年における保育所（園）への入所児童数は618人、小規模保育事業は34人、認定こども園は424人となっています。

また、令和7年における幼稚園への入園児童数は301人となっています。

図表 保育所（園）・認定こども園・幼稚園等への入所児童数

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
公立認可保育所（人）	283	282	202	203	204	196	191
私立認可保育所（人）	453	445	423	436	440	441	427
小規模保育事業（人）	51	50	44	35	31	36	34
認定こども園（人）	76	78	338	346	359	343	424
私立幼稚園（人）	470	574	517	502	463	439	301

資料：子ども福祉課（保育所（園）・認定こども園：各年4月1日現在）・学校教育課（私立幼稚園：各年5月1日現在）

③ 児童・生徒数

令和元年以降の小中学校の児童・生徒数は減少傾向が続き、令和7年の小学校の児童数は2,207人、中学校の生徒数は1,213人となっています。

図表 児童・生徒数

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
小学校 (人)	2,576	2,516	2,501	2,423	2,331	2,302	2,207
岩沼小学校	586	550	538	511	498	506	471
岩沼南小学校	531	520	522	508	495	493	482
岩沼西小学校	1,003	1,012	986	963	914	893	871
玉浦小学校	456	434	455	441	424	410	383
中学校 (人)	1,292	1,324	1,315	1,308	1,250	1,205	1,213
岩沼中学校	345	362	365	349	330	308	331
岩沼北中学校	248	242	238	221	208	194	194
岩沼西中学校	531	527	507	507	493	487	473
玉浦中学校	168	193	205	231	219	216	215

資料：学校教育課（各年5月1日現在）

④ 放課後児童クラブの利用者数

放課後児童クラブの利用者数は、各年により増減はあるものの、年間約560～660人の利用者数推移となっています。

図表 放課後児童クラブの利用者数

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
放課後児童クラブ利用者数 (人)	577	565	602	584	633	656	651

資料：子ども福祉課（各年5月1日現在）

(2) 高齢者（要介護認定者）

65歳以上人口については緩やかな増加がみられ、なかでも平成30年度以降の後期高齢者は増加を続けており、令和6年度には6,441人となっています。

介護保険被保険者数については、第1号被保険者（65歳以上）は緩やかな増加、第2号被保険者（40歳から64歳）はおおむね横ばいの状態が続いています。

また、要介護認定者については要支援・要介護ともに増加しており、令和6年度の第1号被保険者の認定率は19.0%となっています。

図表 高齢者・高齢化率

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
65歳以上人口（人）	11,349	11,574	11,745	11,916	11,996	12,094	12,077
前期高齢者（65歳以上 75歳未満）	6,002	6,097	6,268	6,355	6,135	5,898	5,636
後期高齢者（75歳以上）	5,347	5,477	5,477	5,561	5,861	6,196	6,441
高齢化率（%）	25.8	26.4	26.8	27.2	27.6	27.9	28.1

資料：市民・税務課（各年度末現在）

図表 被保険者・要介護認定者・認定率

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1号被保険者（65歳以上）	11,349	11,574	11,745	11,916	11,996	12,094	12,077
第2号被保険者（40歳から64歳）	14,570	14,523	14,518	14,518	14,504	14,519	14,574
認定者数（人）	1,969	2,008	2,079	2,169	2,177	2,215	2,298
要支援	483	524	574	597	586	621	630
要支援1	172	202	217	226	218	218	222
要支援2	311	322	357	371	368	403	408
要介護	1,486	1,484	1,505	1,572	1,591	1,594	1,668
要介護1	390	390	402	408	419	434	451
要介護2	392	384	382	368	363	389	438
要介護3	281	292	300	320	327	319	293
要介護4	278	266	259	307	319	292	327
要介護5	145	152	162	169	163	160	159
認定率（%）	17.3	17.3	17.7	18.2	18.1	18.3	19.0

※ 認定率は第1号被保険者に占める認定者の割合

資料：介護福祉課（各年度末現在）

(3) 障害者（手帳所持者）

① 障害者手帳所持者

障害者手帳所持者は、令和6年度で2,395人と、総人口の※5.6%を占めており、平成30年度以降の推移は年ごとに増減がみられるものの、増加傾向がみられます。

障害種別についてみると、各年ともに身体障害者手帳所持者（身体障害者）が最も多く、令和6年度で1,449人となっています。

また、令和6年度の療育手帳所持者（知的障害者）は499人、精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障害者）は447人となっており、どちらも平成30年度以降増加傾向となっています。

図表 障害者手帳所持者

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害者手帳所持者（人）	2,123	2,126	2,220	2,202	2,218	2,346	2,395
身体障害者手帳所持者	1,484	1,465	1,507	1,451	1,432	1,443	1,449
療育手帳所持者	364	352	379	398	415	476	499
精神障害者保健福祉手帳所持者	275	309	334	353	371	427	447

※令和7年3月の住民基本台帳総人口（42,960人）に対する割合。

※障害者手帳所持者は、複数の手帳を所持している人を含みます。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は、平成30年度以降おむね横ばいの推移となっています。手帳の等級別では毎年「1級」が最も多く、令和6年度の所持者数は380人、障害別では、肢体不自由が身体障害のある人全体の半数を占めています。

図表 身体障害者手帳所持者（等級別）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳所持者（人）	1,484	1,465	1,507	1,451	1,432	1,443	1,449
1級	476	407	405	388	385	455	380
2級	215	225	228	217	214	197	225
3級	266	266	267	254	240	223	240
4級	316	338	361	340	338	321	356
5級	136	139	151	160	167	175	173
6級	75	90	95	92	88	72	75

※身体障害者手帳の等級は1級が最も重度の障害の状態を示し、数字が大きくなるにつれて障害が軽度であることを示しています。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

図表 身体障害者手帳所持者（障害別）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
視覚障害 (人)	83	85	86	79	77	73	75
聴覚・平衡機能障害 (人)	103	114	120	120	116	111	112
音声・言語・そしゃく機能障害 (人)	14	17	21	21	21	17	14
肢体不自由 (人)	777	755	782	756	740	724	733
内部障害 (人)	507	494	498	475	478	518	515

資料：社会福祉課（各年度末現在）

③ 療育手帳所持者

平成 30 年度以降の療育手帳所持者数は増加が続いています。

図表 療育手帳所持者（判定別）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
療育手帳所持者 (人)	364	352	379	398	415	476	499
A	115	122	126	124	126	135	147
B	249	230	253	274	289	341	352

※療育手帳は判定の結果によって区分され、A 判定の方が重度であることを示しています。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加が続いているおり、令和 6 年度には 447 人となっています。等級別では 2 級が多くなっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者については、令和 2 年度に減少がみられたものの、以降は増加が続き、令和 6 年度には 792 人となっています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
精神障害者保健福祉手帳所持者 (人)	275	309	334	353	371	427	447
1 級	36	33	34	35	31	40	35
2 級	147	172	175	191	199	228	235
3 級	92	104	125	127	141	159	177

※精神障害者保健福祉手帳の等級は 1 級が最も重度、3 級が最も軽度の障害であることを示しています。

資料：社会福祉課（各年度末現在）

図表 自立支援医療（精神通院医療）受給者証取得者

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
自立支援医療（精神通院医療）受給者 (人)	649	671	584	703	725	762	792

資料：社会福祉課（各年度末現在）

⑤ 難病

難病患者数について、特定疾患医療受給者証の発行数の推移をみると、令和6年度は395人と増加傾向がみられます。

また、小児慢性特定疾病医療受給者については、平成30年度以降は約50~70人前後で推移しています。

図表 難病患者数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
特定疾患医療受給者証 (県)	319	325	379	371	383	404	395
小児慢性特定疾病医療受給者	54	64	71	63	58	60	62

資料：宮城県（各年度末現在）

（4）生活保護世帯・人員

平成30年度以降の生活保護世帯数及び生活保護人員数は、令和3年度までは減少推移がみられていましたが、以降は増加へと転じ、令和6年度の生活保護世帯数は252世帯、生活保護人員は322人となっています。

図表 生活保護世帯・人員

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
生活保護世帯数 (世帯)	253	256	226	214	226	251	252
生活保護人員 (人)	341	351	299	275	292	316	322

資料：社会福祉課（各年度末現在）

(5) 成年後見制度

市内における成年後見制度の利用者数について、令和元年以降約40～50人前後で推移しています。

また、認知症や障害などにより判断能力に不安がある方の福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の利用者については、令和元年度以降5人前後で推移しています。

図表 市内における成年後見制度の利用者数

区分	令和元年 7月1日	令和2年 8月3日	令和3年 7月1日	令和4年 10月1日	令和5年 10月1日	令和6年 8月1日	令和7年 5月1日
法定後見人 (人)	52	48	50	48	49	43	48
後見	42	36	36	34	36	32	36
保佐	10	12	14	14	12	10	11
補助	0	0	0	0	1	1	1
任意後見 (人)	2	2	2	1	1	1	0

資料：仙台家庭裁判所後見センター（各時点データ）

図表 市長申立て実施件数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長申立て (件)	0	1	2	0	2	4	0
高齢者	0	1	2	0	2	3	0
障害者	0	0	0	0	0	1	0

資料：介護福祉課・社会福祉課（各年度末現在）

図表 日常生活自立支援事業の利用者数・相談件数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (人)	3	2	6	5	6	6	5
うち新規	0	0	4	0	1	1	2
うち解約	1	1	0	1	1	1	3
新規相談件数 (人)	2	5	3	2	4	2	3

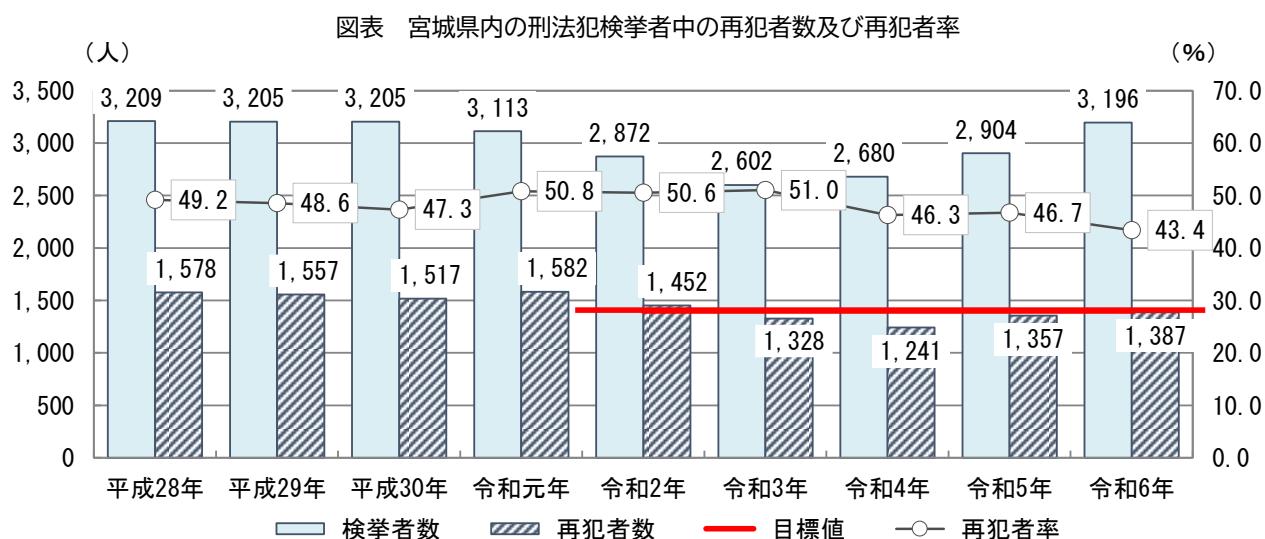
資料：岩沼市社会福祉協議会（各年度末現在）

(6) 再犯防止（宮城県内の動向）

宮城県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率をみると、宮城県内の再犯者数は、第1次宮城県再犯防止推進計画の数値目標「令和6年の再犯者数1,400人以下」の水準を令和3年から達成しています。

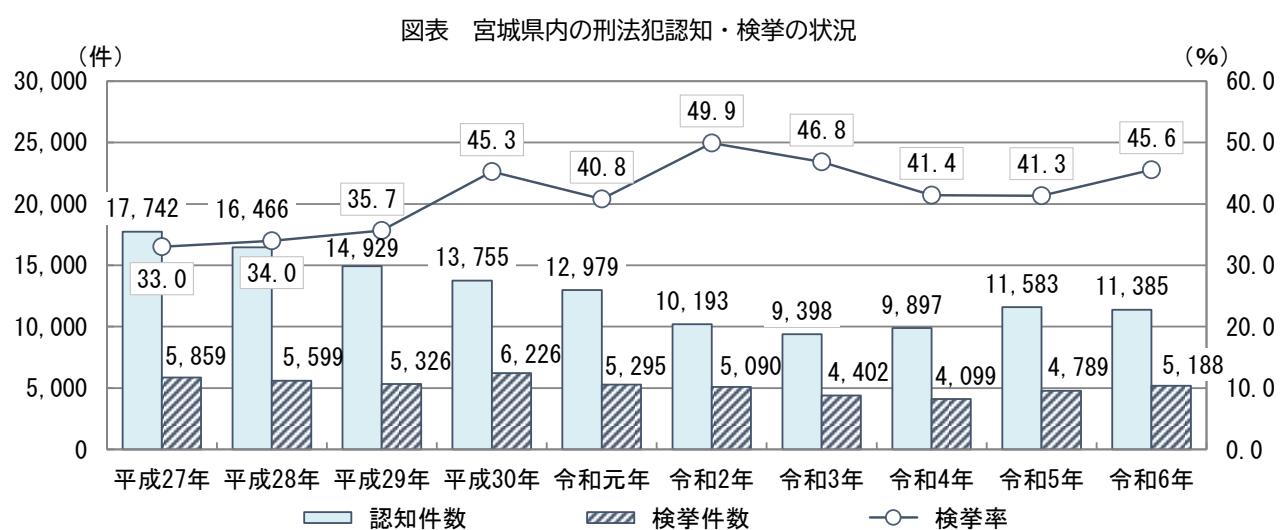
年別の再犯者数は、令和4年に1,241人まで減少しました。その後、令和5年は1,357人、令和6年は1,387人へ増加しています。

また、再犯率は、令和3年に51.0%でしたが、その後は減少し、令和6年には過去10年で最も低い43.4%となっていますが、検挙者数は、増加しております。



資料：法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

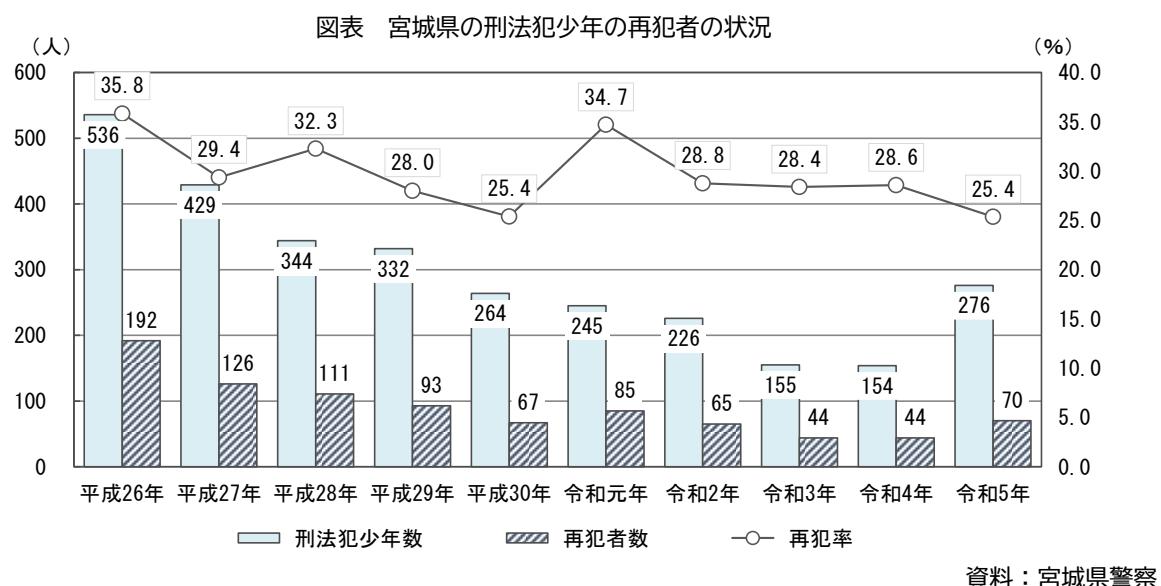
宮城県における刑法犯の認知・検挙状況をみると、犯罪認知件数は令和3年まで減少傾向で推移していましたが、令和4年は増加に転じ、令和6年は11,385件で、前年の11,583件よりも減少しています。



資料：宮城県警察

宮城県の刑法犯少年の再犯者の状況をみると、令和3年と令和4年に44人まで減少しましたが、令和5年は70人に増加しています。

令和5年の再犯者率は25.4%となっており、再犯者率は長期的にみて減少傾向にあります。



3 住民意識・団体・事業者の意見

共に支え合う地域共生社会の実現に向けて、住民の意見、要望等を収集し、本計画に反映させることを目的として住民アンケート調査を実施しました。

また、当事者や現場の状況、今後の意向を把握することを目的として、関係団体、事業者などにヒアリング調査を実施しました。

《 住民アンケート調査概要 》

- 調査対象：岩沼市内にお住まいの18歳以上の方
- 調査期間：令和6年9～10月
- 調査内容：地域福祉に関すること
- 配付・回収状況

配付数	回収数	未回収票数	回収率
2,000票	828票	1,172票	41.4%

《 団体・事業所等ヒアリング調査概要 》

- 調査対象：民生委員・児童委員、当事者団体・地域活動団体、地域包括支援センター・相談支援事業所等、小中学校、医療機関・医師会
- 調査方法：ヒアリングシートによる配付・回収
- 調査期間：令和7年1～2月
- 調査内容

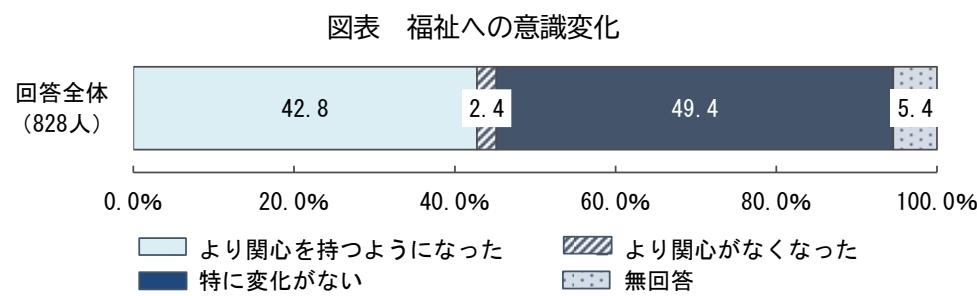
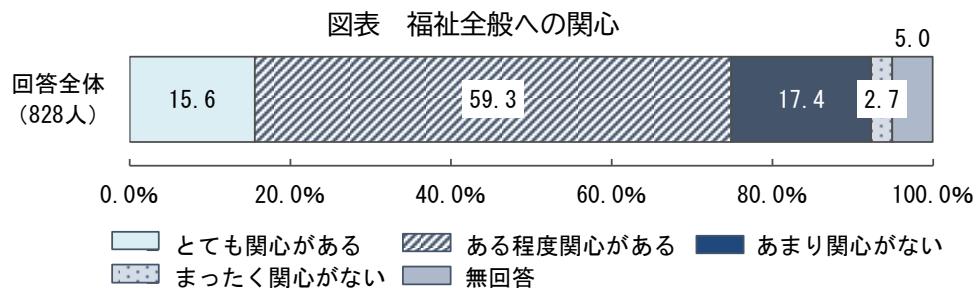
民生委員・児童委員 (地区別各2名)	当事者団体・ 地域活動団体 (15団体)	地域包括支援センター・ 相談支援事業所等 (13事業者)	小中学校 (8校)	医療機関・医師会 (3団体)
1.あなたご自身のことについて 2.担当している地区の状況や活動について 3.成年後見制度について 4.再犯防止について 5.自殺予防、自殺対策について 6.ひきこもりについて 7.今後の地域福祉に対する考え方や意見など	1.団体の概要について 2.今後の活動方針について 3.地域の状況や課題について 4.成年後見制度について 5.再犯防止について 6.自殺予防、自殺対策について 7.今後の地域福祉に対する考え方や意見など	1.利用者的心配ごとや悩みごとについて 2.地域共生社会について 3.成年後見制度について 4.再犯防止について 5.自殺予防、自殺対策について 6.ひきこもりについて 7.今後の地域福祉に対する考え方や意見など	1.貴校で取り組んでいる福祉活動について 2.児童生徒に対する心のケアや自殺予防への取組について 3.今後の地域福祉に対する考え方や意見など	1.成年後見制度について 2.うつ病等の自殺念慮のある患者への支援、自殺予防について 3.今後の地域福祉に対する考え方や意見など

(1) 福祉への関心と地域との関わり

① 福祉全般への関心

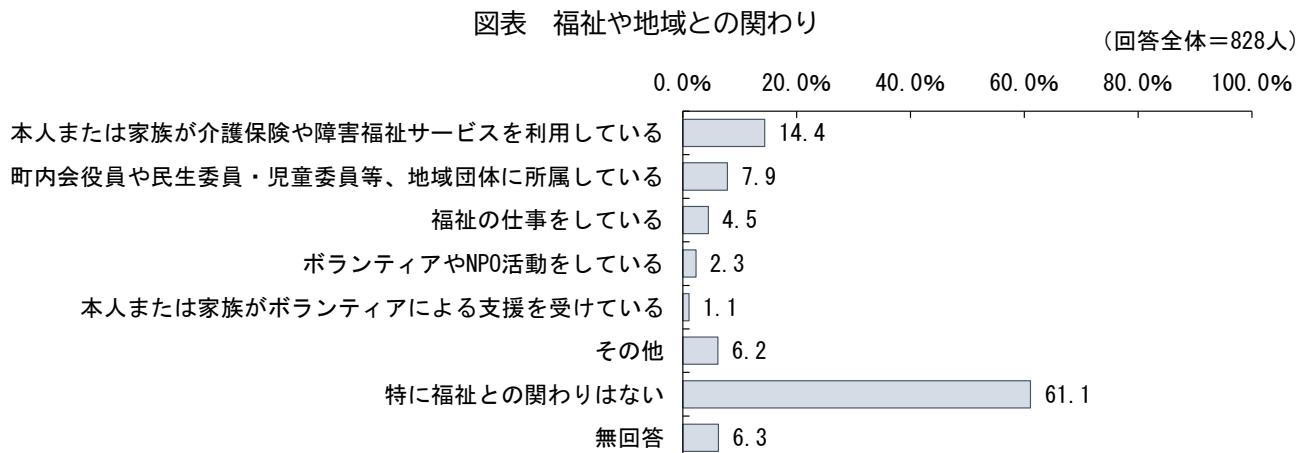
福祉全般への関心は高く、「とても関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせると、7割台半ば（74.9%）の方が“関心がある”と回答しています。

また、約4割（42.8%）の方が以前と比べて関心が高まったと回答している一方で、半数近く（49.4%）は「特に変化がない」と回答しています。



② 福祉や地域との関わり・参加状況

福祉との関わりについてみると、実際の地域活動やボランティア活動への参加は限定的で、「特に福祉との関わりはない」と回答した人が61.1%と最も高くなっています。



町内会など地域社会の活動に「参加したことがない」と回答した人は41.7%となっています。

町内会などへの参加割合では、特に若い世代（18～29歳、30～39歳、40～49歳）参加割合が他の年齢層と比較して低い傾向がみられ、地域との関わりが希薄となっている状況がうかがえます。

図表 町内会など地域社会の活動への参加状況

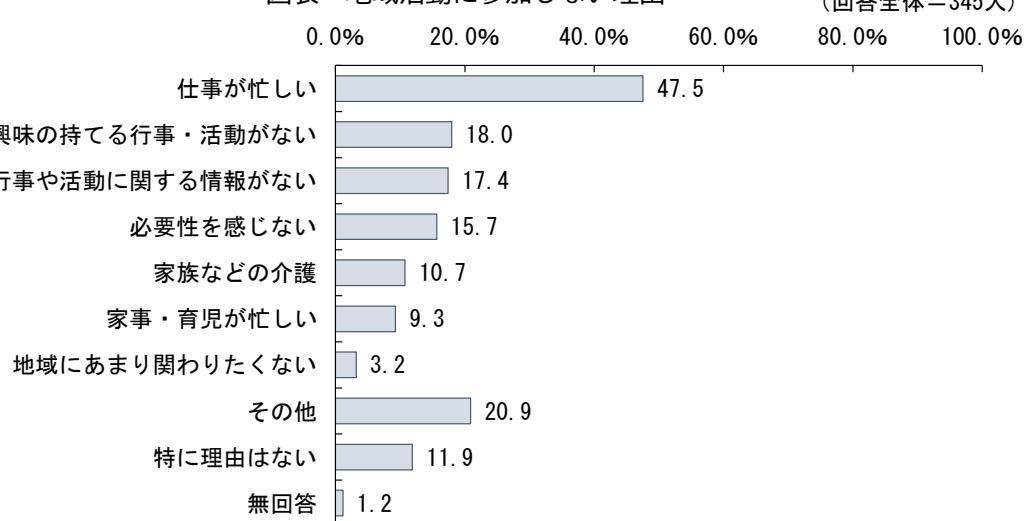


図表 町内会など地域社会の活動への参加状況（年齢別）

	参加している	参加したことがない	無回答
18～29歳(n=60)	25.0%	66.7%	8.3%
30～39歳(n=77)	31.2%	66.2%	2.6%
40～49歳(n=126)	45.2%	51.6%	3.2%
50～59歳(n=123)	56.9%	42.3%	0.8%
60～64歳(n=78)	66.7%	30.8%	2.6%
65～74歳(n=178)	69.1%	28.7%	2.2%
75歳以上(n=183)	61.2%	33.9%	4.9%

町内会など地域社会の行事や活動などの地域活動に参加したことがない（41.7%、345人）理由としては、「仕事が忙しい」（47.5%）が最も多く、次いで「興味の持てる行事・活動がない」（18.0%）、「行事や活動に関する情報がない」（17.4%）が挙げられています。

図表 地域活動に参加しない理由

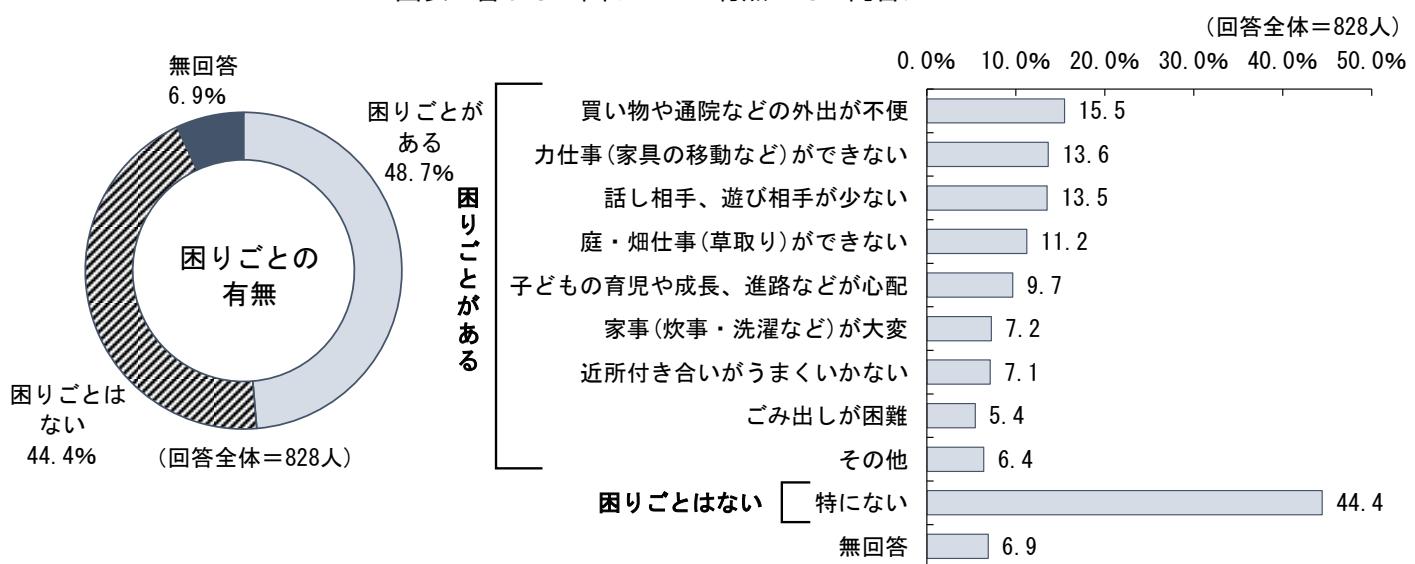


(2) 暮らしの困りごとと生活環境

① 暮らしの困りごとについて

暮らしの中で“困りごとがある”と回答した割合は48.7%に上り、上位には「買い物や通院などの外出が不便」(15.5%)、「力仕事(家具の移動など)ができない」(13.6%)、「話し相手、遊び相手が少ない」(13.5%)が挙げられています。

図表 暮らしの困りごとの有無とその内容について



団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

(地域で困っていること)

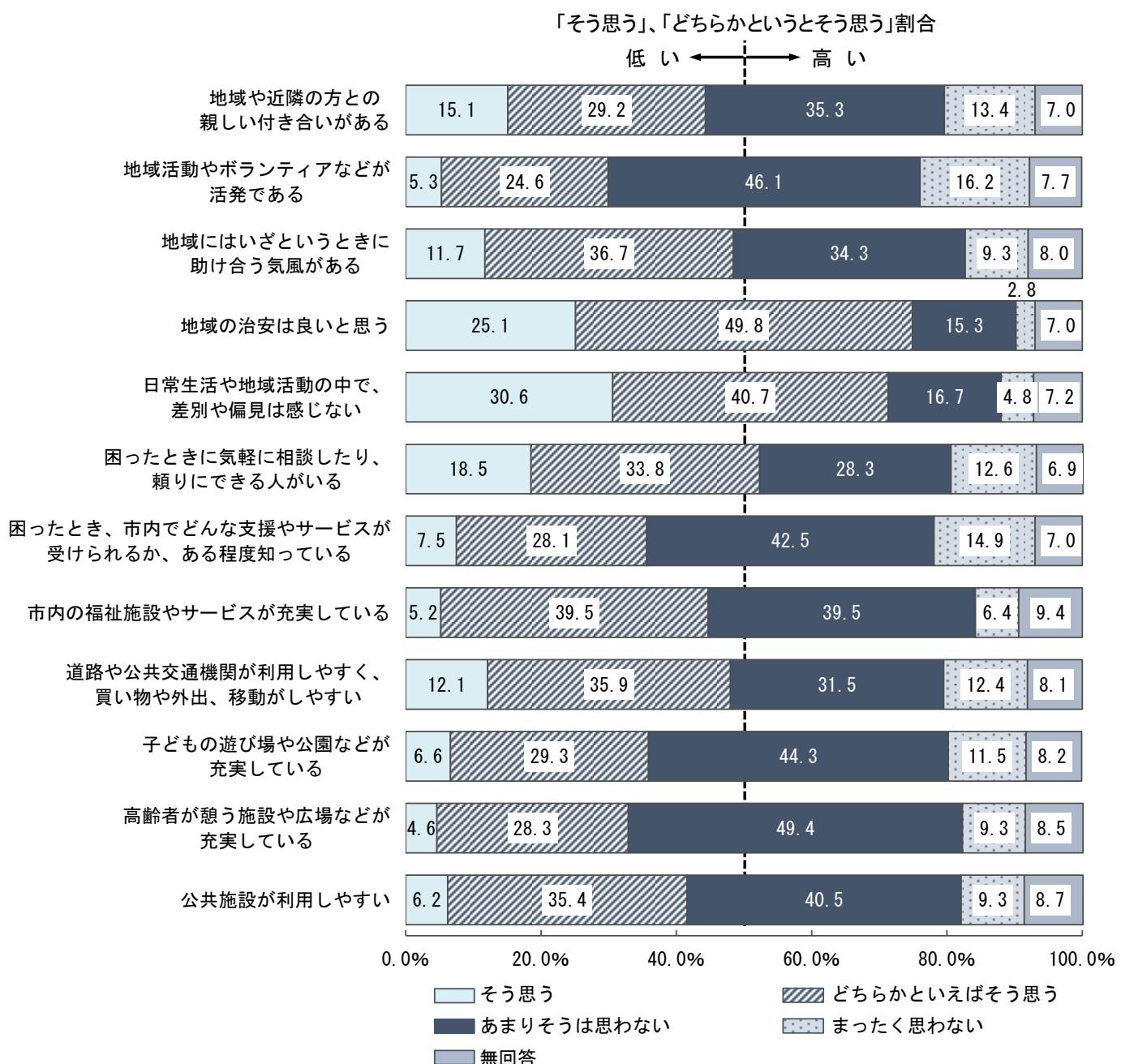
- 高齢者の増加や地域内の交流の減少が地域の課題として挙げられています。
- (利用者の心配ごとや悩みごと)
- 生活の困窮、家族関係の不和、孤独・孤立や地域交流の減少、加齢による生活上の変化などに加え、本人と支援者との間で課題認識が一致しないことなど、生活のあらゆる局面に及んでいます。

② 地域の暮らしについて

地域での暮らしに感じることについて「そう思う」、「どちらかというとそう思う」を合わせた“そう思う”割合の高い項目は、「地域の治安は良いと思う」、「日常生活や地域活動の中で、差別や偏見は感じない」、「困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる」となっています。

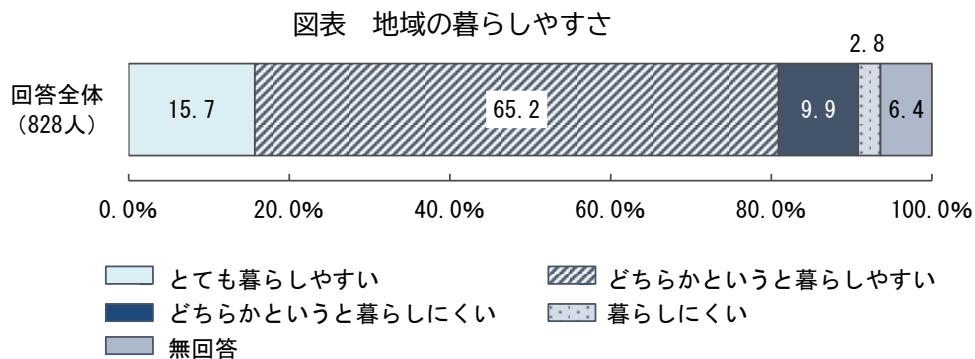
一方で「あまりそうは思わない」、「まったく思わない」を合わせた“そうは思わない”割合の高い項目は「地域活動やボランティア活動などが活発である」、「高齢者が憩う施設や広場などが充実している」、「困ったとき、市内でどんな支援やサービスが受けられるか、ある程度知っている」となっています。

図表 地域の暮らしについて



③ 地域の暮らしやすさ

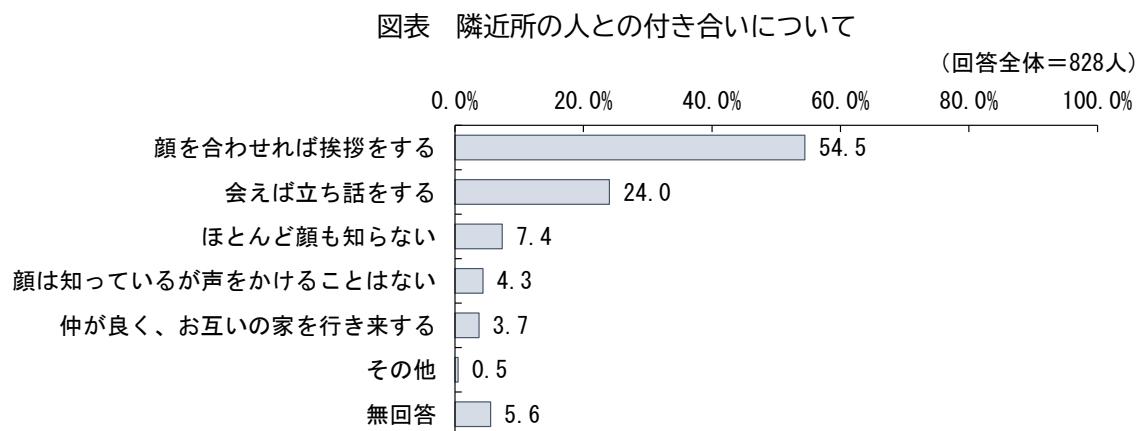
地域の暮らしやすさについては、「とても暮らしやすい」と「どちらかというと暮らしやすい」を合わせると8割(80.9%)の方が“暮らしやすい”と回答している一方で、「どちらかというと暮らしにくい」、「暮らしにくい」を合わせた1割強(12.7%)の方は、“暮らしにくい”を感じています。



(3) 地域における人間関係と交流

① 隣近所の人との付き合いについて

隣近所の人との付き合いは「顔を合わせれば挨拶をする」(54.5%)が最も多く、なっています。



特に18～29歳では「ほとんど顔も知らない」(23.3%)と回答した割合が他の年齢層よりも高くなっています。

図表 隣近所の人との付き合いについて（年齢別）

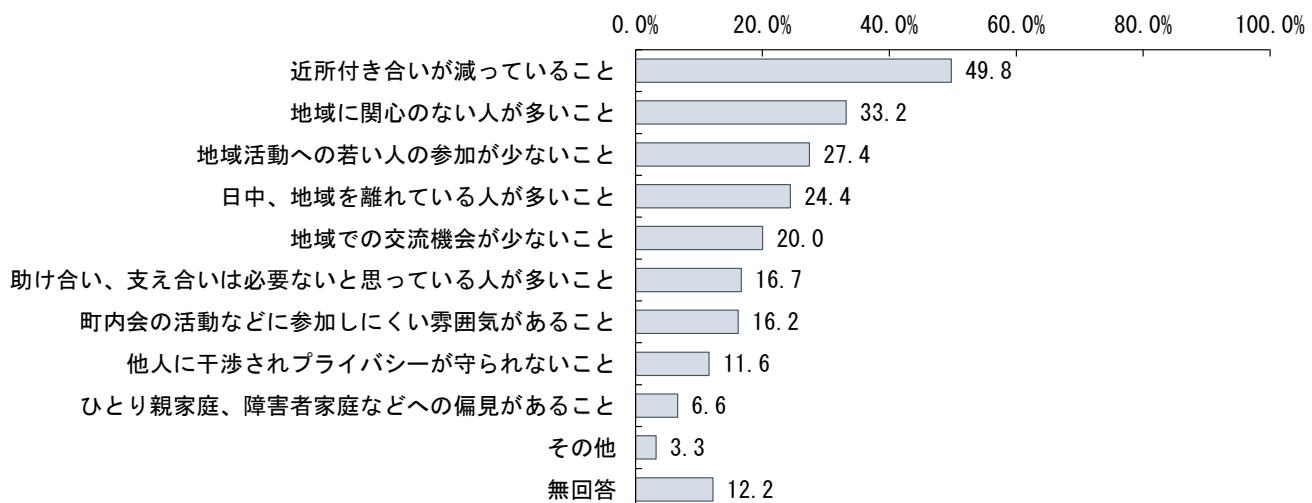
	仲が良く、お互いの家を行き来する	会えば立ち話をする	挨拶を交わせれば	声をかけていることがない	ほとんど顔も知らない	その他	無回答
18～29歳(n=60)	1.7%	6.7%	45.0%	11.7%	23.3%	3.3%	8.3%
30～39歳(n=77)	0.0%	11.7%	67.5%	6.5%	11.7%	0.0%	2.6%
40～49歳(n=126)	1.6%	18.3%	57.9%	5.6%	13.5%	0.0%	3.2%
50～59歳(n=123)	0.0%	11.4%	72.4%	6.5%	4.9%	0.8%	4.1%
60～64歳(n=78)	3.8%	20.5%	62.8%	2.6%	3.8%	0.0%	6.4%
65～74歳(n=178)	3.9%	36.5%	46.6%	1.7%	3.9%	0.0%	7.3%
75歳以上(n=183)	9.8%	37.2%	41.5%	2.2%	2.2%	0.5%	6.6%

② 住みよい地域社会実現への課題について

住みよい地域社会実現への課題として、「近所付き合いが減っていること」(49.8%)が最も高く、次いで「地域に関心のない人が多いこと」(33.2%)、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(27.4%)が挙げられています。

図表 住みよい地域社会実現への課題について

(回答全体=828人)



団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

- 世代や住民同士の交流促進、高齢者の健康維持、障害理解の推進、地域行事の継続による顔の見える関係づくりなどが挙げられています。

(4) 情報・相談へのアクセス

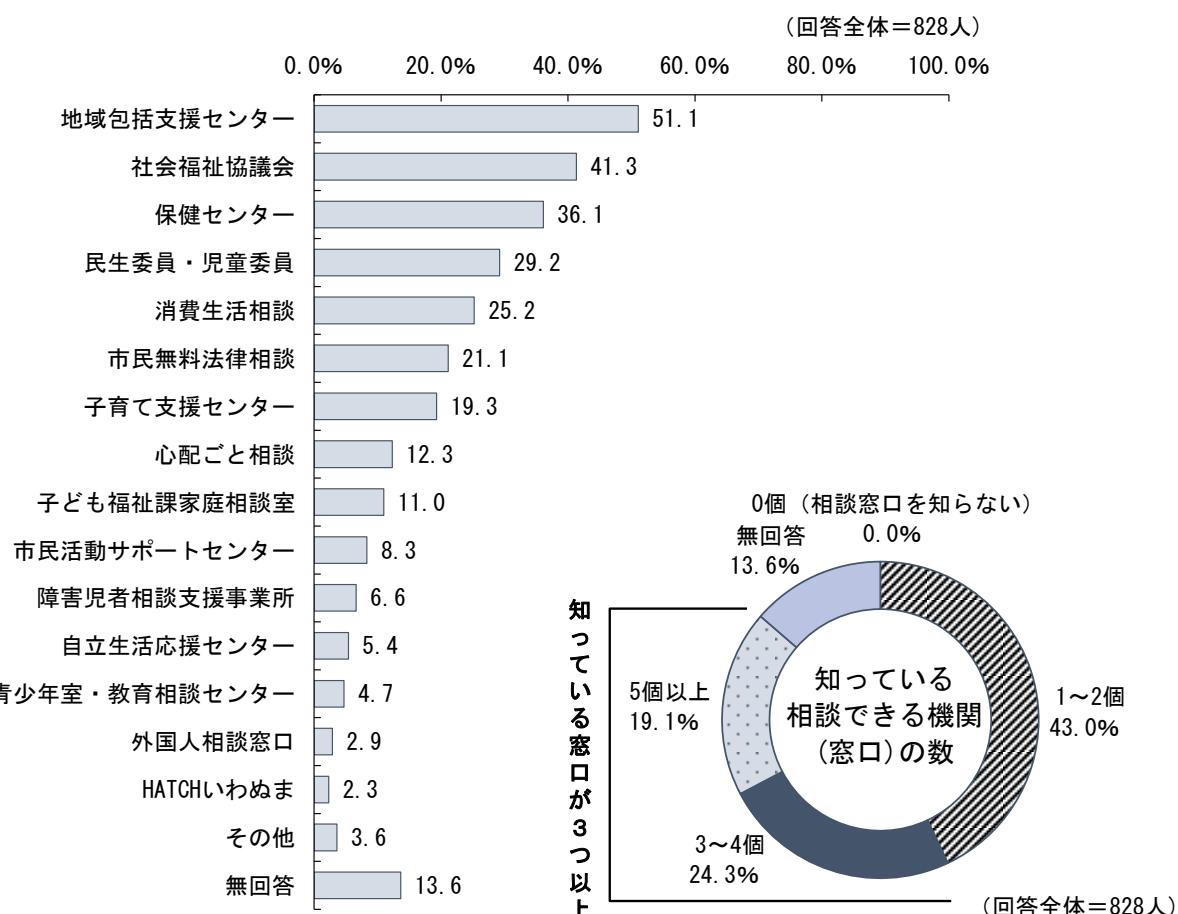
困ったときに市内でどんな支援やサービスが受けられるかある程度知っているについて「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した人は35.6%となっており、情報が十分に行き届いていない状況がうかがえます。

図表 市内でどんな支援やサービスが受けられるか知っている



市内の相談窓口を3つ以上知っている割合は43.4%となっています。

図表 知っている相談できる機関(窓口)の数



団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

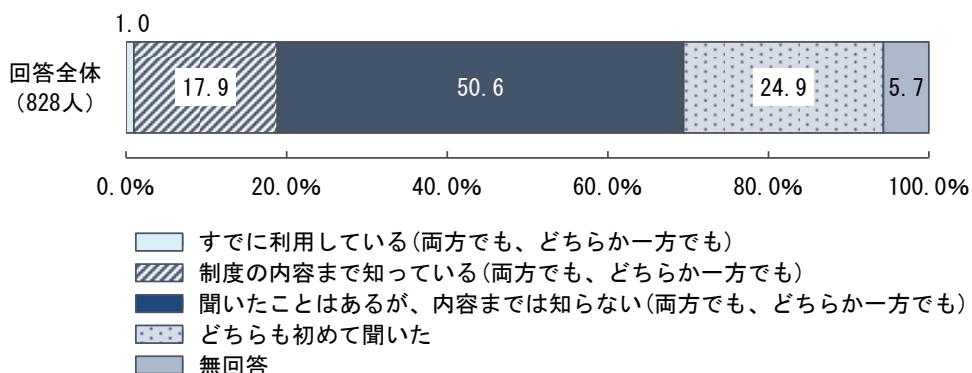
- 自分から相談できない人もいるので、つなぎ役が重要と認識しています。

(5) 個別課題に対する制度・支援に関する理解や対応について

① 成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の認知状況

成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業については、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」(50.6%) が最も多くなっています。

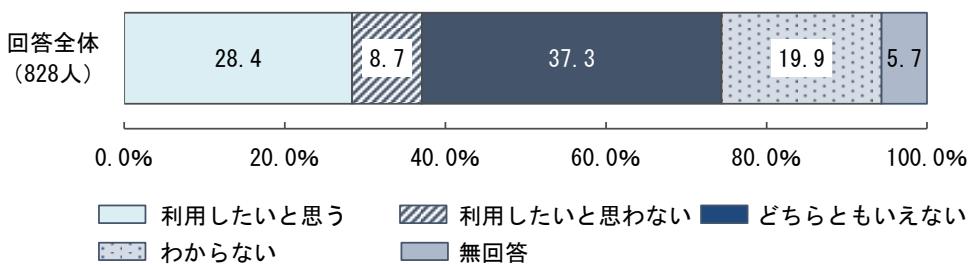
図表 成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の認知状況



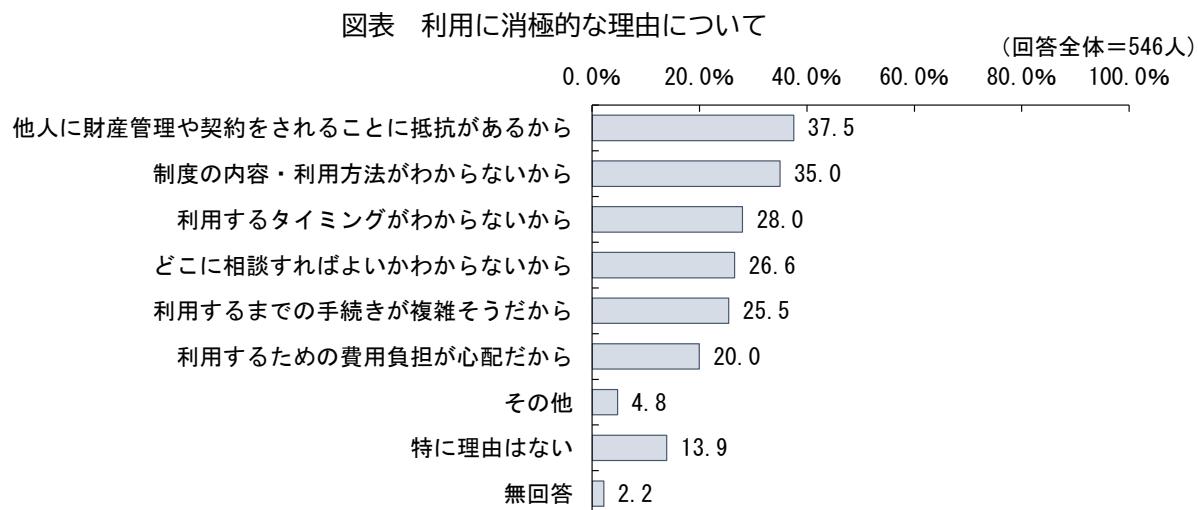
② 成年後見制度の利用意向・利用に消極的な理由

成年後見制度の将来の利用意向が 28.4% を占める一方で、「どちらともいえない」(37.3%) が最も多くなっています。

図表 成年後見制度の利用意向



利用に消極的な理由として「他人に財産管理や契約をされることに抵抗があるから」(37.5%)、「制度の内容・利用方法がわからないから」(35.0%)などが挙げられています。

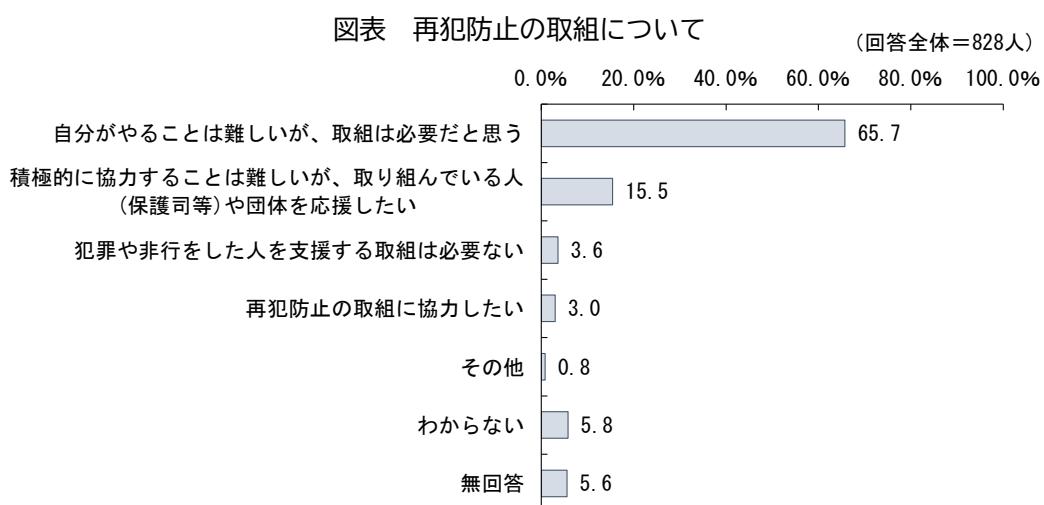


団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

- 市民全体への周知活動と理解促進、市民や支援者向けの研修会の開催、相談先の明確化、成年後見制度の利用促進に係る体制強化のほか、現行制度の利便性の向上が求められています。

③ 再犯防止の取組について

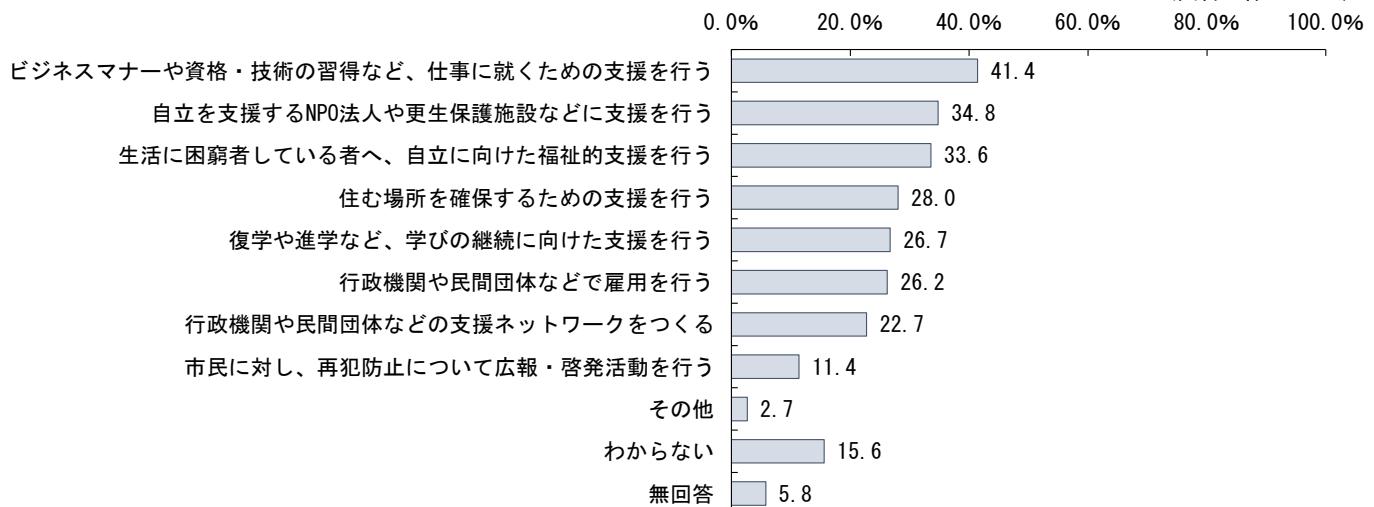
再犯防止については、「自分がやることは難しいが、取組は必要だと思う」という考えが65.7%と最も多くなっています。



犯罪をした人の立ち直りへの取組では、「ビジネスマナーや資格・技術習得など、仕事に就くための支援を行う」が41.4%と最も高く、次いで「自立を支援するNPO法人や更生保護施設などに支援を行う」(34.8%)、「生活に困窮している者へ、自立に向けた福祉的支援を行う」(33.6%)が挙がっています。

図表 犯罪をした人の立ち直りへの取組

(回答全体=828人)



団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

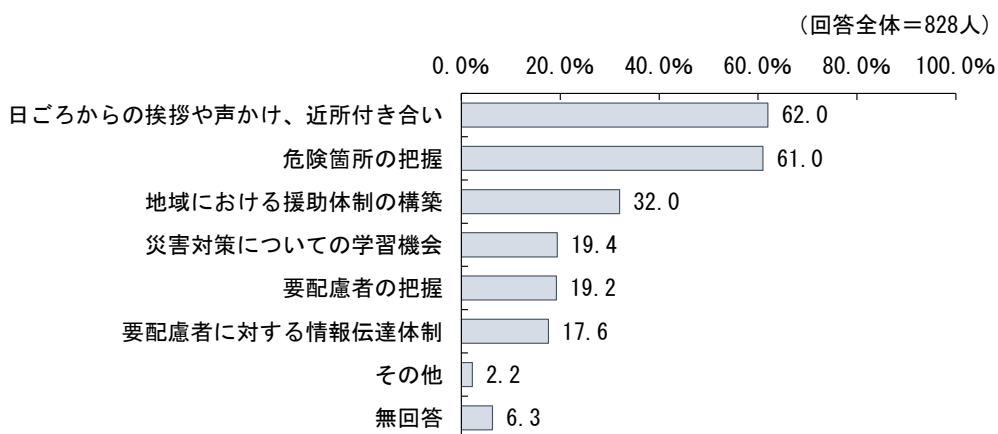
- 再犯防止についての理解が進んでいないため、市民への広報・啓発活動が必要という意見が多く上がっています。
- 犯罪をした人が社会で孤立しないために、福祉的な支援への接続の必要性のほか、関係機関等との連携強化が重要という声が挙がっています。

(6) 災害時に向けた備えと避難支援への参加について

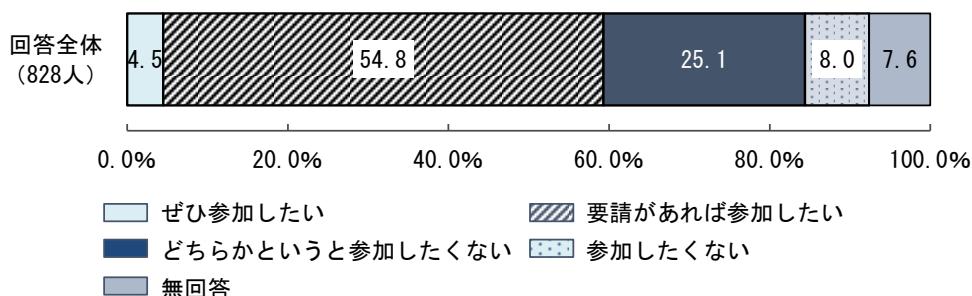
災害時に助け合うために、重要な日ごろの備えは、「日ごろからの挨拶や声かけ、近所付き合い」(62.0%)が最も多く、次いで「危険箇所の把握」(61.0%)、「地域における援助体制の構築」(32.0%)が挙がっています。

また、避難支援への参加については、「ぜひ参加したい」、「要請があれば参加したい」を合わせた6割(59.3%)の方は“参加したい”と回答しています。

図表 災害時に助け合うために、重要な日ごろの備え



図表 避難支援への参加について



団体・事業所等ヒアリング調査からの意見

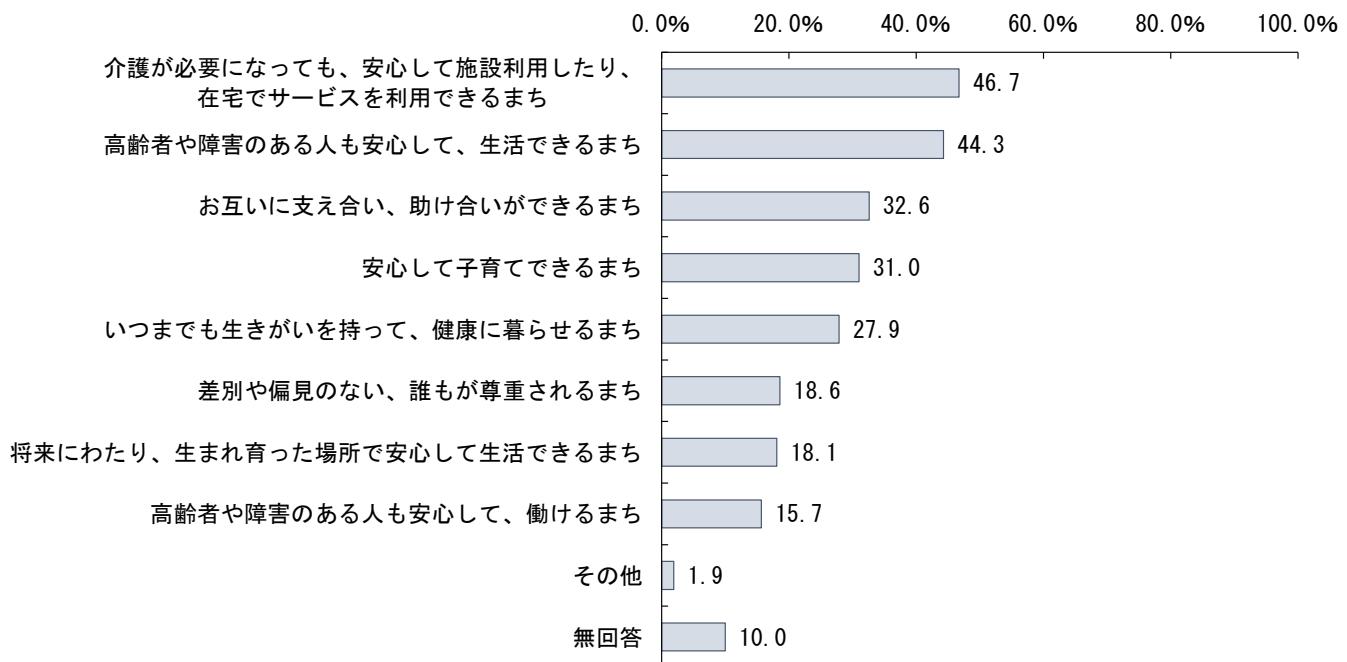
- 避難行動要支援者の避難行動支援に関する制度についての周知啓発、避難行動要支援者への支援体制の構築や、避難訓練の必要性が挙がっています。

(7) どのような「福祉のまち」にしたいかについて

どのような「福祉のまち」にしたいかについては、「介護が必要になっても、安心して施設利用したり、在宅でサービスを利用できるまち」が46.7%と最も高くなっています。次いで「高齢者や障害のある人も安心して、生活できるまち」が44.3%、「お互いに支え合い、助け合いができるまち」が32.6%となっています。

図表 どのような「福祉のまち」にしたいか

(回答全体=828人)



4 地域福祉の推進に向けて求められる視点・課題の整理

本市の現状と住民アンケート、関係団体・事業者の意見を踏まえ、地域福祉の推進に向けて求められる視点と課題を次のとおり整理します。

(1) 人口構造の変化に伴う地域における「つながり」の再構築

- 本市では、総人口は緩やかに減少している一方で、65歳以上の高齢者は増加しており、特に一人暮らしの高齢者世帯が顕著に増加しています。そのため、地域社会の高齢化や高齢者の孤立リスクが高まっています。
- 地域活動の担い手については、高齢化や後継者不足により減少し、特に若い世代は福祉や町内会など地域活動への関心が低く、また、忙しさなどから地域活動への参加が難しい状況があります。
- 地域における「つながり」の希薄化が進んでおり、特に若い世代でその傾向が強くなっていることから、地域住民同士のつながりや支え合いを強化する施策が求められます。こうした「つながり」が希薄化している背景にはコロナ禍で交流が減ったことも一因と考えられます。
- 今後は、情報発信を充実させ、住民が気軽に交流できる機会を増やし、世代や立場を超えた「つながり」を再構築し、地域活動を活性化させる取組が求められます。

(2) 多様化・複雑化する課題に対応するきめ細やかな支援

- 孤立した子育て中の保護者、児童虐待や高齢者虐待のおそれのある家庭、不登校やひきこもりの家族がいる家庭など、住民の抱える課題が多様化しています。
- 暮らしの困りごとは、「買い物や通院の不便さ」、「力仕事ができない」、「話し相手・遊び相手が少ない」など多岐にわたっています。特にひきこもりや8050問題といった複合化・複雑化した課題に対しては、支援が必要な人との接点を持つこと自体が難しい場合もあるため、早期に問題を発見し、医療・保健・福祉など、多機関が連携した包括的な支援が求められています。

(3) 住民の福祉への理解の促進とアクセスしやすい相談・情報提供体制の充実

- 住民が困りごとを抱えたときに気軽に相談できる窓口や、わかりやすい情報提供が不足しているため、情報提供・相談支援を充実させ、住民がためらわずに支援を求められる体制を構築する必要があります。
- 複雑化する多様な心配ごとや悩みごとに對し、地域包括支援センターや相談支援事業所を中心とした多職種・多機関の連携を強化し、日ごろから情報をしっかりと共有していくことが大切です。

- 犯罪を犯した人の社会復帰に対する周囲の理解不足や社会的な偏見も課題として指摘されており、社会全体で相互理解を深めるための啓発活動の強化が必要です。住民が困りごとを抱えた際に気軽に相談でき、わかりやすい情報提供を受けられるよう、アクセスしやすい情報提供体制・相談支援体制を構築し、住民がためらわずに支援を求められる環境を整備することが重要です。

(4) 福祉人材の確保・育成と持続可能なサービス提供基盤の強化

- 地域住民が互いの多様性を尊重し、支え合う意識を醸成するための啓発活動の強化、そして、地域活動を支え、複雑な支援ニーズに対応できる人材の育成と確保が不可欠であると考えられます。特に、住民が主体的に地域福祉活動に参加しやすい環境を整える役割が期待されています。
- 介護、障害福祉、保育の各分野で人材不足が深刻であり、テクノロジー（ICT、AIなど）の導入による業務効率化や負担軽減を推進すると共に、地域の実情に応じた福祉人材の定着、確保に向けた啓発活動を行う必要があります。

(5) 暮らしを支える生活環境の向上と地域一体となった安全・安心対策の推進

- 市全体としては、地域の治安の良さや全体的な暮らしやすさは確保されていると感じられており、福祉施設やサービス、道路や公共交通機関の利便性、子どもの遊び場、高齢者が憩う施設や広場、公共施設といった生活環境についても一定の評価が得られています。そのため、今後さらに充実していくことが期待されています。
- これらの課題に対応するため、多世代が交流できる場の創出や、高齢者世帯の増加に対応するための民間サービス拡充の必要性、そして地域の実情に応じたきめ細やかな生活支援サービスの充実が求められています。
- 災害時に助け合うための「日ごろからの挨拶や声かけ、近所付き合い」、「危険箇所の把握」といった備えが重要視されており、多くの住民が避難支援への参加意向を持っていることから、地域全体での防災・防犯対策を推進し、いつでも「安心できる」地域づくりに取り組む必要があります。

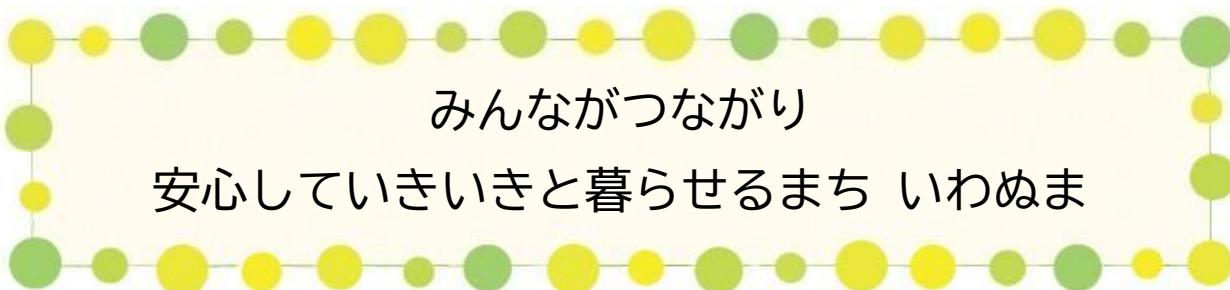
第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 目指す地域福祉の姿（基本理念）

本市では、これまでも住民一人ひとりがつながりを大切にし、誰もが、疎外感を抱くことなく、支え合いの輪が築かれ、「これからもこの地域で暮らしたい」という「安心感」を得られる地域社会の実現を目指してきましたが、地域では“つながり”的希薄化が住民アンケートや住民座談会を通じてみえてきました。

こうした地域の状況と向き合い、住民が困りごとに「気づく」きっかけをつくり、みんなで福祉を「担う」人づくりを進め、多様な支援に「つなぐ」体制を整え、いつでも「安心できる」地域づくりに取り組んでいくために、“つながり”は本市の地域福祉の推進に不可欠です。これまでの理念を継承しつつ、新たに“つながり”というキーワードを加え、誰もが「我が事」として地域に参画し、世代を超えて互いに支え合う「地域共生社会」を共に築いていくという想いを込めて、基本理念を「みんながつながり 安心していきいきと暮らせるまち いわぬま」とします。

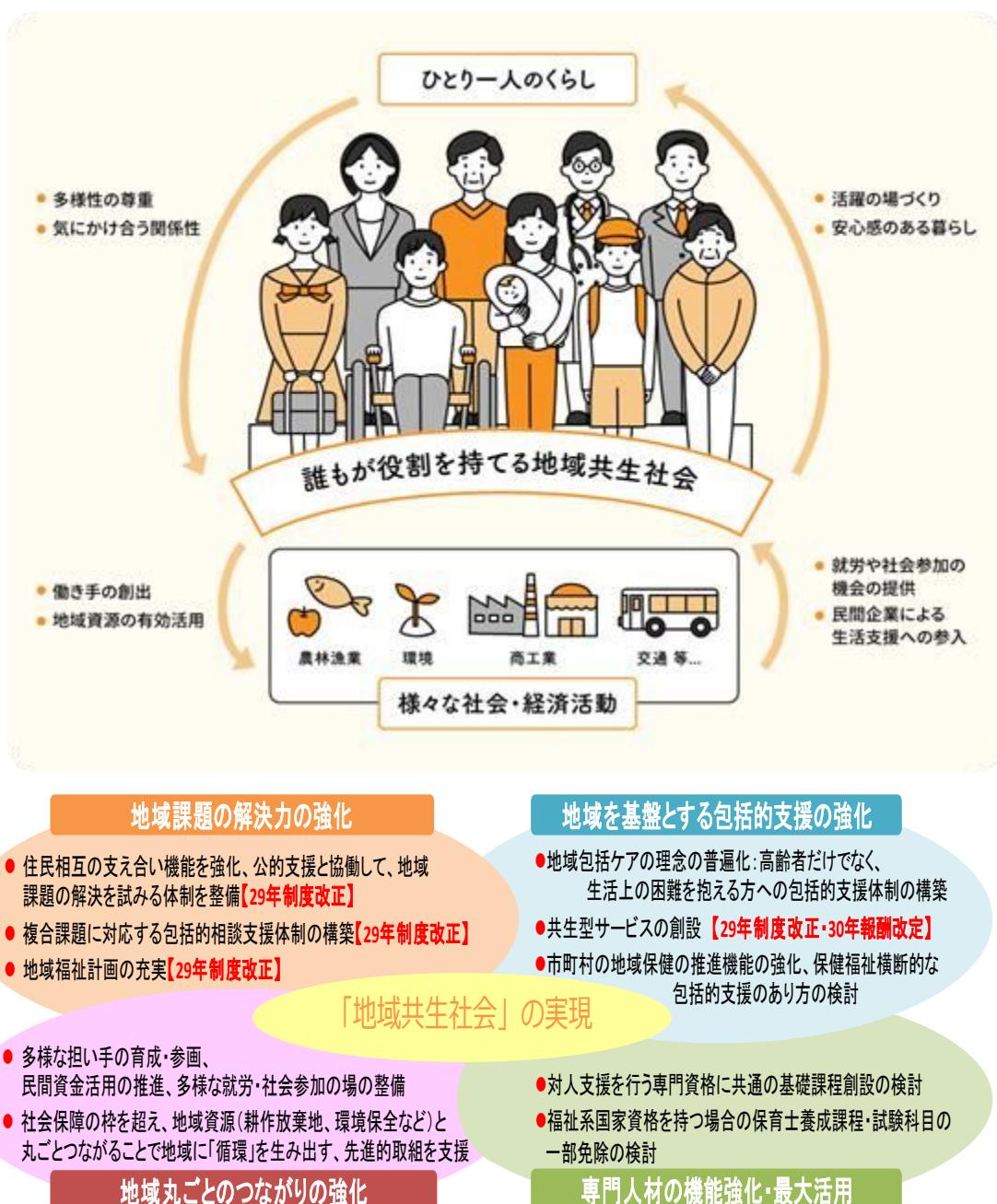


(1) 地域共生社会について

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

こうした「地域共生社会」の実現に向けて、地域住民の地域活動への参加を活発にするための環境整備や、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う包括的な支援体制づくりを進めます。

図表 地域共生社会について

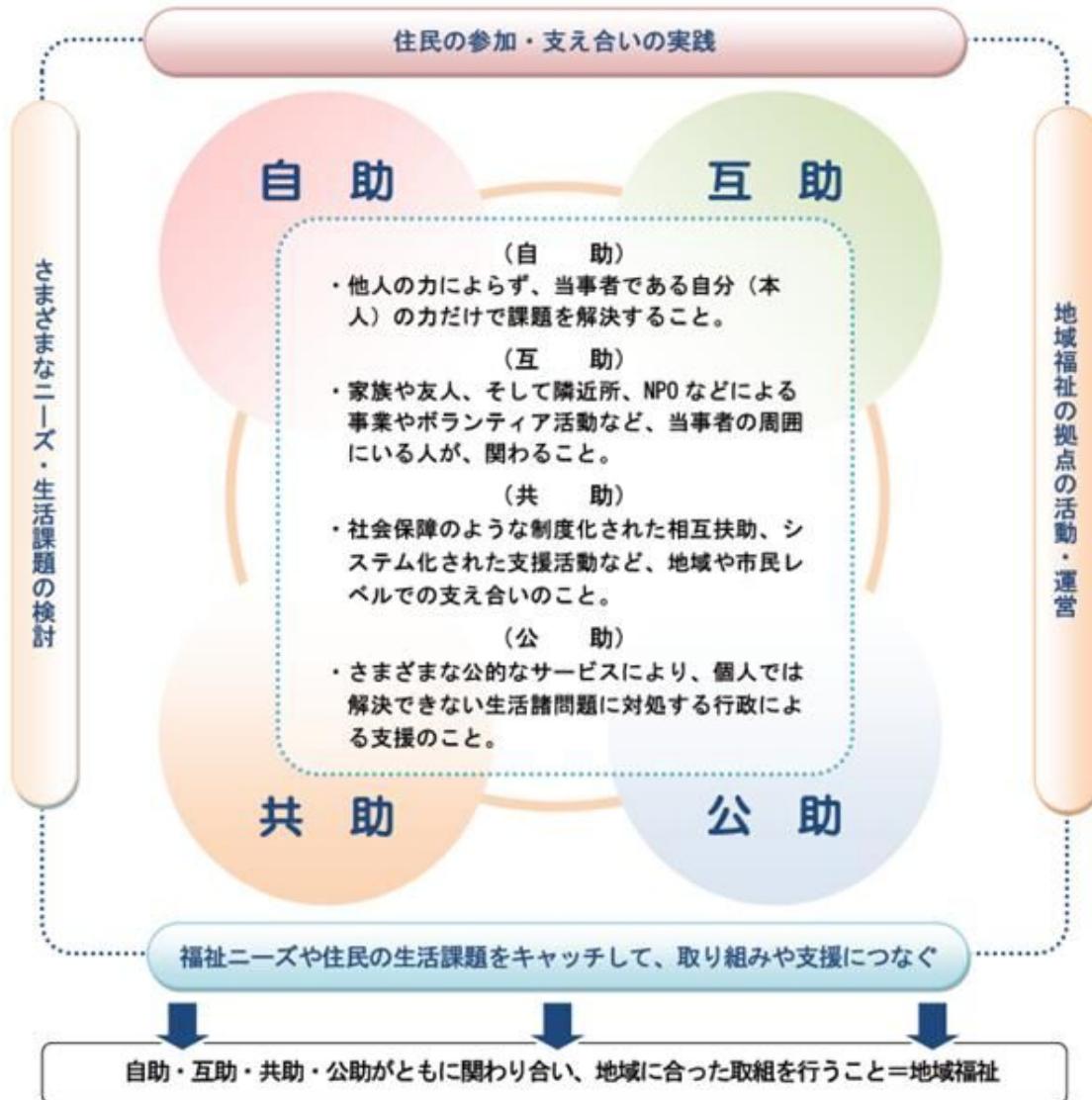


資料：厚生労働省地域共生社会のポータルサイト・「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料より一部抜粋

(2) 自助・互助・共助・公助による支え合い

本計画では、下図のように、自助・互助・共助・公助が相互に関わりながら、高齢、障害、子育て、その他様々な事情から支援が必要となっても、共に支え合いながら、誰もが自分らしく、自立した生活が送れるよう地域福祉を推進します。

図表 地域での支え合いの考え方

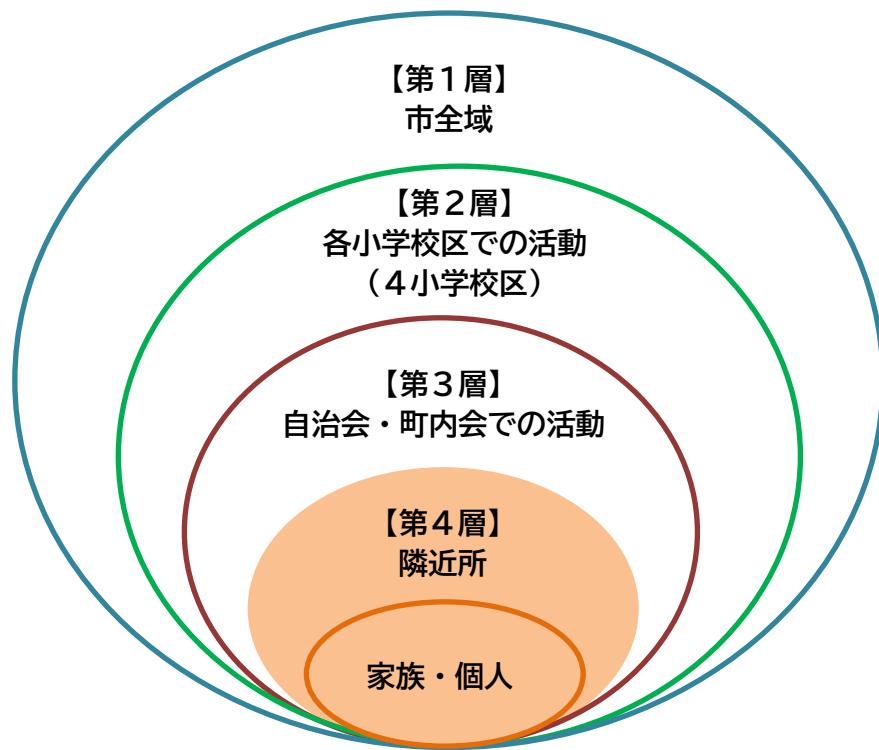


(3) 地域福祉を推進するための圏域と役割

一言で「地域」といっても、その捉え方は年齢や活動団体等によって異なることがあります。そのため、地域福祉を住民主体で進めていくためには、日常生活を送るうえで、挨拶や顔の見える範囲から、保健・医療・福祉サービスとの連携、広域による支援の検討が必要な圏域まで、様々な課題に対応した範囲の設定が必要となります。

本計画では、以下の4層構造を地域福祉の範囲とし、それぞれが地域福祉を推進する役割を担います。

図表 地域福祉を推進するための圏域と役割



○ 市全域【第1層】(公助の展開)

- ・地域福祉行政を全体的に調整する圏域であり、市全体の取組を推進するなど、広域的な調整を行う。

○ 4つの地区と地域の福祉関係者を基盤とする圏域【第2層】(共助の展開)

- ・「岩沼小学校区」、「岩沼南小学校区」、「岩沼西小学校区」、「玉浦小学校区」の4つの小学校区を基本とした圏域で、福祉施策において具体的な活動を行う。

○ 隣近所～自治会・町内会等の圏域【第3層・第4層】(互助の展開)

- ・日常的な見守り活動や助け合い、災害時の安否確認や避難支援などを行う。
- ・普段からの挨拶や声かけを行うことで「顔の見える関係づくり」を行う。

○ 家族・個人(自助の展開)

- ・個人や家庭による自助努力(自分でできることは自分ですること)、災害時に向けた日ごろの備えなどを行う。

(参考) 地区カルテ

地区カルテは、市全域（第1層）、小学校区（第2層）に分けて、人口等の統計情報や、アンケート調査による住民意識をまとめたものです。

アンケート調査の住民意識では、「ア 地域の支え合いの状況」、「イ 支え手・受け手の状況」、「ウ 福祉や制度への関心・関わりについて」、「エ 地域の暮らしやすさ・生活環境」、の4つの視点から、市全体と5%以上の差があった項目を地区の「強み」「取組のポイント」と定義し、市全体の住民意識と比較を行いました。

また、住民座談会と支援者座談会に参加した住民や支援者から多くの意見がありましたので、「住民座談会・支援者座談会での主な発言内容のまとめ」にその一部を掲載しました。

市全域（第1層）及び各小学校区（第2層）の地区カルテは、次ページからのとおりです。

(参考) 開催座談会について

【住民座談会】

開催日	開催場所	町内会名
令和7年2月22日（土）	三軒茶屋地区集会所	早股下二町内会（玉浦小学校区）
令和7年3月16日（日）	稲荷町公会堂	稲荷町町内会（岩沼小学校区）
令和7年4月20日（日）	志賀地区集会所	志賀町内会（岩沼西小学校区）
令和7年4月26日（土）	押分生活センター	押分町内会（岩沼南小学校区）

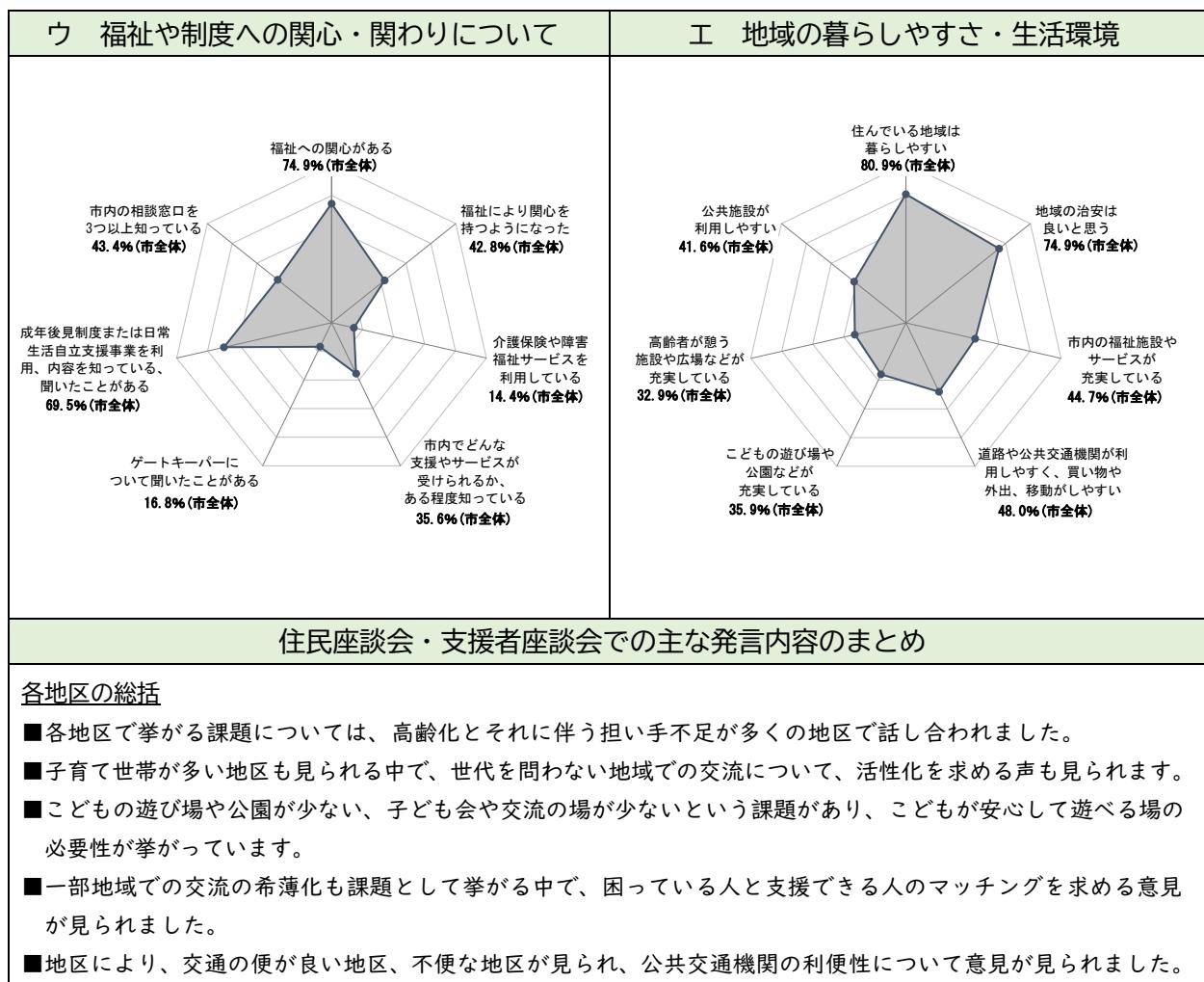
【支援者座談会】

開催日	開催場所	参加団体
令和7年8月20日（水）	岩沼市役所6階第1会議室	地域包括支援センター（4か所） 相談支援事業所（3か所） 子育て支援センター（4か所） 岩沼市民生委員児童委員協議会（8名） 岩沼市社会福祉協議会（4名）

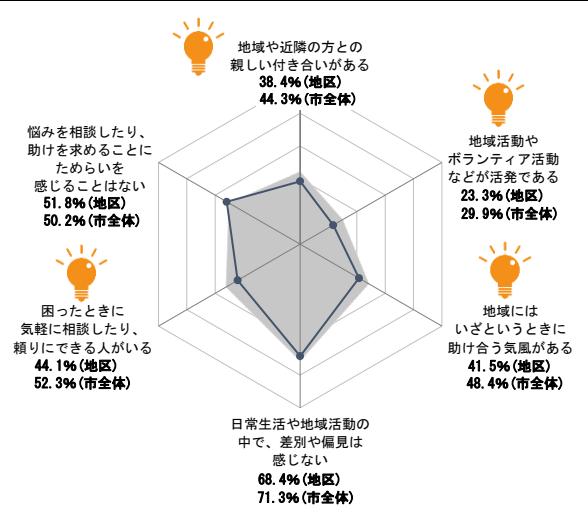
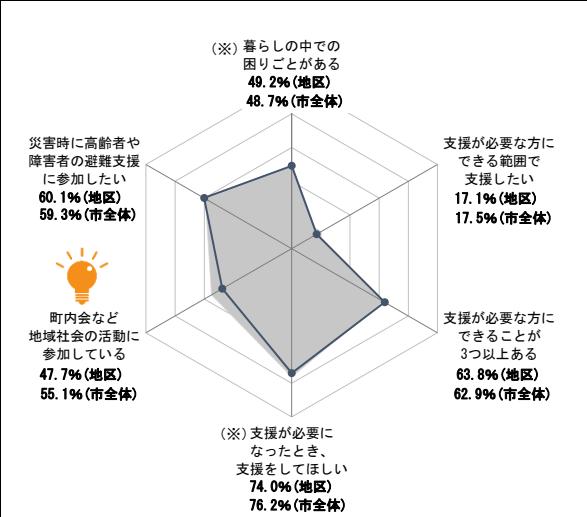
● 市全域（第1層）の地区カルテ（回答数：828人 *地区無回答者14人を含む）

市全体の特徴													
<ul style="list-style-type: none"> ・岩沼市全体としては、地域における人々のつながりや支え合い、また福祉への関心について、一定の基盤があります。 ・地域活動の活性化、支援ニーズへの対応力向上、福祉サービスや相談窓口等の情報提供の強化、そして生活環境の充実に向けた取組が、地域福祉を進めるうえでの主要な課題とみられ、さらなる強化や課題への対応が必要であることが示されています。 													
① 人口・世帯・高齢化率													
総人口	42,960人	世帯数	19,120世帯										
高齢者数	12,077人	一人暮らし高齢者世帯数	2,606世帯										
高齢化率	28.1%	令和6年度末現在											
② 住民意識													
ア 地域の支え合いの状況	イ 支え手・受け手の状況												
<table border="1"> <tr> <td>地域や近隣の方との 親しい付き合いがある 44.3% (市全体)</td> <td>地元活動や ボランティア活動 などが活発である 29.9% (市全体)</td> <td>地域には いざというときに 助け合う気風がある 48.4% (市全体)</td> <td>悩みを相談したり、 助けを求めるときに ためらいを感じることはない 50.2% (市全体)</td> <td>困ったときに 気軽に相談したり、 頼りにできる人がいる 52.3% (市全体)</td> </tr> </table>	地域や近隣の方との 親しい付き合いがある 44.3% (市全体)	地元活動や ボランティア活動 などが活発である 29.9% (市全体)	地域には いざというときに 助け合う気風がある 48.4% (市全体)	悩みを相談したり、 助けを求めるときに ためらいを感じることはない 50.2% (市全体)	困ったときに 気軽に相談したり、 頼りにできる人がいる 52.3% (市全体)	<table border="1"> <tr> <td>(※) 著らしの中での 困りごとがある 48.7% (市全体)</td> <td>災害時に高齢者や 障害者の避難支援 に参加したい 59.3% (市全体)</td> <td>町内会など 地域社会の活動に 参加している 55.1% (市全体)</td> <td>支援が必要な方に できる範囲で 支援したい 17.5% (市全体)</td> <td>(※) 支援が必要にな ったとき、 支援をしてほしい 76.2% (市全体)</td> </tr> </table>	(※) 著らしの中での 困りごとがある 48.7% (市全体)	災害時に高齢者や 障害者の避難支援 に参加したい 59.3% (市全体)	町内会など 地域社会の活動に 参加している 55.1% (市全体)	支援が必要な方に できる範囲で 支援したい 17.5% (市全体)	(※) 支援が必要にな ったとき、 支援をしてほしい 76.2% (市全体)		
地域や近隣の方との 親しい付き合いがある 44.3% (市全体)	地元活動や ボランティア活動 などが活発である 29.9% (市全体)	地域には いざというときに 助け合う気風がある 48.4% (市全体)	悩みを相談したり、 助けを求めるときに ためらいを感じることはない 50.2% (市全体)	困ったときに 気軽に相談したり、 頼りにできる人がいる 52.3% (市全体)									
(※) 著らしの中での 困りごとがある 48.7% (市全体)	災害時に高齢者や 障害者の避難支援 に参加したい 59.3% (市全体)	町内会など 地域社会の活動に 参加している 55.1% (市全体)	支援が必要な方に できる範囲で 支援したい 17.5% (市全体)	(※) 支援が必要にな ったとき、 支援をしてほしい 76.2% (市全体)									

(※)については値が小さいほど地区の状況が良い項目



● 岩沼小学校区（回答数：193人）

地区の特徴			
<ul style="list-style-type: none"> 住民意識では、「地域や近隣の方との親しい付き合いがある」（38.4%）、「地域活動やボランティア活動などが活発である」（23.3%）、「地域にはいざというときに助け合う気風がある」（41.5%）、「困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる」（44.1%）など、地域の支え合いに関する多くの項目で市全体より低い割合を示しています。 			
<ul style="list-style-type: none"> 「市内の福祉施設やサービスが充実している」（37.3%）、「道路や公共交通機関が利用しやすく、買い物や外出、移動がしやすい」（41.4%）、「子どもの遊び場や公園などが充実している」（27.4%）、「高齢者が憩う施設や広場などが充実している」（25.9%）など、生活環境に関する項目でも市全体より低い評価となっています。 			
<ul style="list-style-type: none"> 上記の特徴から岩沼小学校区では、地域内の人間関係の希薄化や活動の停滞、生活を支えるインフラやサービスの不十分さが課題として認識されており、これらを改善していくことが地域福祉を推進するうえで重要であると考えられます。 			
① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	10,430人	世帯数	4,986世帯
高齢者数	3,087人	一人暮らし高齢者世帯数	767世帯
高齢化率	29.6%	令和6年度末現在	
② 地区の住民意識			
😊 : 市全体より5%以上高い (強み)		💡 : 市全体より5%以上低い (取組のポイント)	
ア 地域の支え合いの状況		イ 支え手・受け手の状況	
 <p>地図や近隣の方との親しい付き合いがある 38.4% (地区) 44.3% (市全体)</p> <p>悩みを相談したり、助けを求めることが多い 51.8% (地区) 50.2% (市全体)</p> <p>困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる 44.1% (地区) 52.3% (市全体)</p> <p>日常生活や地域活動の中で、差別や偏見は感じない 68.4% (地区) 71.3% (市全体)</p>		 <p>(※)暮らしの中での困りごとがある 49.2% (地区) 48.7% (市全体)</p> <p>災害時に高齢者や障害者の避難支援に参加したい 60.1% (地区) 59.3% (市全体)</p> <p>町内会など地域社会の活動に参加している 47.7% (地区) 55.1% (市全体)</p> <p>(※)支援が必要になったとき、支援をしてほしい 74.0% (地区) 76.2% (市全体)</p>	
— 市全体 ● 岩沼小学校区		— 市全体 ● 岩沼小学校区	

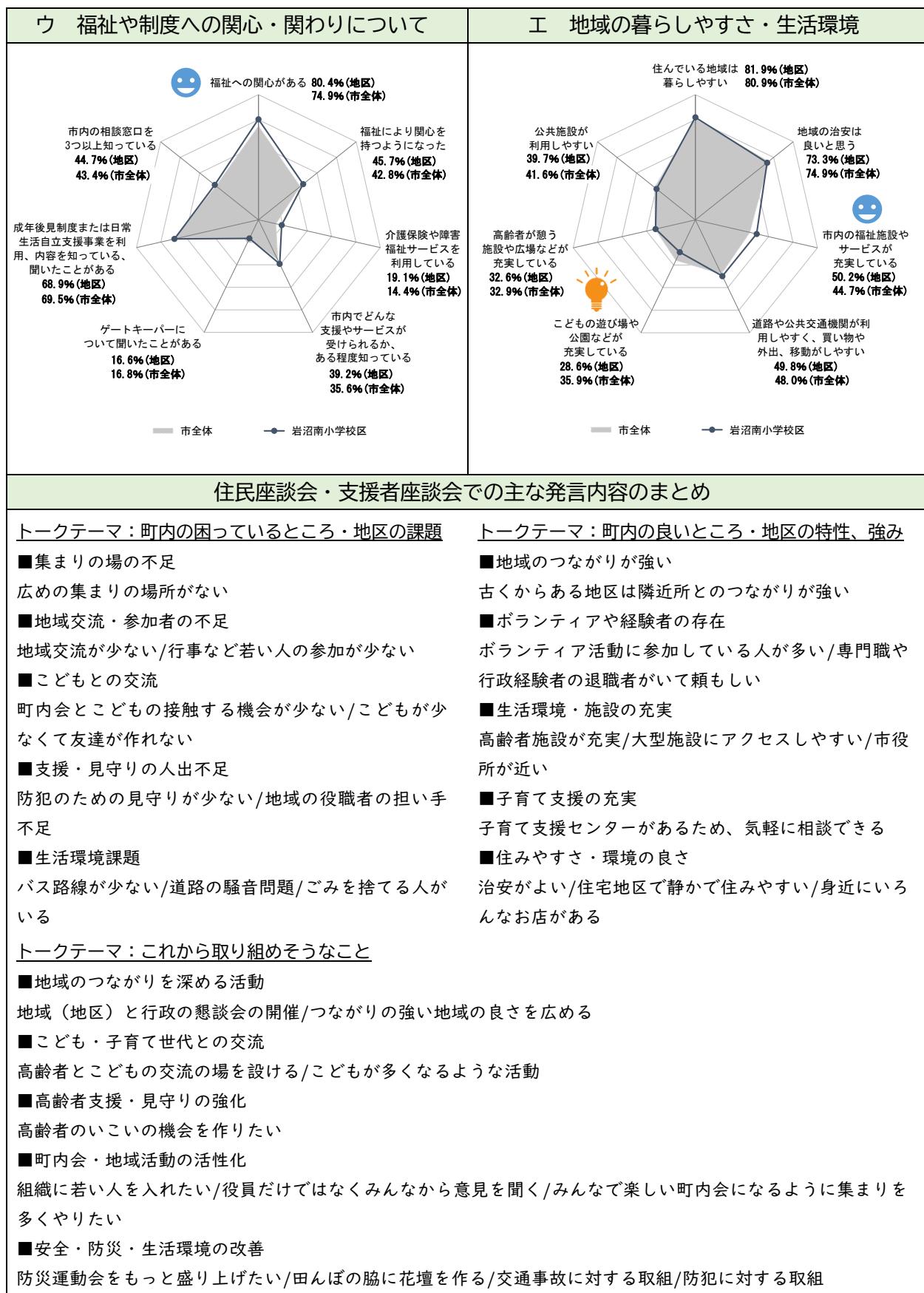
(※)については値が小さいほど地区の状況が良い項目

ウ 福祉や制度への関心・関わりについて	エ 地域の暮らしやすさ・生活環境
<p>福社への関心がある 71.5% (地区) 74.9% (市全体)</p> <p>市内の相談窓口を3つ以上知っている 43.0% (地区) 43.4% (市全体)</p> <p>成年後見制度または日常生活自立支援事業を利用、内容を知っている、聞いたことがある 69.4% (地区) 69.5% (市全体)</p> <p>ゲートキーパーについて聞いたことがある 16.1% (地区) 16.8% (市全体)</p> <p>福祉により関心を持つようになった 40.9% (地区) 42.8% (市全体)</p> <p>介護保険や障害福祉サービスを利用している 14.0% (地区) 14.4% (市全体)</p> <p>市内でどんな支援やサービスが受けられるか、ある程度知っている 36.8% (地区) 35.6% (市全体)</p>	<p>住んでいる地域は暮らしやすい 79.3% (地区) 80.9% (市全体)</p> <p>公共施設が利用しやすい 38.9% (地区) 41.6% (市全体)</p> <p>高齢者が憩う施設や広場などが充実している 25.9% (地区) 32.9% (市全体)</p> <p>こどもの遊び場や公園などが充実している 27.4% (地区) 35.9% (市全体)</p> <p>道路や公共交通機関が利用しやすく、買い物や外出、移動がしやすい 41.4% (地区) 48.0% (市全体)</p> <p>地域の治安は良いと思う 73.6% (地区) 74.9% (市全体)</p> <p>市内の福祉施設やサービスが充実している 37.3% (地区) 44.7% (市全体)</p>
住民座談会・支援者座談会での主な発言内容のまとめ	
<p><u>トークテーマ：町内の困っているところ・地区的課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ こどもの居場所 こどもの遊ぶ所がない/安心して遊べる環境が少ない ■ 活動機会や参加の制約 集会が平日ため出席できない ■ 人間関係の希薄化 ご近所付き合いをされている世帯が少ない ■ 町内会の担い手不足・役員負担 人数が少なくて役員が早く回ってくる ■ 生活環境の課題 夜の道が暗い/イベント時の車の移動が大変/バス停までの行き来が大変 <p><u>トークテーマ：これから取り組めそうなこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 日常のあいさつ・交流 日常のあいさつ ■ 公会堂を活用した居場所づくり 公会堂でお昼をみんなで食べる/何もしないけど（井戸ばた会議のように）居場所づくりに公会堂を使うこと ■ 世代交流型レクリエーション カラオケなどレクリエーション/サロンでこどもとの交流 ■ 防災力強化・日常の備え 防災訓練 ■ 見守る活動 町内を家族で散歩する/外灯をつける/困ったときに助け合う 	<p><u>トークテーマ：町内の良いところ・地区的特性、強み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 生活インフラが近い 駅・病院・銀行・市役所等が近い ■ 良好な近隣関係 みんなが明るいところ/互いの顔がわかつて挨拶できる/親切で、困ったときに声をかけてくれる ■ 活動を支えるリーダー・支援者の存在 町内会の役員の方、民生委員・児童委員の方がとても熱心 ■ 地域の施設・集まれる場の存在 公会堂の前が広いスペースがあってこどもと遊べる所/神社が近い

● 岩沼南小学校区（回答数：199人）

地区の特徴															
<ul style="list-style-type: none"> 「地域や近隣の方との親しい付き合いがある」（54.8%）、「地域にはいざというときに助け合う気風がある」（57.3%）、「困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる」（61.8%）など、地域の支え合いに関する多くの項目で市全体より高い割合を示しています。 「福祉への関心がある」（80.4%）も市全体より高く、「市内の福祉施設やサービスが充実している」（50.2%）に対する評価も市全体より高い傾向にあります。 一方で、「子どもの遊び場や公園などが充実している」（28.6%）は市全体より低い評価となっており、特定の生活環境要素については課題意識がみられます。 上記の特徴から岩沼南小学校区では、地域住民同士の良好な関係性を基盤とし、福祉への関心も高いことから、地域での見守りや支え合い活動を進めやすい土壌があるとみられます。今後は、これらの基盤を活かしつつ、課題として認識されている生活環境分野の改善に取り組むことが求められます。 															
<p>① 人口・世帯・高齢化率</p> <table border="1"> <tr> <td>総人口</td><td>10,536人</td><td>世帯数</td><td>4,744世帯</td></tr> <tr> <td>高齢者数</td><td>2,867人</td><td>一人暮らし高齢者世帯数</td><td>614世帯</td></tr> <tr> <td>高齢化率</td><td>27.2%</td><td colspan="2">令和6年度末現在</td></tr> </table>				総人口	10,536人	世帯数	4,744世帯	高齢者数	2,867人	一人暮らし高齢者世帯数	614世帯	高齢化率	27.2%	令和6年度末現在	
総人口	10,536人	世帯数	4,744世帯												
高齢者数	2,867人	一人暮らし高齢者世帯数	614世帯												
高齢化率	27.2%	令和6年度末現在													
<p>② 地区の住民意識</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> : 市全体より5%以上高い (強み) : 市全体より5%以上低い (取組のポイント) </div> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ア 地域の支え合いの状況</th> <th>イ 支え手・受け手の状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p> 地域や近隣の方との親しい付き合いがある 54.8% (地区) 44.3% (市全体)</p> <p>悩みを相談したり、助けを求めることが多い ためらいを感じることはない 48.7% (地区) 50.2% (市全体)</p> <p>困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる 61.8% (地区) 52.3% (市全体)</p> <p>日常生活や地域活動の中で、差別や偏見を感じない 69.3% (地区) 71.3% (市全体)</p> <p>■ 市全体 ■ 岩沼南小学校区</p> </td> <td> <p>(※) 暮らしの中での困りごとがある 50.8% (地区) 48.7% (市全体)</p> <p>災害時に高齢者や障害者の避難支援に参加したい 59.3% (地区) 59.3% (市全体)</p> <p>町内会など地域社会の活動に参加している 55.3% (地区) 55.1% (市全体)</p> <p>(※) 支援が必要になったとき、支援をしてほしい 80.9% (地区) 76.2% (市全体)</p> <p>支援が必要な方にできる範囲で支援したい 19.1% (地区) 17.5% (市全体)</p> <p>支援が必要な方でできることがある 62.8% (地区) 62.9% (市全体)</p> <p>■ 市全体 ■ 岩沼南小学校区</p> </td> </tr> </tbody> </table>			ア 地域の支え合いの状況	イ 支え手・受け手の状況	<p> 地域や近隣の方との親しい付き合いがある 54.8% (地区) 44.3% (市全体)</p> <p>悩みを相談したり、助けを求めることが多い ためらいを感じることはない 48.7% (地区) 50.2% (市全体)</p> <p>困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる 61.8% (地区) 52.3% (市全体)</p> <p>日常生活や地域活動の中で、差別や偏見を感じない 69.3% (地区) 71.3% (市全体)</p> <p>■ 市全体 ■ 岩沼南小学校区</p>	<p>(※) 暮らしの中での困りごとがある 50.8% (地区) 48.7% (市全体)</p> <p>災害時に高齢者や障害者の避難支援に参加したい 59.3% (地区) 59.3% (市全体)</p> <p>町内会など地域社会の活動に参加している 55.3% (地区) 55.1% (市全体)</p> <p>(※) 支援が必要になったとき、支援をしてほしい 80.9% (地区) 76.2% (市全体)</p> <p>支援が必要な方にできる範囲で支援したい 19.1% (地区) 17.5% (市全体)</p> <p>支援が必要な方でできることがある 62.8% (地区) 62.9% (市全体)</p> <p>■ 市全体 ■ 岩沼南小学校区</p>									
ア 地域の支え合いの状況	イ 支え手・受け手の状況														
<p> 地域や近隣の方との親しい付き合いがある 54.8% (地区) 44.3% (市全体)</p> <p>悩みを相談したり、助けを求めることが多い ためらいを感じることはない 48.7% (地区) 50.2% (市全体)</p> <p>困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる 61.8% (地区) 52.3% (市全体)</p> <p>日常生活や地域活動の中で、差別や偏見を感じない 69.3% (地区) 71.3% (市全体)</p> <p>■ 市全体 ■ 岩沼南小学校区</p>	<p>(※) 暮らしの中での困りごとがある 50.8% (地区) 48.7% (市全体)</p> <p>災害時に高齢者や障害者の避難支援に参加したい 59.3% (地区) 59.3% (市全体)</p> <p>町内会など地域社会の活動に参加している 55.3% (地区) 55.1% (市全体)</p> <p>(※) 支援が必要になったとき、支援をしてほしい 80.9% (地区) 76.2% (市全体)</p> <p>支援が必要な方にできる範囲で支援したい 19.1% (地区) 17.5% (市全体)</p> <p>支援が必要な方でできることがある 62.8% (地区) 62.9% (市全体)</p> <p>■ 市全体 ■ 岩沼南小学校区</p>														

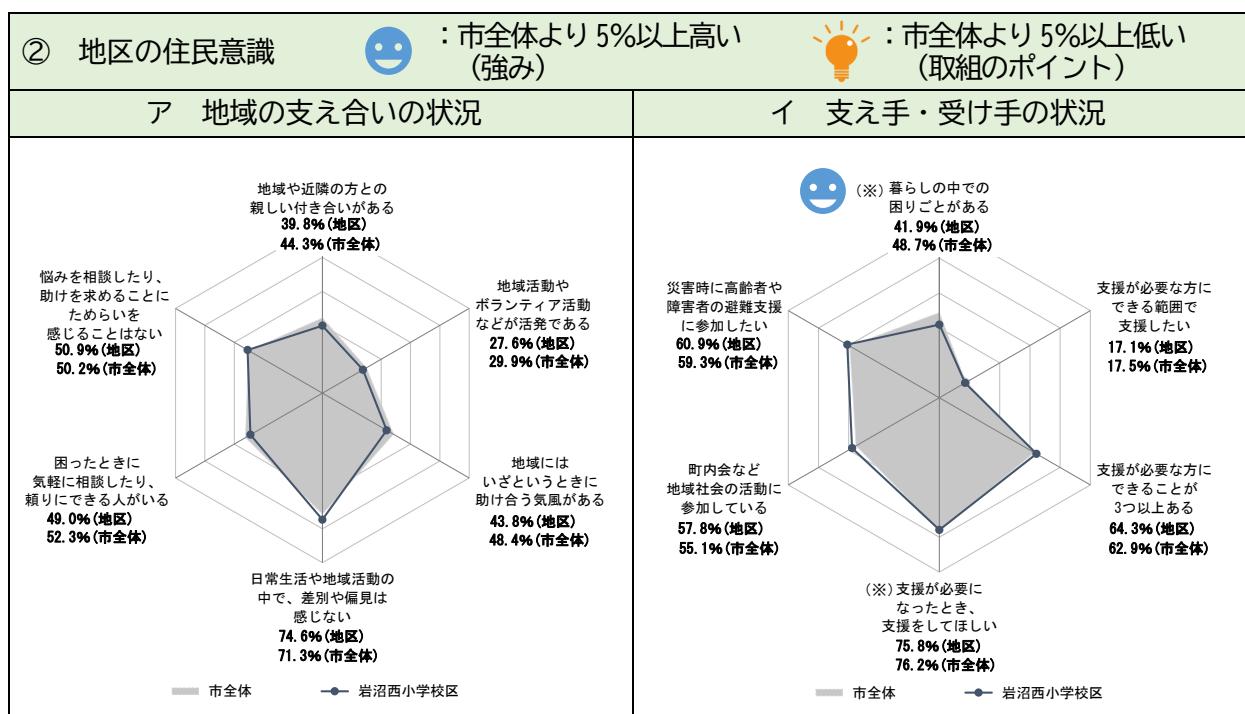
(※)については値が小さいほど地区の状況が良い項目



● 岩沼西小学校区（回答数：322人）

地区の特徴	
<ul style="list-style-type: none"> 「暮らしの中での困りごとがある」（41.9%）は市全体より低い割合となっています。 「道路や公共交通機関が利用しやすく、買い物や外出、移動がしやすい」（57.1%）、「子どもの遊び場や公園などが充実している」（47.6%）、「高齢者が憩う施設や広場などが充実している」（38.5%）、「公共施設が利用しやすい」（47.2%）など、生活環境に関する多くの項目で市全体より高い評価となっています。 上記の特徴から岩沼西小学校区は、比較的良好な生活環境が整備されており、それが住民の生活満足度や困りごとの少なさにつながっていると考えられます。地域福祉の観点からは、この良好な環境を維持・発展させつつ、困りごとを抱える方への支援や、地域内のさらなるつながり強化といった点に注力することが考えられます。 	

① 人口・世帯・高齢化率			
総人口	15,640人	世帯数	6,659世帯
高齢者数	4,273人	一人暮らし高齢者世帯数	814世帯
高齢化率	27.3%		令和6年度末現在

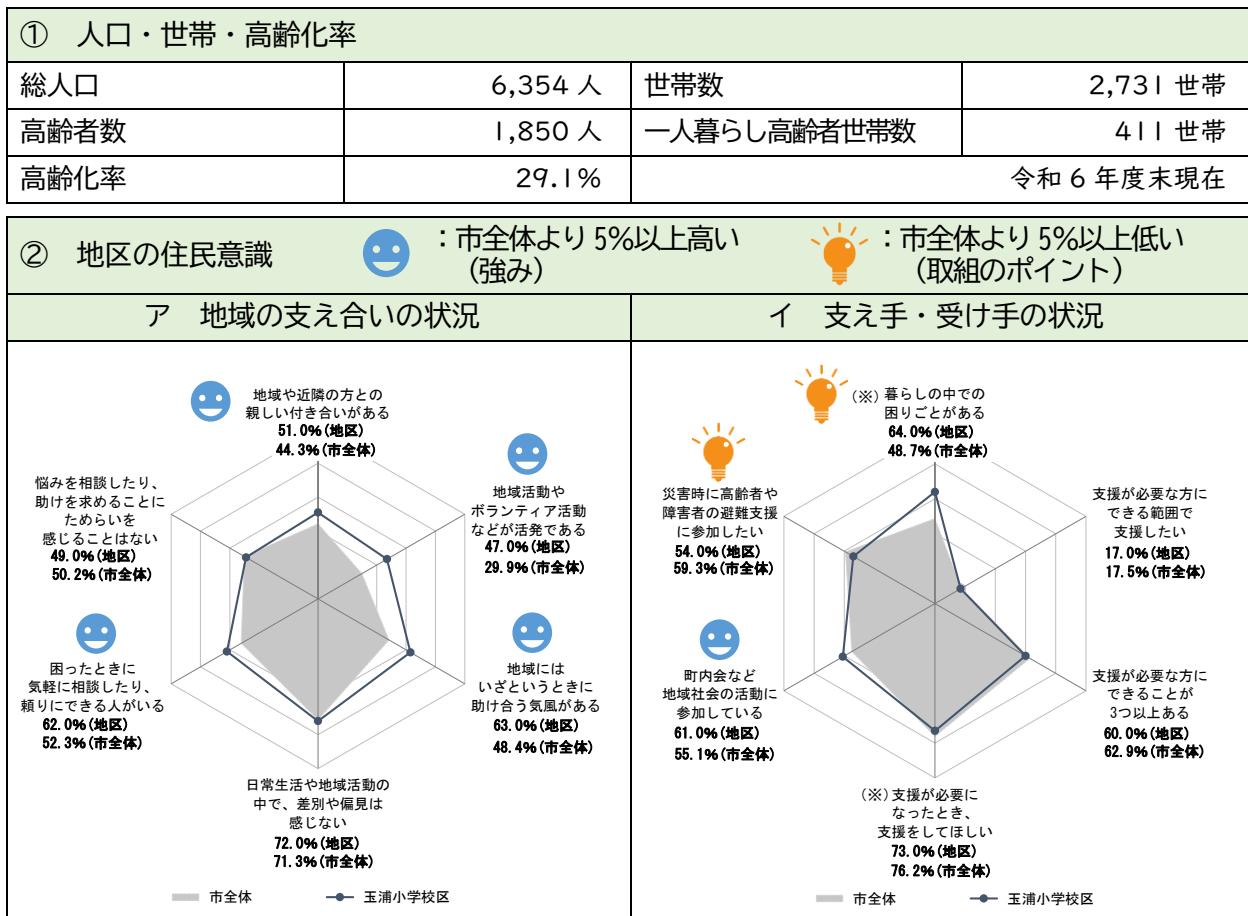


(※)については値が小さいほど地区の状況が良い項目

ウ 福祉や制度への関心・関わりについて	エ 地域の暮らしやすさ・生活環境
<p>福祉への関心がある 74.5% (地区) 74.9% (市全体)</p> <p>市内の相談窓口を3つ以上知っている 43.2% (地区) 43.4% (市全体)</p> <p>成年後見制度または日常生活自立支援事業を利用、内容を知っている、聞いたことがある 72.4% (地区) 69.5% (市全体)</p> <p>ゲートキーパーについて聞いたことがある 18.6% (地区) 16.8% (市全体)</p> <p>福祉により関心を持つようになった 41.6% (地区) 42.8% (市全体)</p> <p>介護保険や障害福祉サービスを利用している 13.0% (地区) 14.4% (市全体)</p> <p>市内でどんな支援やサービスが受けられるか、ある程度知っている 34.5% (地区) 35.6% (市全体)</p>	<p>住んでいる地域は暮らしやすい 84.2% (地区) 80.9% (市全体)</p> <p>公共施設が利用しやすい 47.2% (地区) 41.6% (市全体)</p> <p>高齢者が憩う施設や広場などが充実している 38.5% (地区) 32.9% (市全体)</p> <p>子どもの遊び場や公園などが充実している 47.6% (地区) 35.9% (市全体)</p> <p>地域の治安は良いと思う 77.6% (地区) 74.9% (市全体)</p> <p>市内の福祉施設やサービスが充実している 46.5% (地区) 44.7% (市全体)</p> <p>道路や公共交通機関が利用しやすく、買い物や外出、移動がしやすい 57.1% (地区) 48.0% (市全体)</p>
住民座談会・支援者座談会での主な発言内容のまとめ	
<p><u>トークテーマ：町内の困っているところ・地区的課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢化の進行と担い手不足 町内会役員の担い手不足/見守り支援者自身の高齢化 ■ 移動・交通の不便さ 車がないと生活しづらい/バスが不便 ■ 子育て環境の課題 水遊びや無料で遊べる場所がない/公園が遠い ■ 地域コミュニティの希薄化 隣近所の関係性が薄い/町内会に加入しない世帯の増加 ■ 生活環境の悪化 飛行機・新幹線・トラックの騒音/不法投棄/道路脇のごみ 	<p><u>トークテーマ：町内の良いところ・地区的特性、強み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 高い防災力と見守り体制 町内会を中心に防災意識が高い/防災組織がある ■ こどもが多く、世代間交流がある こどもが多い/色々な町内会行事で高齢者からこどもまで交流している ■ 生活環境の充実 医療機関が多い/スーパーが多く買い物が便利（地域差はある） ■ 活動する高齢者が多い 元気な高齢者が多い/ボランティア活動も行う老人会がある ■ 自然環境 緑が豊か/育てる野菜がきれいに育つし、おいしい/虫とりができる
<p><u>トークテーマ：これから取り組めそうなこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域交流・行事の充実 町内会の行事を行い交流を深めたい/家族みんなで参加できる行事を増やしたい ■ 公園・遊び場の整備・こども支援 公園などを増やして移住者を呼び込む活動/夏祭りなどの行事を行う（こどもたちも参加できる行事）/今のためにこどもたちにとって何か取り組みたい ■ 高齢者支援・見守りの強化 高齢者とこどもの世代間交流の機会をつくる/高齢者支援できるよう、輪をひろげられるよう声掛けをしていく ■ 地域資源・サービス活用の促進 AIバスの利用方法を伝える/地域づくりに理解してもらえる企業を増やす 	

● 玉浦小学校区（回答数：100人）

地区の特徴			
<ul style="list-style-type: none"> 「地域活動やボランティア活動などが活発である」（47.0%）、「地域にはいざというときに助け合う気風がある」（63.0%）、「困ったときに気軽に相談したり、頼りにできる人がいる」（62.0%）など、地域の支え合いに関する項目で高い割合を示しており、地域内の結びつきが強いことがうかがえます。 一方で、「暮らしの中での困りごとがある」（64.0%）も市全体より非常に高く、強いつながりがありながら多くの住民が何らかの課題を抱えている状況です。 「道路や公共交通機関が利用しやすく、買い物や外出、移動がしやすい」（27.0%）は市全体より著しく低く、「公共施設が利用しやすい」（34.0%）、「住んでいる地域は暮らしやすい」（73.0%）も市全体より低い評価となっています。これらの生活環境の不便さが、暮らしの困りごとにつながっている可能性が考えられます。 上記の特徴から玉浦小学校区では、地域内の強固な人間関係を地域福祉推進の大きな力として活用しつつ、顕著な生活環境の課題（特に交通や買い物、公共施設利用）への対策を講じ、住民の暮らしの困りごとの軽減を目指すことが、重要な課題であるとみられます。 			



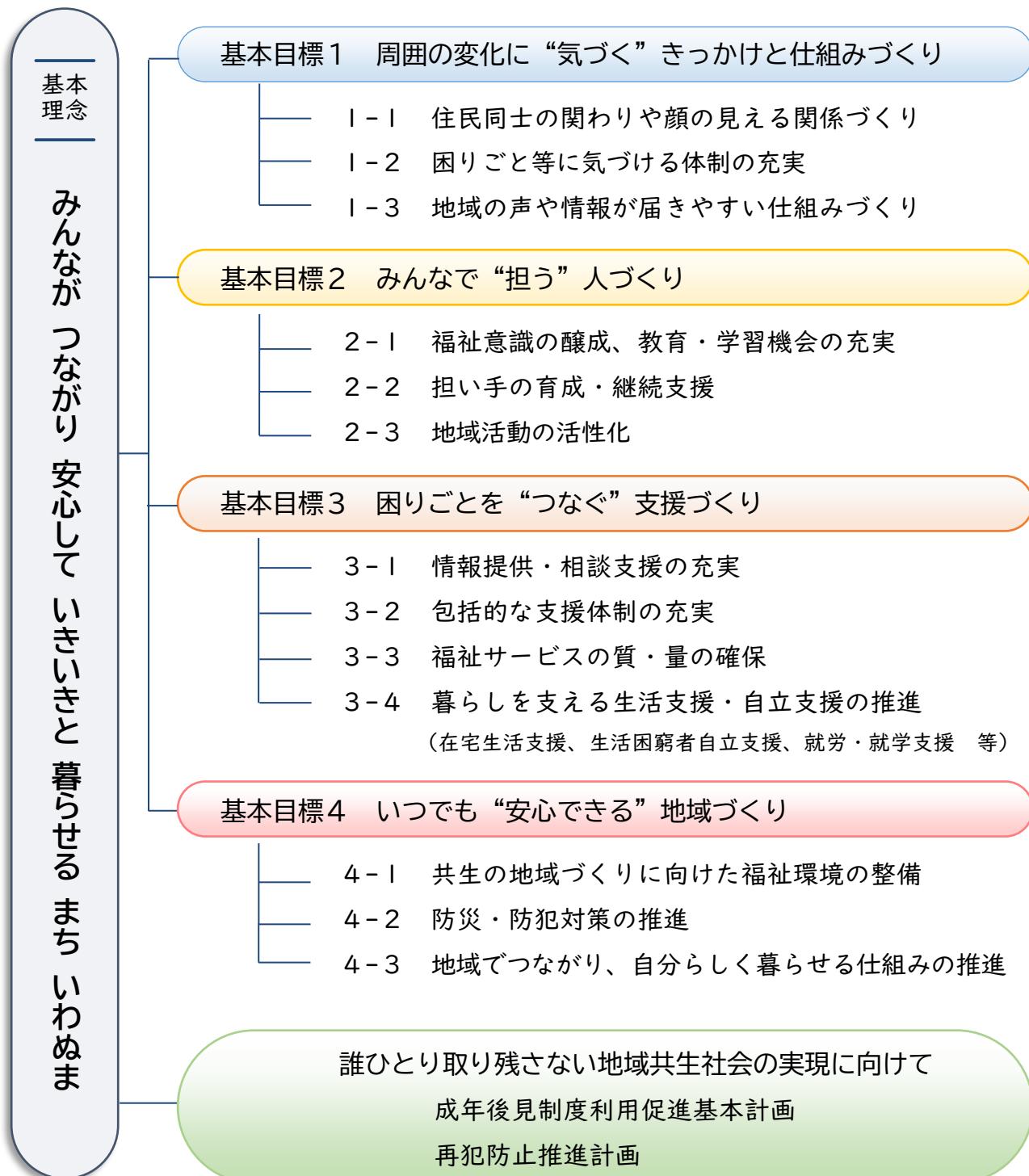
(※)については値が小さいほど地区の状況が良い項目

ウ 福祉や制度への関心・関わりについて	エ 地域の暮らしやすさ・生活環境
<p>福祉への関心がある 74.0% (地区) 74.9% (市全体)</p> <p>市内の相談窓口を3つ以上知っている 45.0% (地区) 43.4% (市全体)</p> <p>成年後見制度または日常生活自立支援事業を利用、内容を知っている、聞いたことがある 64.0% (地区) 69.5% (市全体)</p> <p>ゲートキーパーについて聞いたことがある 14.0% (地区) 16.8% (市全体)</p> <p>福祉により関心を持つようになった 46.0% (地区) 42.8% (市全体)</p> <p>介護保険や障害福祉サービスを利用している 12.0% (地区) 14.4% (市全体)</p> <p>市内でどんな支援やサービスが受けられるか、ある程度知っている 32.0% (地区) 35.6% (市全体)</p>	<p>住んでいる地域は暮らしやすい 80.9% (市全体)</p> <p>公共施設が利用しやすい 34.0% (地区) 41.6% (市全体)</p> <p>高齢者が憩う施設や広場などが充実している 29.0% (地区) 32.9% (市全体)</p> <p>こどもの遊び場や公園などが充実している 33.0% (地区) 35.9% (市全体)</p> <p>地域の治安は良いと思う 73.0% (地区) 74.9% (市全体)</p> <p>市内の福祉施設やサービスが充実している 43.0% (地区) 44.7% (市全体)</p> <p>道路や公共交通機関が利用しやすく、買い物や外出、移動がしやすい 27.0% (地区) 48.0% (市全体)</p>
住民座談会・支援者座談会での主な発言内容のまとめ	
<p><u>トークテーマ：町内の困っているところ・地区的課題</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 交通手段の不便さ 車が必要 ■ 担い手不足 役員のなり手がない/若い人が参加しない ■ 高齢世帯の増加 高齢者が増えている/アパート単身世帯が増えている ■ 交流機会の減少・孤立の進行 交流する機会が少ない/新しい人がわからない ■ 生活環境の課題 買い物が大変/飲食店がほしい <p><u>トークテーマ：これから取り組めそうなこと</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 住民の交流促進 サロン継続/お茶会/集会所をもっと利用する/転入者への声かけ ■ つなぐコーディネート機能の強化 必要な人と物をつなぐ/地域と支援者とのつながり ■ 高齢者支援 声かけ/ひとり暮らしの避難支援 ■ 地域イベントの継続・活性化 元気で楽しめる活動の企画 (カラオケ・お茶会・たこ焼き) 	<p><u>トークテーマ：町内の良いところ・地区的特性、強み</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域のつながりが強い 家族・親戚のつながりが強い/隣近所で心配し合う ■ 健康意識が高い 70歳以上でも働いている/サロンや運動教室が多い ■ 地域活動の充実 健康サロン、カラオケ会、地域イベントが続いている ■ 生活環境の良さ 静かで過ごしやすい/景色が豊か/ごみが少なくきれい

2 施策体系

以下の施策体系により、地域福祉の推進に取り組みます。

図表 施策体系



3 基本目標

地域福祉の推進に向けた“気づく”、“担う”、“つなぐ”、“安心できる”的4つの視点を踏まえ、本計画の基本理念「みんながつながり 安心していきいきと暮らせるまち いわぬま」の実現に向けた基本目標を掲げます。

基本目標1：周囲の変化に“気づく”きっかけと仕組みづくり

住民一人ひとりが、身近な地域での関わりを通じて、地域で困っている人や悩みを抱えている人の変化に“気づく”きっかけとなるよう、見守りや声かけといった住民同士の関わりや顔の見える関係づくりを進めます。

また、日常の挨拶や立ち話、地域の集まりなどを通じた訪問や交流により、変化や困りごと等に気づける体制の充実を図るとともに、地域の声や情報が行政や支援機関に届きやすい仕組みづくりを推進します。

基本目標2：みんなで“担う”人づくり

住民の誰もが、地域で支え合うことの大切さを学び、みんなで“担う”という意識づくりに向けて、学校教育や生涯学習などを通じて、学習・体験機会の充実を図り、「我が事」として参画し、様々な活動の担い手を育成する人づくりに取り組みます。

また、担い手が継続して活動できるよう支援体制を整えるとともに、多様な主体が連携・協働できる体制の構築に取り組みます。

基本目標3：困りごとを“つなぐ”支援づくり

住民が日常生活の中で何か困りごとを抱えたときに、様々な機会を通じて必要な福祉サービス等につながることで、課題解決に向けた支援を受けられるよう、わかりやすく情報を発信します。

また、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な相談や福祉サービス、医療等に“つなぐ”とともに、解決に向けて継続的に取り組めるよう、包括的な支援体制の充実を図ります。

基本目標4：いつでも“安心できる”地域づくり

身近な地域の中でつながりを緩やかに保ちながら、助け合う関係を広げるために、誰もが気軽に集い、交流ができる居場所づくりを推進します。

また、地域における福祉環境の整備や防災・防犯対策を進めることで、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、住民生活の安全安心の確保に努め、いつでも“安心できる”地域づくりに取り組みます。

4 誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現に向けて

誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現を目指し、地域福祉施策と整合を図りながら、岩沼市成年後見制度利用促進基本計画や岩沼市再犯防止推進計画を本計画に包含して策定することで、支援の充実に取り組みます。

岩沼市成年後見制度利用促進基本計画

国及び宮城県の「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、地域に暮らす高齢者や障害のある方をはじめ、財産管理や意思決定に支援が必要なすべての方々が尊厳を持ち、地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。

また、相談体制の強化や市民後見人の養成、人材の連携、地域連携ネットワークの一層の充実を図り、権利擁護支援を多様な立場の関係者と協働して展開します。制度の認知不足や今後想定される高齢化の進展に伴う支援ニーズの増加を見据え、制度の普及啓発に努めることで、誰もが住み慣れた地域で自分らしく生きられる支え合いの地域づくりを進めます。

岩沼市再犯防止推進計画

国や宮城県の再犯防止推進計画を踏まえ、住まいや仕事の確保、保健医療・福祉サービスとの連携を強化するとともに、地域住民の理解を深め、関係機関との連携体制を整えるなど、罪を犯した方やその家族が孤立することなく、息の長い支援のもとで円滑に地域社会へ復帰できる環境づくりに取り組んでいきます。

また、犯罪や非行の背景にある生活困窮や孤独・孤立の福祉的な問題にも広く対応し、一人ひとりの再出発を地域全体で支援します。

さらに、行政のみならず、保護司やその他関係団体、地域住民など多様な主体が協力し、「誰ひとり取り残さない」安全で安心なまちづくりを目指します。

第4章 地域福祉施策の展開

第4章 地域福祉施策の展開

基本目標1 周囲の変化に“気づく”きっかけと仕組みづくり

施策1-1 住民同士の関わりや顔の見える関係づくり



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 本市では総人口は緩やかに減少している一方、65歳以上の高齢者が増加しており、特に一人暮らしの高齢者世帯の増加が顕著で、地域社会の高齢化と孤立リスクが高まっています。また、コロナ禍を経て、地域活動や人々の交流が制限され、地域における「つながり」の希薄化が課題となっています。
- アンケート調査では、隣近所の人との付き合いについて「顔を合わせれば挨拶をする」(54.5%)が最も多く、近所付き合いが希薄化している傾向がみられます。特に18~29歳の若い世代では「ほとんど顔も知らない」(23.3%)と回答するなど、地域とのつながりが薄いことが示されるなど、人間関係の希薄化や活動の停滞が課題となっています。
- 日頃から地域での顔の見える関係づくりは、社会的孤立を防ぎ、防災や防犯といった、いざというときのための取組にもつながることから、引き続きあいさつや声かけ等を通じて、地域での助け合いや住民同士の関わり、交流機会を増やしていく必要があります。
- 本人が抱える課題や問題を早期に発見するため、地域全体での見守り意識の醸成と、関係機関によるネットワーク強化が継続して求められています。



施策の方向性

実施方針

- 日常的なあいさつや声かけを通じて、住民同士の「顔の見える関係」を築く機会を増やします。
- 住民同士のつながりを強化し、地域全体で支援が必要な方の見守りを行い、孤独・孤立や虐待等を防止するため、課題を早期発見・早期対応できる体制づくりを目指します。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 日常的なあいさつや声かけを行うことで、身近な地域で「顔の見える関係」づくりに努め、地域での見守り活動につなげましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 支援が必要な人の変化など、気になることがあれば声をかけましょう。
- 地域の集いの場に積極的に参加し、交流の機会を増やしましょう。

市の取組・支援（公助）

1-1-1：顔の見える関係づくりの推進

(各課)

- こどもから大人まで、家庭内や隣近所等の身近なところからあいさつや声かけを行い、身近な地域で「顔の見える関係」づくりを継続します。

1-1-2：日常的な見守りの仕組みづくり

(各課)

- 住民が気軽に交流できるサロン等の場を活用し、日常的に顔を合わせる機会を増やすことで、住民同士が変化に気づきやすい環境をつくります。
- サロン等の地域活動について広報等を通じ広く市民に周知啓発を行います。

1-1-3：地域見守りネットワーク等の推進

(社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター・学校教育課・生涯学習課)

- 地域や協力事業者等、ネットワークに関わる多様な主体が定期的に情報交換等を行い、支援の必要な住民等の情報共有に努め、地域での見守り・発見・相談・支援のネットワークのさらなる強化に努めます。
- 認知症高齢者等見守りネットワーク事業等のデジタルの活用、地域住民による登下校の子どもの見守りや居場所づくり等、多様な方法で支援が必要な方の見守りを継続します。

1-1-4：こどもや子育て家庭への見守り

(社会福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター・学校教育課・生涯学習課)

- 家庭や地域でこどもを見守り、健やかに育つ地域づくりに努めます。地域ぐるみでこども達の学習や体験をサポートし、学校等と連携しながら、放課後の学習支援や居場所づくり（放課後子ども教室等）を継続して実施します。
- 支援の必要な児童について、「いわぬまきち」へつなぎ、こども家庭センターを中心に、児童の見守りを継続します。

施策1-2 困りごと等に気づける体制の充実



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- アンケート調査では、悩みやストレスを感じたときに相談できる相手が「いる」と回答した人は 76.7%いる一方で、誰かに悩みを相談したり、助けを求めたりすることに「ためらいを感じる」人は 44.4%に上り、支援が必要な人の声が届きにくい状況がうかがえます。
- 複雑な要因が重なり合った課題に対し、対象者とその家族に寄り添った多面的な支援と、関係機関との緊密な連携が不可欠です。
- 支援が必要であることを伝えるためのヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの普及啓発が継続して求められています。



施策の方向性

実施方針

- 相談にためらいを感じる方へのアプローチとして、アウトリーチなど多様な方法による支援や支援者間の情報共有ネットワークを充実させることで、困りごとに「気づける」仕組みを強化します。
- ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの周知啓発を行い、利用促進を図ります。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 自身や家族が抱える悩み、困りごとについて、ためらわずに周囲の人や支援機関に相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 支援が必要な人に気づいた際には、声をかけ、相談窓口などにつなげましょう。
- ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークを持っている人が困っていたら、声をかけ、手助けを行いましょう。

市の取組・支援（公助）

1-2-1：ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの普及・利用促進

（社会福祉課・こども家庭センター）

- 障害者や高齢者、妊婦の方等、周囲からの援助や配慮が必要な方が、困ったときに意思を伝えられるよう、ヘルプカード・ヘルプマーク・マタニティマークの利用促進を図ります。
- SNS や広報、公共機関へのポスター掲示などを通じ、住民に対してマークの内容を周知し、身近な助け合いを促進します。

1-2-2：高齢者・こども・障害者への虐待防止ネットワークの強化

（社会福祉課・介護福祉課・こども家庭センター）

- 要保護児童対策地域協議会や権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会などを開催し、関係機関・関係者間での課題共有と連携強化を図るとともに、住民への虐待の相談・通報先の周知を強化します。
- 虐待の防止等対応指針に基づき、虐待の予防・早期対応に努め、被虐待児・者や養育者・擁護者への適切な支援を継続します。心配な状況を見つけた場合には、各関係機関で情報を共有し、専門的な助言を受けながら適切に対応するとともに、再発防止に取り組みます。

1-2-3：民生委員・児童委員の周知啓発

（社会福祉課）

- 地域のつなぎ役である民生委員・児童委員の活動への理解と協力について情報発信を行い、地域の住民が民生委員・児童委員に相談しやすいような関係づくりを推進します。

1-2-4：包括的な支援体制の推進

（各課）

- 支援を必要としているすべての人が安心して暮らせるよう、地域の関係機関や専門職、住民が連携して支援を行う包括的な支援体制の推進に引き続き取り組んでいきます。

施策1-3 地域の声や情報が届きやすい仕組みづくり



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 複雑化・多様化する住民の困りごとに対し、一つの部署や機関で対応することが困難になっており、庁内や関係機関との連携強化が不可欠です。
- 住民が日常生活の中で何か困りごとを抱えたときに、行政や支援機関にその声が届き、必要な福祉サービス等に確実につながるための仕組みづくりが求められています。



施策の方向性

実施方針

- 住民が必要な情報や支援に容易にアクセスできるよう、各種相談窓口や各種サービスの情報発信を強化します。
- 地域包括支援センターや相談支援事業所など多様な関係機関が連携を密にし、情報共有を行います。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 市や関係機関が発信する福祉サービスや相談窓口の情報に日頃から関心を持ち、必要な情報を確認しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域の活動団体や、社会福祉協議会、地域包括支援センター、相談支援事業所などが開催する情報交換会や会議へ積極的に参加し、地域の情報や課題を共有しましょう。

市の取組・支援（公助）

1-3-1：情報発信の強化

(各課)

- 広報やSNSなど様々な媒体により、各種相談窓口や各種サービスの情報を積極的に発信します。

1-3-2：各種相談支援の実施

(各課)

- 健康問題・心配ごと・行政・人権・消費生活等、各種相談窓口の情報を積極的に発信し、困りごとを抱える住民に対し、必要な支援を行います。
- 分野を横断する課題についても、各窓口や関係機関との連携により、支援につながる相談体制づくりに努めます。

1-3-3：多様な主体との連携による課題把握

(社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・こども家庭センター・生涯学習課)

- 地域で活動する様々な活動団体や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの多様な主体が、情報や課題を共有し、連携・協働できる場や機会の充実を図ります。

1-3-4：妊娠・出産・子育て支援の充実

(こども家庭センター・子育て支援センター)

- 妊娠・出産から子育て期までの切れ目のない支援を充実させ、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。

1-3-5：生活支援コーディネーターや各地区の協議体による課題把握

(介護福祉課)

- 地域包括支援センターがその人に合った資源を選択するための支援ができるよう、生活支援コーディネーター等と連携し、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、対応可能な体制の整備をします。
- 市内の多様なサービス主体（民間企業、介護サービス事業所、地域住民等）と連携し、高齢者の生活課題の解決及び支援に向けた取組を推進します。

1-3-6：障害特性に応じた情報発信・提供の推進

(社会福祉課)

- 聴覚障害や視覚障害、知的障害など、障害特性に応じた方法で、誰もが必要な情報を得られるように情報発信・提供を推進します。

基本目標2 みんなで“担う”人づくり

施策2-1 福祉意識の醸成、教育・学習機会の充実



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 福祉を「我が事」として捉え、自発的に地域活動に参加する住民を増やすためには、学校教育や生涯学習を通じて、福祉への理解や意識を醸成する機会の充実が不可欠です。
- アンケート調査による福祉全般への関心は74.9%と高い一方で、福祉との関わりについて「特に福祉との関わりはない」と回答した人は61.1%となっており、福祉に関心はあるものの、日常的な接点は少ない状況がうかがえます。
- 住みよい地域社会実現への課題では、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」が上位に挙がっており、地域活動の担い手不足が深刻化しています。
- 認知症や障害など、各分野の課題に対する正しい知識を普及啓発し、引き続き住民への理解促進を行う必要があります。



施策の方向性

実施方針

- 住民一人ひとりが福祉を「我が事」として捉え、地域を「みんなで担う」意識を醸成するため、福祉教育や啓発活動を推進します。
- こどもの発達段階に応じた福祉意識の醸成や、高齢者、障害者、子育て家庭など、多様な分野の課題に対する正しい知識の普及啓発を促進し、地域全体で支え合う文化を育みます。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 福祉の課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、福祉に関する広報や情報に目を向けましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 健康づくりや介護予防、認知症や障害等に対する正しい知識を学び、地域での活動に役立てましょう。

市の取組・支援（公助）

2-1-1：福祉教育の推進

（社会福祉課・学校教育課・生涯学習課）

- 地域での支え合い、助け合いの意識を育み、地域福祉の担い手の裾野を広げるため、体験学習等を通じて、児童生徒の福祉意識の醸成を図ります。社会福祉協議会と連携した出前講座メニューの周知と実施を継続します。

2-1-2：地域に開かれた特色ある学校づくり推進

（まちづくり政策課・学校教育課・生涯学習課）

- 地域の多様な人材を生かし、地域の特色を生かした学校づくりを通じて、地域との関わりを広げます。
- こども達の学びを支える地域人材の活動をより多くの方に知ってもらえるよう、コーディネートの取組を広げ、地域と学校が共に成長できる環境を整えます。

2-1-3：こどもと親のための講座・イベントの実施

（子ども福祉課・子育て支援センター・生涯学習課）

- 保育所等のノウハウや専門家の知見を生かした子育て講座を実施し、子育てに関する知識を普及します。
- 子育て家庭相互の交流を推進し、安心して子育てに自信が持てるよう支援します。

2-1-4：福祉に関する住民意識の向上

（社会福祉課）

- 広報・啓発活動を通じて、地域福祉や地域共生社会の考え方、地域での支え合いや助け合いの大切さについて、住民の理解を深めます。

2-1-5：障害者に対する理解の促進

（社会福祉課）

- 障害者が地域で自立した生活を営むうえで生じる、社会的障壁を除去し、共生社会の実現に向け、障害特性に関する地域住民等への理解促進と心のバリアフリーの推進を図るための取組を行います。

2-1-6：認知症に対する理解

（介護福祉課）

- 認知症セミナーや出前講座、認知症サポーター養成講座などを通じて、予防や備えを含めた認知症に対する正しい知識の普及啓発に取り組みます。
- チームオレンジの仕組みを活用し、住民が自然に支え合える、認知症の方にやさしい地域づくりを推進します。
- 認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方である新しい認知症観に基づいた取組を進めていきます。

施策2-2 担い手の育成・継続支援



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域福祉を推進する担い手の育成と活動参加促進が求められている中で、活動のきっかけとして、市民活動の講座や情報発信を継続して実施していますが、「仕事が忙しい」、「行事や活動に関する情報がない」など、参加への一歩を踏み出せない住民もみられます。
- 地域活動の担い手の高齢化が進んでおり、特に活動への参加が少ない若い世代を対象とした取組が十分に実施されていない状況もみられるため、活動の継続を支援するための仕組みづくりが課題となっています。
- 民生委員・児童委員の活動支援については、周知や研修が行われていますが、社会福祉協議会の地域福祉推進員との連携が求められています。
- 専門職の人材育成については、継続的な研修や情報交換が実施されており、相談支援体制の充実に努めています。



施策の方向性

実施方針

- 地域での支え合い、助け合う力を高めるため、地域福祉を推進する担い手の確保・育成に努めるとともに、ボランティアや地域福祉の担い手が「できるときに」「できる範囲で」活動できる環境を整え、活動の継続を支援します。
- 主体的に活動する住民等を増やしながら、地域の課題解決に取り組むことのできる人材の育成に努めます。
- 民生委員・児童委員や健康づくりボランティアなど、地域活動の中核となる活動団体の人材の育成と支援を強化します。育成と支援については、社会福祉協議会と連携して行います。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

- 自分自身、各家庭で
 - ボランティア活動に関心を持ちましょう。
- 地域や仲間とともに
 - 地域のごみ拾いなど、身近なボランティア活動を行いましょう。

市の取組・支援（公助）

2-2-1：住民の地域活動への参加促進

（社会福祉課・まちづくり政策課）

- 多くの住民が役割を持ち、支え合いながら、地域活動に参加する地域づくりを進めます。特に地域活動への参加が少ない、若い世代や仕事から離れる前の50代から、地域活動を気軽に体験できる場づくりを進めます。
- 市民活動に興味を持っていただけるよう、初めての方を対象とした講座等の開催と情報紙の発行を継続します。

2-2-2：ボランティア育成支援

（社会福祉課・まちづくり政策課）

- 地域コミュニティを支えるボランティア活動を効果的に支援し、民間主導による地域福祉を推進します。
- 社会福祉協議会を中心に、ボランティアの人材の発掘や育成、呼びかけを行います。

2-2-3：民生委員・児童委員の活動支援

（社会福祉課）

- 地域の身近な相談相手であり、見守り役である民生委員・児童委員を適正に配置し、育成支援することを通じて地域福祉の推進を図ります。
- 社会福祉協議会・地域福祉推進員と連携し、民生委員・児童委員の活動を支援します。

2-2-4：地域活動を担う人材の育成

（社会福祉課・介護福祉課・健康増進課・子ども福祉課・生涯学習課）

- 健康づくりボランティア（健康づくりサポーター・食生活改善推進員）や、子育て応援者、認知症サポーター等、地域活動を担う人材育成のための研修や活動の継続に向けた支援を行います。
- 認知症当事者や家族の生活支援ニーズと認知症サポーターを中心とする支援者をつなぐ仕組みであるチームオレンジいわぬまの活動を推進するとともに、各チームオレンジのチーム員を育成・支援します。

2-2-5：専門職の人材育成

（社会福祉課・介護福祉課・健康増進課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 専門職に対してスキルアップのための研修会、事例検討会、情報交換などを実施し、市内における相談支援体制の充実に向けて取り組みます。また、各種研修を定期的に実施し、人材育成を継続して行います。
- 手話奉仕員を養成する研修を実施します。
- 専門職の実習の受け入れを行うなど、後進の育成に努めます。

施策2-3 地域活動の活性化



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 地域の課題解決には、団体間の連携・協働がこれまで以上に重要になっています。一方で、コロナ禍を含む社会状況の変化や担い手不足などにより、活動の継続や新たな団体の立ち上げが難しくなっています。そのため、継続して活動する団体の基盤強化や次世代の担い手の育成・参加を支援し、多様な団体が連携しながら活動を活性化できる仕組みづくりが求められています。
- 自治会・町内会は地域コミュニティの中核を担う重要な組織であり、見守り活動における連携は継続していますが、担い手不足など、課題も指摘されています。



施策の方向性

実施方針

- 地域コミュニティの中核である自治会・町内会や様々な住民活動団体（NPO、ボランティア団体等）の活動を側面から支援し、持続可能な地域づくりを推進します。
- 多世代が気軽に交流できる地域の居場所（サロンや子育て支援センターなど）の活動を推進します。
- 地域の様々な活動団体が、協働して取り組むことができるよう、情報提供、交流機会の確保など、団体間をつなぐ様々な支援を行い、重層的な支援体制づくりを後押しします。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 地域活動の拠点（コミュニティセンターなど）を、ルールを守って利用しましょう。

- 住民活動団体や自治会・町内会などの地域活動に参加しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 自治会・町内会活動や、住民活動団体などの住民活動に積極的に参加しましょう。

- 活動団体間で情報交換を行い、互いに協力しながら活動の幅を広げましょう。

市の取組・支援（公助）

2-3-1：自治会・町内会等への支援

(社会福祉課・介護福祉課・総務課・まちづくり政策課)

- 地域コミュニティの中核を担う自治会・町内会等の活動を支援し、住民が相互に協力しながら暮らしやすい地域社会づくりを進めます。
- 市民活動サポートセンター情報紙の発行や専門相談会・講座等を継続して開催し、町内会や市民活動団体を支援します。

2-3-2：住民活動支援

(各課)

- 住民が行う社会貢献活動や地域活動を活性化させるため、活動団体の取組を支援します。

2-3-3：団体間の連携による活動の強化

(社会福祉課・まちづくり政策課)

- 地域活動の活性化を推進するため、地域の活動団体や地域資源の把握を行いながら、積極的に地域活動へ参画します。
- 福祉関係団体同士が取組や課題を共有できる情報交換会を定期的に開催し、連携を深めます。併せて、広報やSNSなどで福祉に関する情報をわかりやすく継続的に発信し、住民と関係団体の情報共有を進めます。

2-3-4：NPO法人等の活動促進

(社会福祉課・まちづくり政策課)

- 地域福祉の担い手であるNPO法人（特定非営利活動法人）等が活動しやすい環境整備に取り組み、公的な支援だけでは対応が難しい地域課題の解決に向けた活動を促進します。

2-3-5：岩沼市社会福祉協議会との連携・協働

(社会福祉課)

- 地域福祉の担い手を育成し、地域で活動する団体等の連携を推進するため、岩沼市社会福祉協議会の機能や役割の充実を図り、地域活動団体の活性化に取り組みます。

2-3-6：地域の憩いの場の推進

(介護福祉課・健康増進課・子ども福祉課・子育て支援センター)

- 誰もが気軽に立ち寄れる交流サロンの活動支援や、新規立ち上げの支援を行います。
- 交流サロンや運動教室等の活動団体に対しては、研修会や補助金交付による活動支援を継続し、地域の憩いの場づくりを推進します。

基本目標3 困りごとを“つなぐ”支援づくり

施策3-1 情報提供・相談支援の充実



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 市民アンケートでは、「市内でどんな支援やサービスが受けられるか、ある程度知っている」の割合は低く、福祉サービスや相談窓口等の情報提供の強化が主要な課題とみられています。
- 各種相談支援については、分野を横断する課題についても関係機関との連携により、必要な支援につなげられていますが、制度の切れ目が支援の切れ目にならないよう、継続的に関わることが求められています。



施策の方向性

実施方針

- 住民が必要な福祉サービスや制度について、適切な相談窓口につながるよう、福祉に関する制度の情報や地域情報等をわかりやすく発信します。
- 分野を超えて対応すべき複雑な課題についても、各相談窓口において丁寧に対応し、重層的につないでいく支援を行います。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 広報やホームページ等を通じて発信される福祉サービスや相談窓口の情報に关心を持ち、情報収集に努めましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 相談窓口の情報を共有し、困りごとを抱える人に寄り添い、相談窓口につなげましょう。

市の取組・支援（公助）

3-1-1：福祉に関する情報提供・周知の充実

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 住民が必要とする福祉サービス等に関する情報や地域の保健福祉活動について、情報を取得する媒体を市民が選択できるよう、広報やSNSなどを活用して発信します。

3-1-2：相談方法の充実

（各課）

- 窓口や電話などの既存の相談方法に限らず、SNS等を活用した相談を実施し、市民の相談しやすい環境づくりを推進します。保健福祉サービスや相談窓口の周知を行い、継続してオンラインやショートメッセージ等を活用した相談を実施します。

3-1-3：子ども・若者への相談支援の強化

（社会福祉課・こども家庭センター・学校教育課・生涯学習課）

- 不登校やいじめの問題への対応とともに、スクールソーシャルワーカー等を配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。
- 地域社会全体で、子どもや若者を見守り支え、安全安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。
- 要保護児童対策地域協議会や不登校・ひきこもりサポートネットワーク検討会を中心に、支援者の孤立防止と情報共有に努めます。
- 子どもの心のケアハウス（あいるーむ）や学び支援教室を拠点とし、不登校児童生徒への相談・直接支援を行うことで、一人ひとりに適した社会参加を促し、保護者等への支援を行います。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置し、関係機関との連携により児童生徒の課題解決を支援します。

3-1-4：地域包括支援センターの機能の強化

（介護福祉課）

- 多様化、複雑化・複合化する地域課題に対応し、高齢者が地域で安心して暮らしていくための地域づくりや支援体制の構築を推進していくために、地域包括ケアシステムの核となる地域包括支援センターの機能の強化を図ります。

3-1-5：こども家庭センターの充実

(こども家庭センター)

- 妊娠出産、乳幼児期までの各時期に応じて親と子の健康づくりを進めるほか、各種母子保健事業を実施し、健全な母性の育成や子育て支援を行います。
- 困難を抱える子育て家庭へは、必要に応じて専門の職員が寄り添いながら各家庭の状況に応じたサポートを行います。
- 児童虐待や DV などの相談窓口を設け、困難を抱える家庭が気軽に相談できる体制を整えます。

3-1-6：障害児者相談支援体制の強化

(社会福祉課)

- 障害者の地域生活を支えるため、基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の強化について検討を行います。
- 障害者相談支援事業所と連携し、地域課題や社会資源の発掘に努め、効果的で質の高い支援に取り組みます。

施策3-2 包括的な支援体制の充実



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 生活上の困難を抱える人の課題の複雑化・複合化に対応するため、包括的な支援体制の構築に向けて、地域住民による支え合いと公的支援が連携する取組を推進しています。
- 地域には、悩みや課題を抱えながらも制度の対象にならない、いわゆる「制度の狭間」にある相談事例が確認されており、関係機関の連携強化が重要となっていることから、「制度の狭間」にある人を見逃さない仕組みづくりが必要となっています。



施策の方向性

実施方針

- 地域全体を「丸ごと」支える包括的な支援体制の整備に向けて、制度の狭間にいる人を含め、生活上の困難を抱えるすべての人に対し、切れ目のない支援を提供できる包括的な支援の仕組みづくりを目指します。
- 医療、介護、障害、人権擁護など多分野の専門機関との連携を強化し、複合的な課題に対応できる専門職員のスキルアップに取り組みます。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 身近な相談窓口に相談しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域で見守りや声かけを行い、困っている人を見つけたら、相談窓口につなげましょう。

市の取組・支援（公助）

3-2-1：包括的な支援体制の整備

(各課)

- 高齢者、障害者、子ども等の生活上の困難を抱える人が地域で自立した生活を送れるよう、地域や分野を超えた関係機関が連携し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の強化や情報共有体制等、円滑な運用に向けた検討を引き続き行います。

3-2-2：在宅医療・介護の連携強化

(社会福祉課・介護福祉課・健康増進課)

- 医師、看護師に加え、医療ソーシャルワーカーや社会福祉士、介護支援専門員などの多職種が連携し、医療と介護サービスを包括的に提供する環境づくりに取り組み、住み慣れた地域で安心して生活できる体制を整備します。

3-2-3：切れ目のない支援の構築

(社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課・子ども家庭センター)

- 悩みや課題を抱えながらも、制度の狭間にいる人や複合的な生活課題を抱えた人を早期に発見し、関係機関と情報共有や連携を強化して必要な支援につなげます。

3-2-4：包括的な相談支援体制を支える人材の育成

(社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課・子ども家庭センター)

- 複合的な課題を受け止めて適切に状況を把握し、他機関連携による支援を提供するための専門性と幅広い知識や経験を持つ人材を育成します。

3-2-5：幼稚園・保育所・小学校等との連携による課題の解決

(社会福祉課・子ども福祉課・学校教育課・生涯学習課)

- 幼稚園、保育所、小学校等との連携を深め、子どもの連続した育ちを支援します。また、市担当者や幼稚園、保育所、小学校等の組織の会議等を開催し、学校や子どもに関する様々な課題への対応の検討を行います。
- 就学前からつくる個別の教育支援計画（つながるiシート）の活用を継続し、切れ目のない支援の定着を図ります。

3-2-6：健康づくり推進協議会・食育推進調整会議による健康課題の解決

(健康増進課)

- 健康づくり推進協議会、食育推進調整会議において、市内の関係機関団体と連携し、引き続き、住民の健康課題の検討や対応について協議します。

3-2-7：人権擁護と女性・こどもへの支援

(社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター・まちづくり政策課・市長公室)

- 人権擁護委員による相談所の開設や人権啓発活動を継続するほか、小中学生を対象に「人権教室」を開催し、人権やいじめについて考えるきっかけを作り、互いを思いやる心を育みます。また、子どもの人権110番やLINE人権相談等、相談窓口の周知を図ります。
- 日常生活に困難を抱える女性の相談支援を行い、DV被害者等への支援に取り組みます。
- 子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進するほか、引き続き児童相談所虐待対応ダイヤル等の周知の推進に努めます。

施策3-3 福祉サービスの質・量の確保



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 福祉や健康に関する住民ニーズは、一人ひとりの生活状況や健康状態により多様化しています。このため、よりきめ細やかなニーズを総合的に受け止めることができる仕組みの充実が課題となっています。
- 最適なサービスを適切に選択できるよう、サービスに関する情報提供の充実と、利用を支援する仕組みの強化が必要です。
- 相談支援体制では、窓口の数などの「量」は確保できているものの、複雑な問題に対応できる専門職の「質」の向上が求められており、専門職のスキルアップや多職種連携を強化していく必要があります。



施策の方向性

実施方針

- 本人、家族からの相談や関係者が集まる場など様々な機会を通じて、地域特性やニーズを把握します。
- 支援を必要とする人が適切なサービスを利用し、自立した生活を送ることができるよう、質の確保に努め、サービス等を利用しやすい環境を整えます。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 利用したい福祉サービス等の情報を収集し、福祉サービスや制度について正しい理解を深めましょう。
- 自身や家族を支え、自立した生活を送ることができるよう、必要な支援・サービスを活用しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 自身の困りごとや必要なことを支援者に明確に伝えるため、福祉サービスや支援内容を把握し、地域で情報共有をしましょう。

市の取組・支援（公助）

3-3-1：各種保健福祉サービスの充実

（社会福祉課・介護福祉課・健康増進課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 地域特性や支援ニーズを把握し、各分野の個別計画の策定に合わせてサービスの充実に向けた見直しを行いながら、高齢者福祉、障害福祉、こども・子育て支援等、適正なサービスの確保と充実を図ります。

3-3-2：福祉サービスの質の向上

（社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課）

- サービス提供事業所への集団指導と運営指導の計画的な実施、サービス提供事業所への指導や専門職員等に対する指導・助言・監督等を継続し、サービスの質の向上を図ります。

3-3-3：福祉サービスの適切な選択と利用を支援する仕組みの検討

（社会福祉課・介護福祉課・健康増進課・子ども福祉課）

- 医療機関・介護サービスマップやガイドブック等の情報提供や、各種相談支援を通じて、住民が自ら希望する福祉サービス等を適切に選択して利用できるよう努めます。

施策3-4 暮らしを支える生活支援・自立支援の推進



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 高齢化や核家族化が進む中で、住民が求めている支援は多様化しており、きめ細かいニーズの把握と生活支援の提供が必要であり、地域ごとの課題解決に向けた活動やニーズ把握が継続して行われています。
- アンケート調査では、「力仕事(家具の移動など)ができない」(13.6%) や「話し相手、遊び相手が少ない」(13.5%) が暮らしの困りごとの上位に挙げられています。
- 生活保護世帯数及び保護人員は増加傾向にあり、生活困窮者に対する相談支援や就労支援の強化が求められています。
- ひきこもり支援については、相談窓口と居場所づくりが構築され、関係機関とのネットワーク構築が進んでいます。



施策の方向性

実施方針

- 日常生活に困難を抱える人の生活支援ニーズをきめ細かく把握できるよう相談支援体制を強化し、住民相互の地域での支え合い活動などインフォーマルサービスを含めた多様な生活支援に取り組みます。
- 経済的支援だけでなく、就労支援や相談支援を強化し、複合的な課題に対応できる切れ目のない支援を推進します。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 生活上の困難や経済的な困窮を抱えた際には、公的な支援のみならず、様々な社会資源や相談窓口を利用しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域での生活支援ニーズ（買い物、力仕事、ごみ出しなど）に気づき、できる範囲での支え合い活動を進めましょう。
- 日頃から近所との付き合いや、地域の集いの場に参加しましょう。

市の取組・支援（公助）

3-4-1：生活支援サービスの実施

（社会福祉課・健康増進課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 生活支援ニーズの把握に努め、地域での支え合い体制の構築に向けた取組（友愛訪問等の普及、インフォーマルサービスの開拓、市内企業との連携等）を推進するなど、必要な生活支援の提供に取り組みます。

3-4-2：生活困窮者や生活保護者の自立支援

（社会福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター）

- 関係機関との連携のもと、生活困窮者の実態把握に努め、子どもの貧困対策も視野に入れながら、個々の状況に応じた相談支援や生活支援、就労活動の支援を行います。
- 生活保護制度の適切な運用と、生活保護に至る前の自立促進支援を実施します。生活困窮者自立支援事業においては、住宅困窮に関する相談を効果的に組み込むなど、住まいの確保と生活の安定を一体的に支援します。
- ひとり親家庭の自立の促進に向けて、生活や就業等に関する相談支援を行い、経済的支援をはじめとする各種支援の取組を進めます。

3-4-3：ひきこもり支援

（社会福祉課・介護福祉課・子ども福祉課・こども家庭センター・学校教育課・生涯学習課）

- ひきこもり当事者の社会参加に向けた支援を推進するため、当事者やその家族を対象とした相談窓口の設置や居場所づくり等を行います。
- 不登校・ひきこもりサポートネットワーク検討会を継続し、情報交換を行うなど連携体制の強化を図ります。
- 長期にわたりひきこもりの状態にある子と高齢の親が抱える「8050問題」などについて、家庭の孤立化を防ぐための早期の相談支援や、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。

基本目標4 いつでも“安心できる”地域づくり

施策4-1 共生の地域づくりに向けた福祉環境の整備



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- いつまでも住み慣れた地域で生活を継続できるよう、住環境の整備や移動手段の確保が重要です。
- 特に移動手段の確保については、各種制度の利用促進が図られ、AI乗合バスの新規実装などが行われておりますが、アンケート調査では、「買い物や通院などの外出が不便」が暮らしの困りごとの上位に挙げられており、特に公共交通機関の利便性向上や移動支援の強化が求められています。
- アンケート調査では、子どもの遊び場、高齢者が集う施設や広場、公共施設といった生活環境の充実に対する肯定的な評価は半数以下となっています。



施策の方向性

実施方針

- コミュニティセンター等の多世代が交流できる地域福祉拠点の運営を継続し、交流の場づくりを推進します。
- 高齢者・障害者や子どもなどの移動の困難さを解消するため、福祉サービスや公共交通機関の充実、AI乗合バスの推進など、ソフト・ハード両面からの環境整備を進めます。
- 住環境の安定とバリアフリー化を促進し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを推進します。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 公共交通機関（市民バス・AI乗合バス等）や身近にある公共施設の情報を収集し利用しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域にある公共施設を利用して、多世代と交流しましょう。

市の取組・支援（公助）

4-1-1：地域福祉拠点施設の運営

(各課)

- 誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域の拠点施設（コミュニティセンター・交流プラザ等）の運営を継続し、仲間づくりや必要な支援につなげます。

4-1-2：移動手段の確保

(社会福祉課・介護福祉課・危機管理課・生活環境課)

- 高齢者や障害者の移動手段として、福祉タクシー利用助成や外出支援サービス支給、市民バス・デマンドタクシー・AI 乗合バスの運行等、各種制度の利用促進と移動手段の充実を図ります。
- 運転免許証自主返納支援事業を継続し、運転免許の自主返納の支援や、公共交通機関の利用を促進します。

4-1-3：暮らしやすい住環境の形成

(社会福祉課・介護福祉課・都市施設課)

- 高齢者、障害者、低所得者等の居住の安定に向け、公営住宅の維持・管理や、住宅に困窮する方へ多様な支援事業と連携し入居支援を推進します。
- 高齢者や障害者が安心して住み続けられるよう、福祉用具貸与・支給や住宅改修費の支給、住宅耐震化の補助など、暮らしやすい住環境の形成に取り組みます。

施策4-2 防災・防犯対策の推進



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 大規模な自然災害のリスクが常に存在しており、自主防災組織の支援や防災訓練は行われているものの、地域における防災意識の向上や支援体制の強化は継続的な取組が必要です。
- 災害発生時における避難行動要支援者への支援体制の強化が課題となっており、福祉避難所の整備を進めていく必要があります。
- 犯罪被害を未然に防ぐための啓発活動や、認知症や障害等により判断能力が不十分な方の見守りや相談支援の充実が求められています。



施策の方向性

実施方針

- 地域が主体となった防災訓練やリーダー育成を支援し、住民の防災意識と地域防災力の向上を図ります。
- 避難行動要支援者名簿に基づき、防災・福祉部門が連携し、個別避難計画の策定や福祉避難所の整備を進め、災害時における要支援者への適切な支援体制を確立します。
- 防犯対策や消費者被害対策を推進し、住民が安全に安心して暮らせる地域環境づくりに取り組みます。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 避難行動要支援者名簿の活用の必要性について理解し、災害への備え（ハザードマップの確認や、食料、水などの備蓄）をしましょう。
- 自主防災組織や地域の防犯、交通安全活動に積極的に参加しましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 災害時には、隣近所で声をかけ合い、特に高齢者や障害者など要配慮者の安否確認や避難支援に協力しましょう。
- 特殊詐欺や消費者被害を防ぐための情報に注意し、地域での見守りを行いましょう。

市の取組・支援（公助）

4-2-1：災害時の支援体制づくり

（危機管理課）

- 自主防災組織の支援に努め、防災訓練や防災講話等を通じて、地域における住民の防災意識と地域防災力の向上を図ります。
- 防災士や宮城県防災指導員等、地域防災のリーダーとして活動する人材を育成し、地域における災害時の支援体制の充実を図ります。

4-2-2：避難行動要支援者の避難支援体制

（社会福祉課・介護福祉課・危機管理課）

- 自主防災組織や民生委員・児童委員、ケアマネジャー・相談支援専門員等の避難支援等関係者との連携を強化し、避難支援制度の普及啓発を図ります。
- 福祉避難所の協定を締結している社会福祉法人等との連携を図り、福祉避難所マニュアルの活用や災害時における受入体制の整備を進めます。

4-2-3：災害時の応急対策支援体制の整備

（総務課・危機管理課・都市施設課）

- 区長や町内会長等と災害時の連絡体制を整備し、災害発生時に素早く対応できる応急対策支援体制づくりを進めます。
- 安全・安心に利用できる住宅の確保に向けて、民間住宅の耐震化を促進するため、補助制度等の普及啓発に努めます。

4-2-4：防犯・消費者被害対策の推進

（社会福祉課・介護福祉課・産業振興課・危機管理課）

- 犯罪の被害を未然に防ぐため、警察等の関係機関と連携した啓発活動（防犯教室、防犯機能付き電話機の貸出等）を実施し、住民の防犯意識向上に努めます。
- 認知症、障害等により判断能力が不十分な方の消費者被害を防ぐため、地域包括支援センター等と連携し、相談窓口の周知や情報提供に努めるほか、警察や地域ボランティア等と連携した見守りを継続します。

4-2-5：安心・安全な地域づくりの推進

（子ども福祉課・危機管理課・学校教育課・生涯学習課）

- 自転車の安全運転や交通事故被害を防ぐため、交通安全教室の開催等、交通安全運動を推進します。
- 地域における住民等による児童生徒の登下校時の見守りパトロール等を支援するほか、警察等の専門機関との連携を強化し、安全な地域づくりを推進します。
- 関係機関と連携した防犯活動を実施するとともに、安全教育の推進、補助事業を継続していきます。

施策4-3 地域でつながり、自分らしく暮らせる仕組みの推進



施策を取り巻く環境（現況・課題）

- 高齢者、障害者、こどもなど、すべての住民が住み慣れた地域でいきいきと活躍できるよう、社会参加の機会の充実や相互理解を深めていくことが重要です。
- 健康づくりの推進にあたっては、生活習慣病予防、フレイル予防、介護予防などを一体的に捉え、住民の主体的な取組を支援していく必要があります。



施策の方向性

実施方針

- 高齢者、障害者、こどもなど、すべての住民が生きがいを持ち、自分らしく地域社会に参加し、活躍できる機会を創出します。
- 健康づくり、介護予防、就労支援などを一体的に推進し、社会参加を促進します。

住民・地域に期待する役割（自助・互助・共助）

■ 自分自身、各家庭で

- 健診を毎年受け、自らの健康状態を確認し、疾病の予防や早期発見・早期治療に努めましょう。
- 自身の能力や経験を生かし、地域活動へ参加し、生きがいづくりに取り組みましょう。

■ 地域や仲間とともに

- 地域の方との交流の機会に参加し、活動を広げていきましょう。

市の取組・支援（公助）

4-3-1：多様な健康づくりと食育の推進

(健康増進課・介護福祉課)

- 住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、生活習慣病予防やフレイル予防、介護予防に関する正しい知識の普及啓発を行います。
- 健診の受診勧奨や食育推進を通じて、疾病の予防や早期発見・早期治療、生活習慣改善に向けた支援を行います。

- 健康づくりボランティアと連携し、身近な地域で運動や食生活を通じた健康づくり活動を推進します。
- 各種感染症の予防対策と適切な情報発信に努めます。

4-3-2：高齢者就労支援・生きがいづくり

(介護福祉課・産業振興課)

- 高齢者の生きがい、健康づくり及び介護予防を目的とした地域活動への支援を実施し、高齢者の社会参加を促進します。また、能力や技術、経験を生かして、就労を含めた生きがいづくり、社会参加を促進します。
- シルバー人材センターへの支援や、高齢者の生きがいと健康づくりを目的とした地域活動への支援を実施します。
- 高齢者が主体的に集い、交流や地域活動に取り組む場を支援し、幅広い参加を促します。また、見守り活動など地域の支え合いにつながる取組を広げ、活動内容の充実を図ります。

4-3-3：障害者の社会参加促進

(社会福祉課・生涯学習課)

- 障害者を対象に体験活動や、スポーツ・文化・芸術活動等による地域住民との交流を通じて社会参加を促進します。
- 障害福祉サービスの利用等において、それぞれの特性に応じた就労の実現や社会参加を支援します。
- 障害者が社会参加しやすいよう、福祉タクシー利用助成や燃料費助成等、外出、移動への支援を行います。

4-3-4：子育て世帯や子どもが集う場づくり

(子ども福祉課・子育て支援センター・生涯学習課)

- 子育てサロンや子育てグループの活動の活性化と継続に向けた支援を行います。
- 子育てに関するイベントの実施や、参加者同士の交流を通じて、子育てしやすい地域づくりを推進します。
- 地域の中で異年齢の子どもが、様々な活動を通じて共に行動することにより、子どもの社会的成長の糧となる活動を推進します。
- 地域ぐるみで子ども達の学習や体験をサポートするなど、地域が主体となって子ども達に放課後の支援を行います。また、コーディネーターやサポーターの確保に努めます。

第2期岩沼市成年後見制度利用促進基本計画

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨と背景

本計画は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方々が、住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

成年後見制度は、財産管理や身上保護に関する法律行為を支援する重要な制度ですが、現状では十分に活用されていない状況にあります。本市においても、年少人口、生産年齢人口がいずれも減少する一方、老人人口は増加し、高齢化率が令和6年度に28.1%を占めるなど、今後権利擁護支援のニーズは多様化・増大化していくと考えられます。

令和3年3月の第1期岩沼市地域福祉計画の見直しに際しては、その施策の一部を岩沼市成年後見制度利用促進基本計画と位置付け、同計画に内包しました。また、岩沼市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）設置に先立ち、令和3年度から岩沼市成年後見制度利用促進体制整備における協議会設置に関する準備会を立ち上げ、関係者の協力のもと議論を重ねるなど、協議会の円滑な立ち上げに向けた取組を進め、令和5年11月に協議会を設置しました。

令和7年度をもって第1期岩沼市成年後見制度利用促進基本計画が最終年度を迎えることから、令和8年度から10年間の第2期岩沼市成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、国や県の計画と連動し、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築と一体的に推進します。

(2) 計画の位置付け及び期間

① 計画の位置付け

本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けるものであり、岩沼市総合計画を最上位計画とし、岩沼市地域福祉計画の理念のもと策定するものです。

また、認知症、知的障害、精神障害などその他の理由により、判断能力が不十分な状態にある市民に対し、その権利を擁護し、意思決定を支援することにより、本人の自発的意思が尊重され、その権利が担保される地域づくりを目指します。

② 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

③ 計画の対象者

本計画の対象者は、認知症や知的障害者、精神障害者などで判断能力が不十分な方々を対象とします。

こうした方々が、地域の一員としてこれからも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域社会全体で支援していくことが重要となります。そのため、地域のすべての住民が関わる計画とし、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

2 成年後見制度について

成年後見制度は、判断能力が不十分な方を法律的に保護し、支援するための制度であり、財産管理や身上保護（介護・福祉サービスの利用契約など）の法律行為を支援します。

（1）法定後見制度

法定後見制度は、障害や認知症の程度に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの種類（類型）が用意されています。

法定後見制度においては、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えること、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。

図表 法定後見制度

類型	判断能力の程度	支援の権限
後見	判断能力がほとんどない	原則としてすべての法律行為を取り消したり、本人の代わりに行うことができる。
保佐	判断能力が著しく不十分	重要な法律行為について同意又は取消しをしたり、特定の法律行為を本人の代わりに行うことができる。
補助	判断能力が不十分	特定の法律行為について同意又は取消しをしたり、本人の代わりに行うことができる。

（2）任意後見制度

本人がまだ判断能力を持っているうちに、将来に備えて、誰にどのような支援をしてもらうかを契約で前もって決めておく制度です。本人の判断能力が低下した際に、家庭裁判所で任意後見監督人が選任されて初めて契約の効力が生じます。

3 成年後見制度の利用に関する現状と課題

第2期岩沼市地域福祉計画の「第2章 地域福祉を取り巻く現状」を踏まえ、本市における成年後見制度の利用に関する現状及び課題は次のとおりです。

(1) 本市の現状

① 高齢者数と障害者数の増加

令和6年度の高齢化率は28.1%であり、特に後期高齢者が増加しています。また、療育手帳所持者数や精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあり、権利擁護のニーズが高まっています。

② 制度の利用状況

市内における法定後見制度の利用者数は近年40~50人前後で推移しており、任意後見の利用は極めて少ない状況です。全国的にも法定後見（後見類型）の割合が多く、保佐・補助、任意後見の利用は十分に進んでいないという課題があります。

図表 (再掲) 市内における成年後見制度の利用者数

区分	令和元年 7月1日	令和2年 8月3日	令和3年 7月1日	令和4年 10月1日	令和5年 10月1日	令和6年 8月1日	令和7年 5月1日
法定後見人 (人)	52	48	50	48	49	43	48
後見	42	36	36	34	36	32	36
保佐	10	12	14	14	12	10	11
補助	0	0	0	0	1	1	1
任意後見 (人)	2	2	2	1	1	1	0

資料：仙台家庭裁判所後見センター（各時点データ）

③ 市長申立ての実施状況

市長による申立ては増加傾向にあり、本市でも令和5年度には4件実施されています。

図表 (再掲) 市長申立て実施件数

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市長申立て (件)	0	1	2	0	2	4	0
高齢者	0	1	2	0	2	3	0
障害者	0	0	0	0	0	1	0

資料：介護福祉課・社会福祉課（各年度末現在）

④ 日常生活自立支援事業の利用者数・相談件数

認知症や障害などにより判断能力に不安がある方の福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の利用者については、令和元年度以降5人前後で推移しています。

図表 （再掲）日常生活自立支援事業の利用者数・相談件数

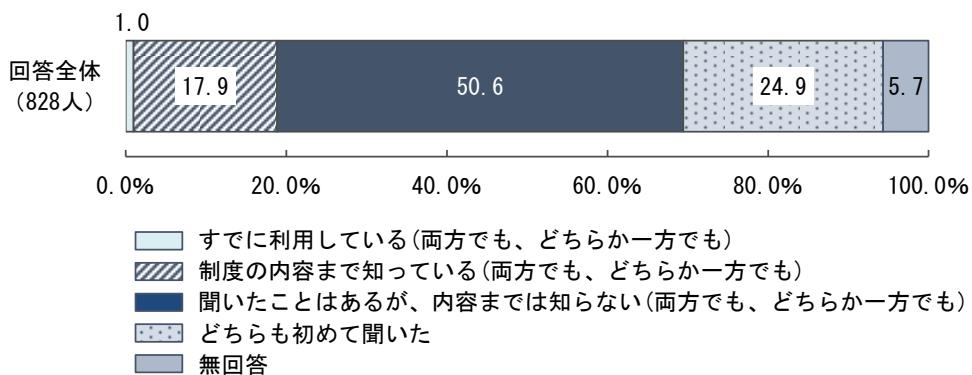
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (人)	3	2	6	5	6	6	5
うち新規	0	0	4	0	1	1	2
うち解約	1	1	0	1	1	1	3
新規相談件数 (人)	2	5	3	2	4	2	3

資料：岩沼市社会福祉協議会（各年度末現在）

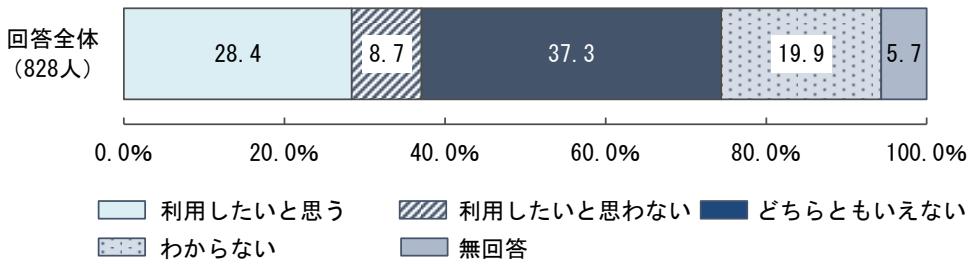
⑤ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の認知、利用意向

成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業については、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」(50.6%)が最も多く、将来の利用意向が28.4%を占めています。

図表 （再掲）成年後見制度あるいは日常生活自立支援事業の認知状況

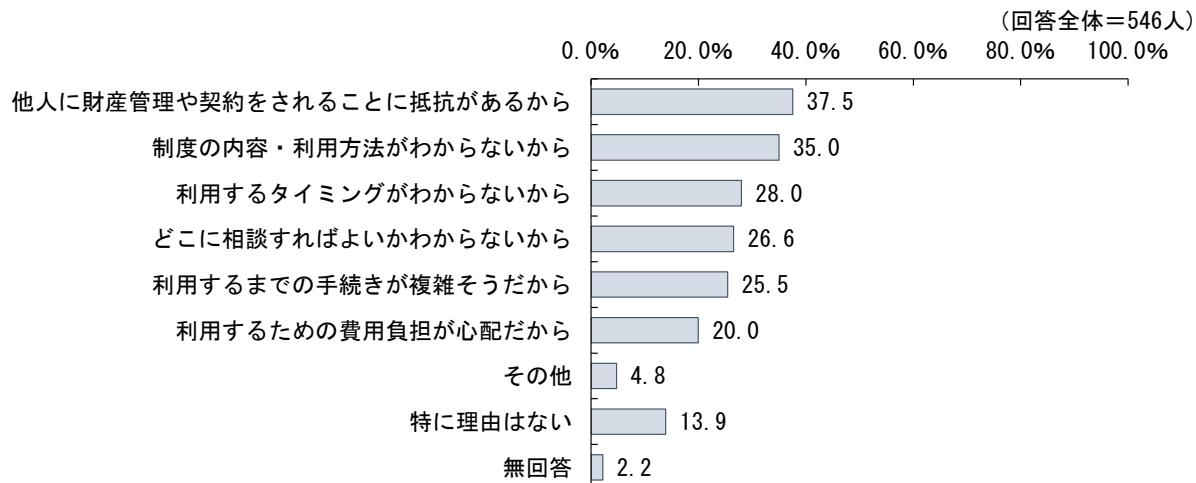


図表 （再掲）成年後見制度の利用意向



利用に消極的な理由として「他人に財産管理や契約をされることに抵抗があるから」(37.5%)、「制度の内容・利用方法がわからないから」(35.0%)などが挙げられています。

図表 (再掲) 利用に消極的な理由について



(2) 制度利用促進に向けた課題

① 認知症高齢者や障害者を取り巻く環境の変化への対応

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者や判断能力が不十分な方に加え、単身高齢者が増加しています。また、親族とのつながりが希薄な方や身寄りのない方も増えており、支援が必要なケースは多様化しています。さらに、障害者の親世代の高齢化により支援を必要とする事例も拡大していることから、成年後見制度を円滑に活用できる支援体制の整備が課題となっています。

② 制度の周知・啓発

アンケート結果から、成年後見制度について聞いたことはあるが、内容までは知らない方が多くみられました。そのため、制度の利用を促進するための周知・啓発が求められます。

③ 担い手（後見人等）の確保・支援体制の整備

市民後見人や法人後見の育成は必要不可欠ですが、専門職による継続的な支援体制の整備も求められており、本市では県と連携しながらこれらの取組を進めていきます。

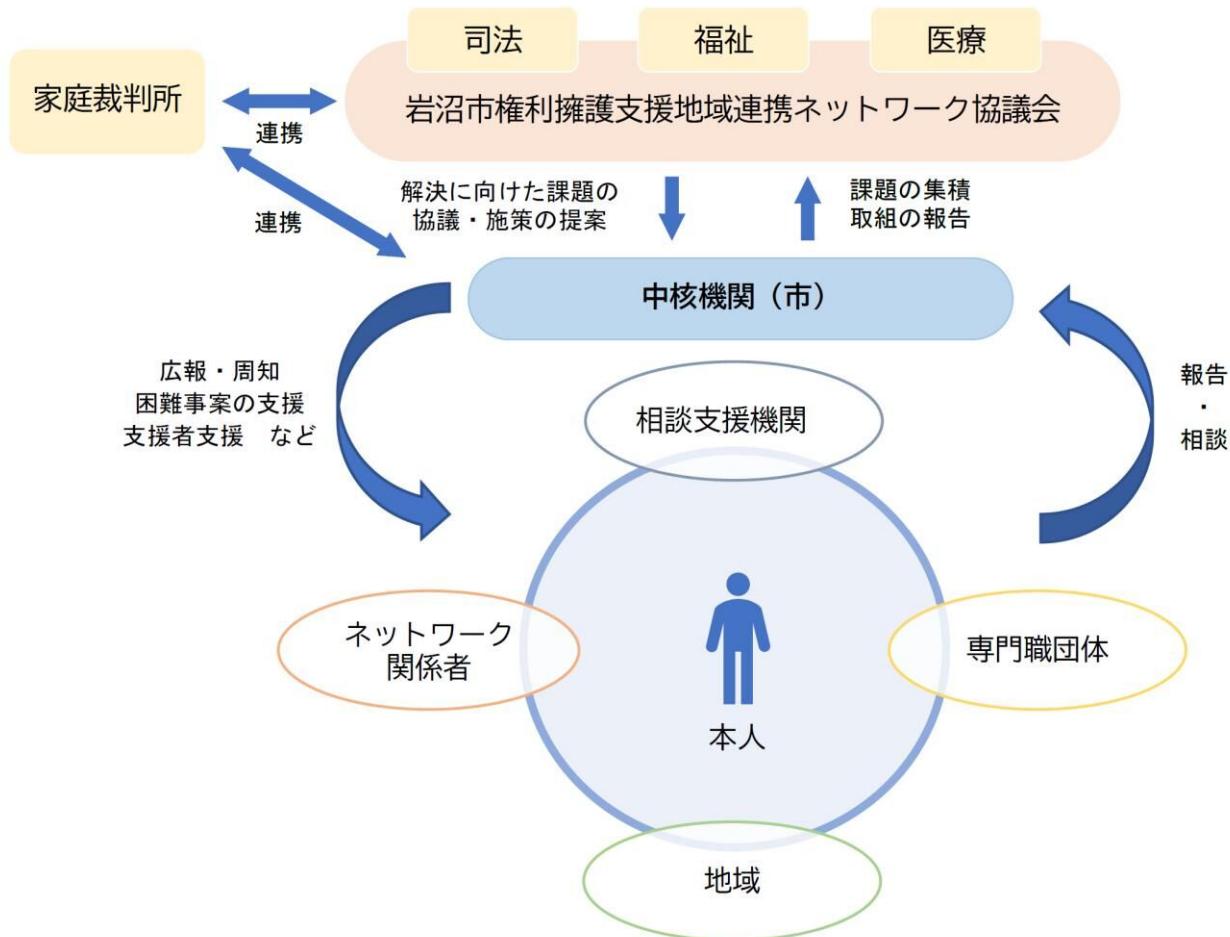
④ 家庭裁判所との連携強化

家庭裁判所と後見人選任に必要な情報を共有し、適切な後見人の選任につなげます。

4 取組方針

(1) 地域連携ネットワークの整備

図表 岩沼市権利擁護支援地域連携ネットワーク協議会のイメージ



① 協議会

■ 機能・役割

- ・権利擁護支援における司法、福祉、医療等の関係機関及び関係団体との地域連携体制の強化を図り、これらの機関及び団体による自発的な協力を進めるため、権利擁護に係る取組内容の協議、市や関係機関の取組内容の報告等を行います。

■ 構成員

- ・弁護士、司法書士、医師、社会福祉士などの、司法、福祉、医療等の関係機関及び関係団体により構成します。なお、家庭裁判所からは、オブザーバーとして参加協力を得ます。

② 中核機関

■ 機能・役割

- ・地域連携ネットワークのコーディネート、協議会の事務局、制度の周知及び支援チームへの支援を行い、成年後見制度の利用前から後見人選定後の支援までの幅広い役割を担います。
- ・地域包括支援センターや相談支援事業所から困難な事例の相談が上がってくることを想定し、市長申立てをはじめ、成年後見制度に関する相談について対応します。

■ 構成員

- ・岩沼市

③ 権利擁護支援チーム

■ 機能・役割

- ・後見等開始前においては、本人、その家族、地域包括支援センター、相談支援事業所、相談支援専門員、介護支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療機関、地域の関係者等で結成されます。
- ・後見等開始後においては、これに後見人等を加えたメンバーが個々の状況に応じて「チーム」となり、本人の意思を尊重した財産管理・身上保護を行う仕組みとなります。

■ 構成員

- ・本人、本人の家族、地域包括支援センター、相談支援事業所、相談支援専門員、介護支援専門員、介護・障害福祉サービス事業者、医療機関、地域の関係者等

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組

①権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における「権利擁護の相談支援」機能及び「制度利用の案内」機能を強化するための取組については、次のとおりです。

■ 制度の周知・啓発の強化

- ・成年後見制度の相談窓口を市民に広く浸透させるため、チラシ等を活用し周知啓発を強化していきます。
- ・講座や講演会をとおして、成年後見制度の重要性などについて周知するとともに、市独自のパンフレットを活用し、制度の理解促進に努めます。

■ 支援者や相談機関との連携強化

- ・市域の多様な支援者が、権利擁護支援の必要な方を相談支援機関につなげる体制を構築し、相互理解を深めるため、合同研修会、意見交換会等を実施します。

■ 中核機関を中心とした重層的な相談体制の整備

- ・在宅で生活している方、医療機関に長期入院している方、施設等に入所している方など、本人の生活状況に応じた一次相談窓口との連携を強化し、中核機関を二次相談窓口として位置付けます。
- ・支援ニーズの高い事例や複雑な課題の事例については、関係専門職から助言を得て、その内容を踏まえた適切な支援方針の検討・実施につなげる体制を整備します。

図表 (例) 生活状況に応じた相談対応について

生活拠点	高齢者の場合	障害者の場合	
在宅（自宅）	地域包括支援センター	相談支援事業所	
居宅（有料老人ホーム）	地域包括支援センター 介護支援専門員		
介護施設・グループホーム 障害者施設	施設相談員		
医療機関	医療ソーシャルワーカー等		

■ 成年後見制度の利用の見極めを行う仕組みづくり

- ・権利擁護支援ニーズの整理で確認された課題に応じて、専門職を派遣するための基準と手順を整備します。

■ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実

- ・日常生活自立支援事業などの既存の権利擁護支援策の充実を図ります。

②成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）

成年後見制度の開始までの場面（申立の準備から後見人の選任まで）における「権利擁護支援チームの形成支援」機能及び「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組については、次のとおりです。

■ 受任イメージの共有

- ・本人にとって最も適切な人が選任されるよう、本人の心身・生活状況・財産等の考慮すべきポイントを整理し、受任に関するイメージを共有できるよう、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深めます。

■ 市民後見人・法人後見の育成

- ・地域の担い手である市民後見人の育成については、宮城県と連携し推進していきます。また、法人後見については、長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、取組を推進していくことが必要です。法人後見の育成についても、養成研修の実施などを含め、県と連携して検討を進めます。

■ 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦の仕組みづくり

- 専門職団体の協力を得ながら、後見人等候補者の検討・推薦方法やマッチングの手法を共有し、市民後見人の適否や候補者の属性、対象者の意向や相性、複数後見などの柔軟な選任形態も考慮できる体制を整備します。
- 申し立てから選任まで円滑に進むよう、家庭裁判所との情報共有を行います。

■ 市長申立ての適切な実施と支援

- 身寄りのない方など、本人申立てや親族申立てが難しく、申立てを行う人がいない場合、市長による申立てを行います。また、申立ての必要性を判断するため、必要に応じて関係者による検討会議を実施します。

③成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人の選任後）

成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）における「権利擁護支援チームの自立支援」機能及び「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組は、次のとおりです。

■ 意思決定支援や後見人等の役割についての理解促進

- 意思決定支援に関するガイドライン等の基本的な考え方について、研修等を通じて、保健、医療、福祉、介護、金融など幅広い関係者や地域住民に継続的に普及啓発をします。また、後見人等の役割についても理解が深まるよう周知を図ります。

■ 地域の担い手の活躍支援

- 市内で活動している後見人が安心して活動できるよう、相談・助言体制の充実や関係機関との連携を図り、地域で継続して活躍できる環境を整備します。また、多様な主体が参画できるよう、実践につながる研修の実施やフォローアップを行い、後見人等が地域の担い手として役割を發揮しやすい体制づくりを進めます。
- 後見開始後、本人と後見人を中心としたチームによる会議を定期的に実施するなど、支援方針の確認や情報共有を行い、活動を継続的に支援します。

■ 後見人と地域の連携

- 後見人のみでは解決できない身寄りのない被後見人への緊急対応や生活支援などの課題に対し、地域の関係者が協力して支援する仕組みづくりを構築します。

■ 適切な後見人等の選任

- 本人の状況の変化を考慮し、後見人の交代について検討を行います。

■ 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

- 将来的に市民後見人への交代が想定される事案や、後見人等の不正が把握された場合に、家庭裁判所と中核機関が適時連絡し合うことができる仕組みを整えます。

(3) 取組の展開

取組については、国が示す『「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組』に基づき、「①権利擁護支援の検討に関する場面」から段階的に実施していきます。ただし、「①権利擁護支援の検討に関する場面」の取組の充実を待たずには、実施する必要性があると判断した取組は優先的に取り組みます。

また、取り組んだ内容については、協議会に報告し、意見をいただきます。

	「共通理解の促進」の視点	「多様な主体の参画・活躍」の視点	「機能強化のための仕組みづくり」の視点	令和8年度
①権利擁護支援の検討に関する場面 (成年後見制度の利用前)	・制度の周知・啓発の強化	・支援者や相談機関との連携強化	・中核機関を中心とした重層的な相談体制の整備 ・成年後見制度の利用の見極めを行う仕組みづくり ・成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実	
②成年後見制度の開始までの場面 (申立の準備から後見人の選任まで)	・受任イメージの共有	・市民後見人・法人後見の育成	・後見人等候補者の検討・マッチング・推薦の仕組みづくり ・市長申立ての適切な実施と支援	
③成年後見制度の利用開始後に関する場面 (後見人の選任後)	・意思決定支援や後見人等の役割についての理解促進	・地域の担い手の活躍支援	・後見人と地域の連携 ・適切な後見人等の選任 ・家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築	令和17年度

第1期岩沼市再犯防止推進計画

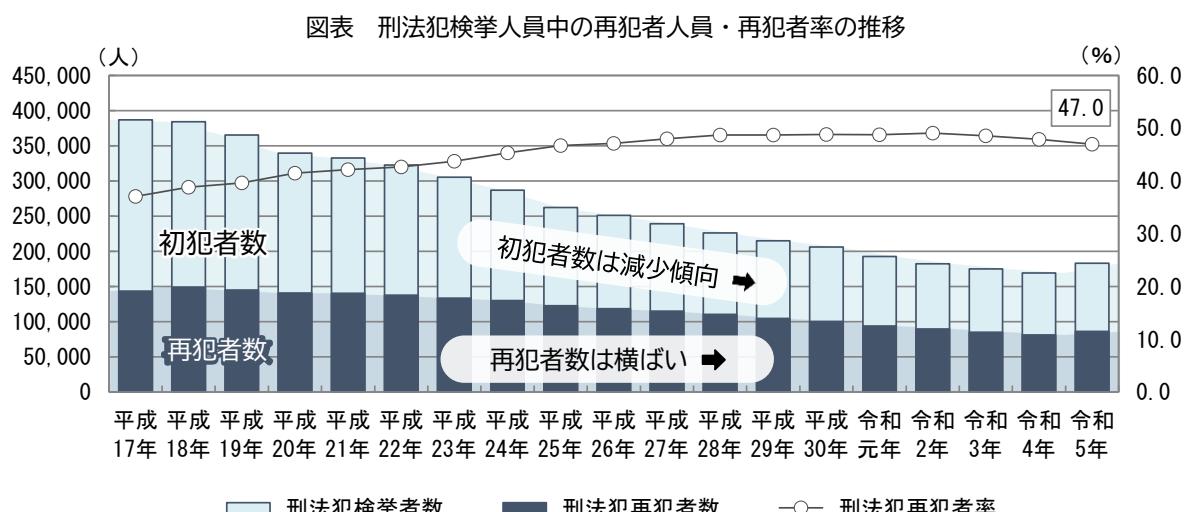
1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の背景・趣旨

犯罪や非行に陥る背景には、高齢、障害、困難な成育環境、孤立や貧困など、様々な「生きづらさ」が隠れていることがあります。こうした困りごとが解消されないまま、適切な支援につながれないことで、犯罪を繰り返してしまう人も少なくありません。このような再犯の連鎖を断ち切り、すべての住民が安全・安心に暮らせる地域を実現するためには、刑事司法の対応だけでは不十分であり、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、福祉・就労・住まいなどへのアクセスを確保し、生活基盤の安定を図ることが不可欠です。

警察庁の統計によると、日本全体の刑法犯の検挙人員は近年大きく減少しており、特に「初犯者数」は大幅に減少しています。一方で「再犯者」はほぼ横ばいの状況が続いているおり、令和5年では、検挙された人の約47%（概ね「検挙された人の2人に1人」）が再犯者とされています。このことからも、再犯を防止する取組を進めることが、地域の犯罪件数や被害者数を減らし、安全・安心な地域社会をつくるうえで極めて重要であるといえます。

本計画は、こうした全国的な動向と課題を踏まえつつ、国や宮城県の再犯防止推進計画と連携しながら、本市の地域特性や実情に即した施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものです。そして、犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、地域の一員として復帰し定着できるよう、地域社会全体で支援していくことで再犯を防止し、「誰ひとり取り残さない地域共生社会」の実現を目指します。



(2) 計画の位置付け及び期間

① 計画の位置付け

本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法) 第8条第1項の規定に基づき策定する「地方再犯防止推進計画」として位置付けるものであり、岩沼市総合計画を最上位計画とし、岩沼市地域福祉計画の理念のもと策定するものです。

② 計画期間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

なお、社会情勢、制度の改正、住民ニーズの変化などに柔軟に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

③ 計画の対象者

本計画の対象者は、矯正施設（刑務所、少年院等）出所者等、起訴猶予者、執行猶予者、非行少年など、地域社会において何らかの支援が必要な方とします。

一方で犯罪や非行をした人が社会において孤立することなく、地域の一員として復帰し定着できるよう、地域社会全体で支援していくという視点が重要となります。そのため地域のすべての住民が関わる計画とし、誰ひとり取り残さない地域共生社会の実現を目指します。

2 再犯防止に関する動向と課題

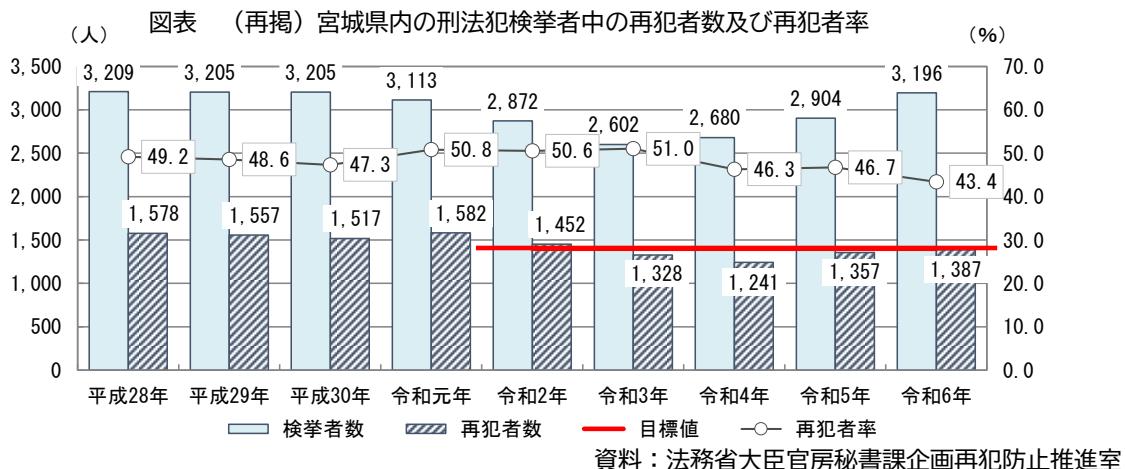
第2期岩沼市地域福祉計画の「第2章 地域福祉を取り巻く現状」を踏まえ、再犯防止に関する動向と宮城県内の課題を次のとおり整理します。

(1) 宮城県内の動向

① 宮城県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

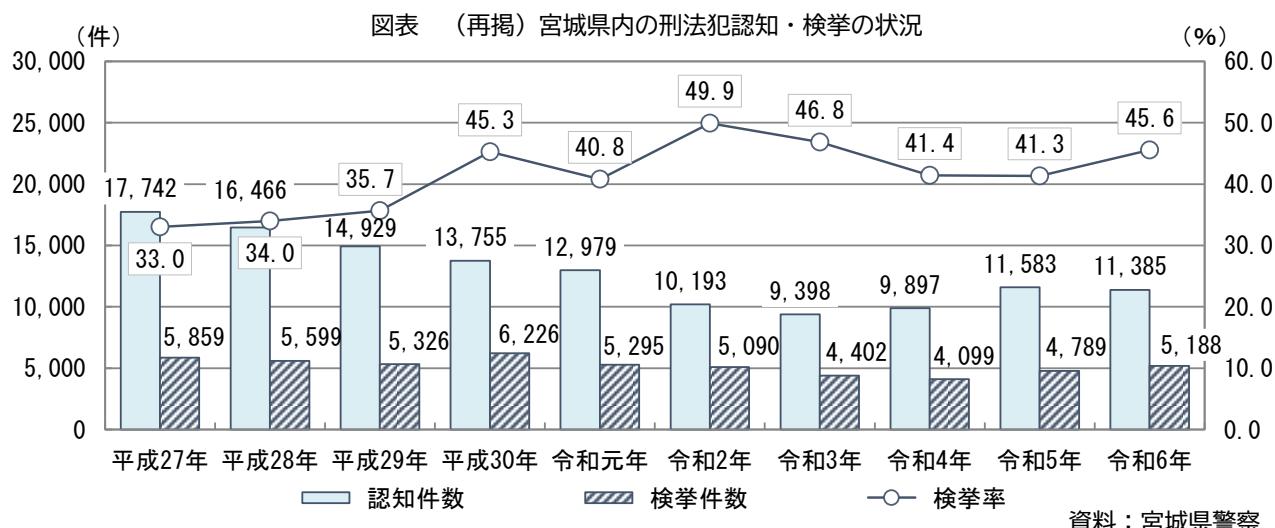
宮城県内の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率をみると、宮城県内の再犯者数は、第1次宮城県再犯防止推進計画の数値目標「令和6年の再犯者数1,400人以下」の水準を令和3年から達成しています。

また、再犯率は、令和3年に51.0%でしたが、その後は減少し、令和6年には過去10年で最も低い43.4%となっていますが、検挙者数は増加しています。



② 宮城県内の刑法犯認知・検挙の状況

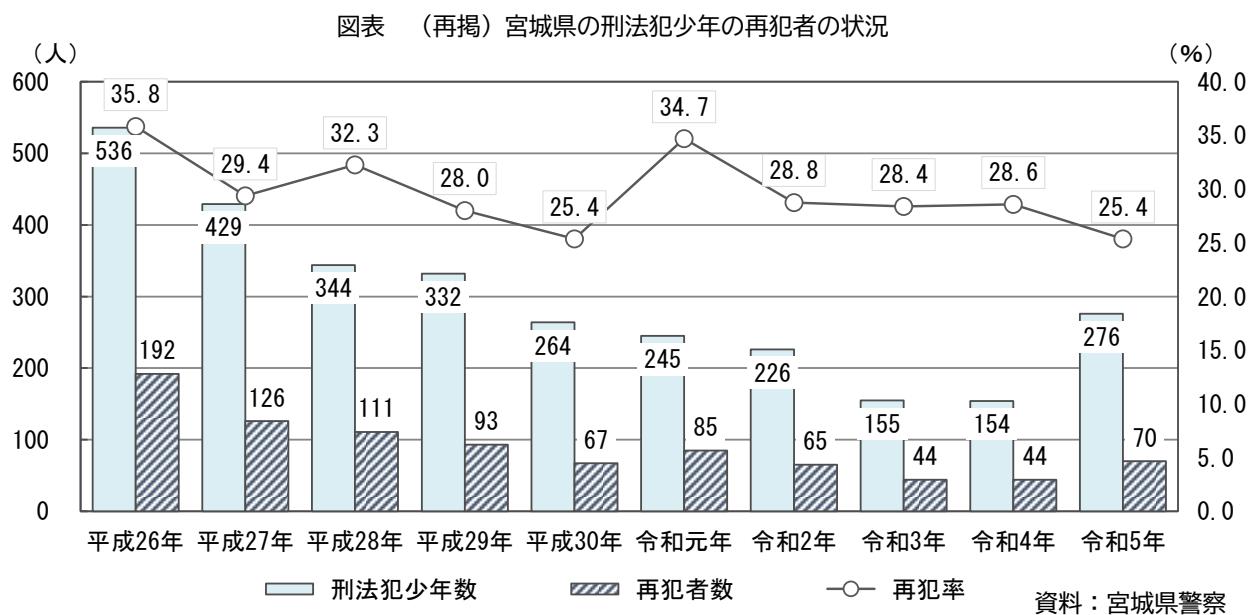
宮城県における刑法犯の認知・検挙状況をみると、犯罪認知件数は令和3年まで減少傾向で推移してきましたが、令和4年は増加に転じ、令和6年は11,385件で、前年の11,583件よりも減少しています。



③ 宮城県の刑法犯少年の再犯者の状況

宮城県の刑法犯少年の再犯者の状況をみると、令和3年と令和4年に44人まで減少しましたが、令和5年は70人に増加しています。

令和5年の再犯者率は25.4%となっており、再犯者率は長期的にみて減少傾向にあります。



(2) 制度利用促進に向けた課題

① 社会復帰後の孤立防止・社会復帰に向けた多岐にわたる課題への対応

犯歴のある方々の中には、貧困や病気、成育環境等から、様々な困難や生きづらさを抱えている方が少なくありません。社会復帰後も地域社会で孤立することなく安定した生活を送るために、一人ひとりの多岐にわたる課題へ継続して対応していく必要があります。

② 地域の理解と連携した支援の構築

本市では更生保護に取り組む関係機関、保護司や更生保護女性会等とともに啓発活動を行い、住民の理解促進に努めています。今後は再犯防止・社会復帰に向けた取組の推進に向けて、就労、住居確保、保健医療、福祉、非行防止など、様々な支援をしていくことが求められています。

③ 少年の再非行防止と立ち直りに向けた課題

宮城県内のデータをからは、少年についても一定の割合で再非行が発生しており、再犯防止は成人だけの課題ではありません。少年期は人格が形成される途上の段階にあり、適切な支援や周囲の温かい関わりが特に重要となります。少年院等の施設から地域に戻った後、再び非行を繰り返してしまうケースも一定数存在しているため、少年から大人への移行期に孤立させないよう、本人の特性に応じた伴走支援が求められています。

3 市の役割と基本方針

(1) 市の役割

市は、再犯防止のための取組を推進し、罪を犯し、立ち直りを決意した方を地域で受け入れ、共に生きていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

そのため保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする方に対し、特にこれらのサービスへのアクセスが困難な方や、複合的な課題を抱えている方に対して、地域を構成する一員として安定して生活できるよう、適切にサービスを提供していきます。

(2) 基本方針

本計画に基づくすべての施策は、国の再犯防止推進法の基本理念を踏襲し、「誰ひとり取り残さない」地域共生社会の実現を目指します。

また、罪を犯した人であっても、福祉の観点から分け隔てなく必要なサービスを提供し、その立ち直りの意思を尊重し、孤独・孤立を防ぐための継続的な支援を展開し、再び罪を犯さないようにするために、関係機関と連携し、息の長い支援を行っていきます。

この基本方針に基づき、次の3点を中心に施策を推進していきます。

① 包摂性の確保と連携の強化

福祉、医療、就労支援など、市が提供するすべての行政サービスを、国や県、そして民間の支援団体と緊密に連携しながら、途切れなく提供します。

② 生活基盤の安定

就労、住居確保、健康といった生活の土台を確固たるものにすることで、再犯リスクの低減を図ります。

③ 地域社会への理解促進

広報・啓発活動を通じて、地域住民が再犯防止の重要性を理解し、立ち直ろうとする方を温かく受け入れる地域社会づくりに努めます。

4 重点的に取り組む施策

宮城県の再犯防止推進計画の重点課題と連動し、生活基盤の支援と地域ネットワークの構築に焦点を当て、具体的な取組の方向性を示します。

(1) 地域における包摂的な支援

近年の保護司の高齢化や担い手不足、地域コミュニティの希薄化といった課題を踏まえ、更生保護の新たな担い手となる環境を整備し、地域社会全体で支援の輪を広げます。

① 地域の支援の輪を広げる

孤立を防ぎ、切れ目のない支援を実現するため、保護司会や更生保護女性会の地域の関係団体等との連携を強化し、市が支援の「つなぎ役」としての機能を果たします。

また、少年の立ち直り支援に向けて、本人が過去の過ちを反省し、社会のルールの中で生活できるよう、学校、警察、児童相談所などの関係機関とのネットワークを強化していきます。地域の中において、「自分を認めてくれる大人が地域にいる」と実感できる包摂的な環境を整えることで、再犯の連鎖を断ち切り、自立を後押しします。

② 住民への理解促進

再犯防止啓発月間に開催する「社会を明るくする運動」等を通じて、住民一人ひとりが、再犯防止は自身の安全・安心な生活に直結する課題であることを理解し、立ち直ろうとする方を地域の一員として受け入れる機運を醸成します。

保護司や更生保護女性会等の活動について、市のホームページや広報において紹介し、市民の理解促進を図ります。

③ 支援者への協力

地域で活動する保護司の担い手不足解消に向け、広報を行うとともに、地域福祉の担い手である民生委員・児童委員と連携し、研修等の機会を通じて再犯防止推進に関する理解促進を図ります。

保護司の面接場所については、更生保護サポートセンターにて対象者との面会を行っているが、地理的条件により利用が出来ない場合には、公的施設を面接場所として利用できるよう支援します。

(2) 就労の確保に関する支援

不安定な就労は再犯のリスクを高める要因の一つです。市では、早期に就労が困難な方に対して、生活基盤の安定と就労自立に向けた「事前準備」を重点的に支援します。

① 就労への基礎づくり

働くうえで求められる知識や資格等が不足しているために短期で離職してしまうこと及び円滑に求職活動が進まず再犯に至ってしまうケースを防ぐため、生活困窮者自立支援制度を活用し、支援します。

② 生活困窮世帯の支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、個別の相談に応じ、適切な就労支援プログラムや職業訓練へつなげます。また、ハローワークや県が運営するジョブカフェ等、関係機関と連携し、対象者の特性や希望に応じた就職支援を実施します。

(3) 住居の確保に関する支援

刑務所出所時に帰住先がない場合、再犯リスクは著しく高まります。市は、安定した社会生活を営むうえで、住居の確保は最も重要な生活基盤支援として位置付け、関係機関と連携した支援を行います。

① 経済的セーフティネット

離職や生活困窮等で住居を失った方の生活基盤の安定のために、住居確保給付金の給付や居住支援等により、住居の確保に関する支援を行います。

② 賃貸住宅へのアクセス支援

身寄りがなく保証人が見つからないなど、住居確保に大きな制約がある方々に対し、住宅セーフティネット制度を活用するなど、住宅確保要配慮者（保護観察対象者等を含む）の賃貸住宅への入居の円滑化を図るため、制度の効果的な運用に向けた取組を推進します。